

既存施設等リニューアル事業
各業務仕様書および委託・現場説明書

目 次

○各業務仕様書

- ・建築設計業務委託共通仕様書
- ・建築設計業務特記仕様書
- ・土木設計業務特記仕様書
- ・工事業務特記仕様書
- ・建築工事特記仕様書
- ・建築改修工事特記仕様書
- ・外壁改修工事特記仕様書
- ・電気設備工事特記仕様書
- ・特記仕様書(機械設備工事)
- ・解体工事特記仕様書
- ・土木工事特記仕様書

○各委託・現場説明書

- ・委託説明書(建築・設備)
- ・現場説明書(建築・設備)
- ・現場説明書(土木)

建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1.1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、建築設計業務(建築の意匠及び構造、電気設備、機械設備、敷地内屋外整備の基本計画、基本設計、実施設計及び積算をいうものとし、以下「設計業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計図書とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいい、これらは、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間には相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1.2 用語の定義

設計図書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡市をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
4. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう。
7. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
8. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
9. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
10. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
11. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
12. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

18. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
20. 「検査」とは、契約図書に基づき、設計業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記仕様書による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記仕様書による。

第3章 業務の実施

3.1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後10日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3.2 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手に当たり、設計図書又は監督員の指示を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3.3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記仕様書による。
2. 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3.4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
3. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受け、業務完了後10日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3.5 業務工程表

受注者は、契約締結後10日以内に業務工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めた場合は除く。

3.6 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3.7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理等主たる部分を、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者は福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び、設計業務委託契約書第44条の2第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する者であってはならない。
5. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

3.8 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときはその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、特許権等の対象となっている履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったときに、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。この場合、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3.9 監督員

1. 発注者は、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員が指示、承諾、協議等の職務を行うときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
4. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3.10 管理技術者

1. 受注者は、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でな

なければならない。

2. 管理技術者の資格要件は、設計図書による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 受注者は、業務の技術上の管理及び統括等の管理技術者の権限を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3.11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
5. 受注者は、貸与資料を本設計業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3.12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3.13 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から指導及び指摘等を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行わなければならない。

3.14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計図書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3.15 条件変更等

受注者は、設計図書に明示されていない事項等が生じた場合、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3.16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境

が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適當又は不可能となった場合

(3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3.17 履行期間の変更

1. 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、履行期間を変更した場合は、修正した業務工程表を10日以内に発注者に提出しなければならない。

3.18 修補

受注者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

3.19 設計業務の成果物

1. 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、設計図書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。
4. 成果物は、紙に出力したものを原本、電子データを副とし、電子データはCD-R又はDVD-Rにて納品する。この場合、署名又は捺印は、それぞれに行なうものとする。ただし、別途に指示がある場合は除く。
5. 電子成果物の図面データのファイル形式は、SXF(sfc)、オリジナル、PDFまたはTIFF形式とする。ただし、この形式により難い場合には、あらかじめ、監督員と協議し、承諾を得ること。

3.20 検査及び引渡し

1. 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3. 発注者は、前項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
4. 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを設計業務委託料の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
5. 受注者は、設計業務が完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務の完了とみなす。

3.21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。この場合においては、3.22 著作権の譲渡等に関する規定を準用する。

3.22 著作権の譲渡等

1. 受注者は、成果物（発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る成果物及び成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるとき、発注者が部分引渡しを請求した引渡部分に係る成果物を含む。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）

若しくは構造物（以下「本件構造物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作物人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2. 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
 - (1) 成果物又本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。
 - (2) 発注者が成果物の利用目的の実現のために必要な範囲（増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等含む）で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物又は本件構造物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物又は本件構造物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
3. 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物又は本件構造物に受注者の実名又は変名を表示すること。
4. 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
5. 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物を複製し、又は翻案することができる。
6. 発注者は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
7. 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

付則	平成15年	7月30日	制定
	平成16年	7月1日	改訂
	平成19年10月	1日	改訂
	平成20年11月	1日	改訂
	平成22年	4月1日	改訂
	平成26年	7月1日	改訂
	平成31年	4月1日	改訂
	令和3年	1月4日	改訂

建築設計業務特記仕様書

1. 設計概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 設計業務の範囲

別表のとおり

3. 瑕疵担保期間

工事完成後2年間

4. 提出図書（設計成果物）

①設計図書	1式
②構造計算書等	1式
③積算内訳書(根拠資料含む)	1式
④打合せ議事録	1式
⑤施設台帳	1式
⑥製本図面(2つ折り縮小)	1式
⑦建築設計チェックリスト	1式
⑧関係法令に基づく申請図書	1式
⑨①～⑤、⑦～⑧の電子データ	1式

5. 資料の貸与

公募要綱のとおり

6. 注意事項等

- ・本仕様書における「業務水準」とは要求水準書による。
- ・共通仕様書に定める管理技術者のほか、管理技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」(建築・電気・機械各1名以上)を選任すること。
- ・管理技術者と担当技術者は兼ねてもよい。
- ・設計にあたっては、綿密に現地調査を行うこと。
- ・関連法規を遵守の上、設計業務を行うこと
- ・設計にあたっては、監督員と十分に協議すること。
- ・設計における各段階及び完了時に図面等で監督員の精査を受けること。
- ・「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」に基づいて設計を行い、「環境配慮対策チェックシート」により導入した環境配慮事項の確認を行うこと。

- ・設計業務着手後 10 日以内に、設計業務工程表を発注者に提出すること。
- ・設計チェックリストを要領に従い提出すること。
- ・設計成果物は、次の工事区分ごとにまとめること(ただし、提案内容によってはこの限りではない)

<p>建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、空気調和設備工事</p>

- ・工事特記仕様書は、本市の「建築工事特記仕様書」、「解体工事特記仕様書」、「外壁改修工事特記仕様書」、「建築改修工事特記仕様書」、「電気設備工事特記仕様書」、「機械設備工事特記仕様書」の最新版を用いること。
- ・図面及び内訳書の作成にあたっては、構成(目次)・用語・略号、縮尺等について、事前に監督員と協議し、指示に従うこと。
- ・内訳書、明細書、代価表類を作成し、エクセル及び PDF データを提出すること。
- ・拾い書類はエクセルにて作成し、必要な箇所にリンクをかけて提出すること。
- ・内訳書作成に必要な見積徴収を行うこと。
- ・設計図書は各種工事ごとにまとめること。
- ・関係部署との協議については、その都度、必ず議事録を作成し、監督員へ提出すること。
- ・業務の一部を第三者へ委託しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し、承諾を得ること。
- ・本業務実施にあたっての適用基準等は要求水準書による。
- ・必要に応じて、別途業務事業者と協議・調整を行うこと

7. 電子納品

- ・本業務は、電子納品対象業務とする。(電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいい、電子データとは「福岡市電子納品手引き 建築・設備業務編」(以下、「電子納品の手引き」という。)に基づいて作成されたものを指す。)
- ・業務完成時の提出物は、従来どおり「紙」による成果品とともに、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)資料として提出すること。

8. 労働環境改善の試行の取り組みに関する特記仕様書

- ・本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業務である。
 - ・取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整の上取り組めるものを設定し実施すること
- (1) 月曜日は依頼の期限日としない(マンデイ・ノーピリオド)
 - (2) 金曜日は依頼しない(フライデイ・ノーリクエスト)
 - (3) 週 1 回以上は定時に帰るよう心がける(ワンウィーク・ノーオーバertime)
 - (4) 17 時以降の打合せは行わない(オーバーファイブ・ノーミーティング)
 - (5) その他、取り組みが必要と思われる内容

9. 共通仕様書の読み替え

- ・建築設計業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
委託契約	設計・施工一括契約
6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう	6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び要求水準書をいう
設計図書	要求水準書
設計業務委託契約書第 44 条の2	設計・施工一括契約書第 68 条
契約締結後	設計業務着手後

別表 設計業務の範囲(本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「-」)

一般業務

業務内容の項目			
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	-
		設計条件の変更等の場合の協議	-
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の整理	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	-
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	-
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		-
	基本設計内容の建築主への説明等		○
実施設計	要求等の確認	建築主の要求等の確認	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	実施設計方針の検討	総合検討	○
		実施設計のための基本事項の確定	○
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○
		建築確認申請図書の作成	○
	概算工事費の検討		-
実施設計内容の建築主への説明等		○	
意図伝達	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		-
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		-

追加業務

上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	○	既存建物調査	○
建築確認申請手続業務	○	建築物省エネ法の計画作成	-
補助申請に係る申請及び協議	-	建築物省エネ法の一次エネルギー消費計算	-
CASBEE 申請	-	模型等作成	-
施設台帳(電子データ)	○	透視図作成	○
リサイクル計画書	○	住宅性能評価申請手続き、手数料	-
防災拠点等の設計、検討	-	営繕積算システム(RIBC)利用料	-
ライフサイクル CO2 検討	-	本業務に係る関係官公庁に対する諸手続	○

土木設計業務特記仕様書

第1条 履行場所

福岡市南区大字松原、大字柏原
福岡市城南区大字東油山

第2条 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月15日まで

第3条 契約不適合責任期間

本委託の契約不適合責任期間は、本件構造物の工事完成より1年間とする。

第4条 適用

本委託は、測量調査業務共通仕様書（福岡市 令和3年10月）、設計業務等共通仕様書（福岡市 令和3年10月）、本特記仕様書及び監督員の指示に基づき、優秀な技術を持って施行しなければならない。

第5条 業務内容

1) 測量業務

- ①現地測量 1式（駐車場）（基準点は任意）
- ②縦断測量
- ③横断測量 （20mピッチ、 $W < 45m$ ）

2) 基本設計

①与条件の検討

公募要綱（本事業に係る与条件並びに要求水準に関する事項）、各種設計条件の整理、確認及び各種設計基準の抽出と適用の確認を行う。

②設計の検討

与条件の確認及び調査の結果を踏まえ、空間構成・景観・意匠、造成、維持管理基本方針の検討を行う。

③設計図の作成

各種基本設計平面図を作成する。また、主要施設の構造イメージ図を作成する。

④撤去設計

サイン、遊具については、撤去平面図を作成する。

3) 実施設計

①与条件の確認

基本設計に基づいて実施設計を行うにあたり、必要となる適用設計条件や設計基準、関連機関との調整内容の確認を行う。

②実施設計の検討

与条件の確認及び調査に基づき、意匠性、安全性、機能性、施工性に関する検討と設定を行う。また、維持管理およびライフサイクルコスト等に関する検討を行う。

③実施設計図の作成

基本設計平面図に基づいた各種実施設計平面図を作成する。また、各種施設の構造図を作成するとともに、必要に応じて縦断図、排水縦断図等の作成及び特記事項を付記する。

④数量計算書

図面及び工事仕様書に基づき、施行数量や材料の計算を行う。

⑤撤去平面図

遊具、サインの撤去平面図等を作成するとともに、数量を算出する。

⑥工事費の算出

工事費を算出する。

⑦実施設計説明書の作成

設計概要書を作成するとともに、上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

⑧照査

成果品の内容の適正について、各段階で照査を行うこと。

⑨打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時（1回）、成果品納入時及び監督員が必要と認めたと きとする。なお、業務着手時・成果品納入時は管理技術者が出席するものとする。

第6条 その他

設計書及び仕様書に明記のない内容に疑義が生じた場合は監督員と協議し、その指示に従うものとする。

第7条 成果物

報告書 2部（A4サイズ 簡易製本 成果物データ含む）

第8条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

受注者は、本工事（業務）の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、業務委託料の変更や履行期間の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について業務計画書に記載するとともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。

工事業務特記仕様書

1. 工事概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 適用する特記仕様書

- ・建築工事特記仕様書
- ・建築改修工事特記仕様書
- ・外壁改修工事特記仕様書
- ・電気設備工事特記仕様書
- ・特記仕様書(機械設備工事)

なお、特記仕様書は最新のものを適用すること。

3. 特記仕様書の読み替え

- ・上記特記仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
福岡市建設工事請負契約約款第3条第2項	設計・施工一括契約書第28条第2項
工事請負契約書	設計・施工一括契約書
請負契約の締結後	工事業務の着手後
契約約款第20条	契約約款65条

4. 工事实績情報の登録について

- ・上記特記仕様書における「工事实績情報の登録」について、登録時期のうち「受注時」は「工事着手時」に読み替える

建築工事特記仕様書（令2年4月改定版）		II. 建築工事仕様		13 化学物質の室内空気濃度測定 (1.5.9)		4. 山留め工法		（3節 山留め）																											
I. 工事概要 1. 工事名称 2. 工事場所 3. 工事期間 4. 工事概要 5. 別途工事 6. 契約不適合責任期間 7. その他 8. 特記事項 9. 安全管理 10. その他		1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）による。 なお、改修工事を含む場合は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）により、解体工事を含む場合は「建築物解体工事共通仕様書」（平成31年版）による。 2. 特記仕様の適用 1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○のない場合は※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のある場合は共に適用する。 3) 各項目に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、図、表を示す。 4) 形状寸法の単位は、特記なき限りミリメートルとする。 5) 標準仕様書の監督職員は監督員と読み替える。 3. CADデータ ・有 ○無 貸与するCADデータを当該工事における施工図及び完成図を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図、施工図のCADデータの著作権は本市に帰属する。また貸与したCADデータは工事完成検査までに返却すること。		(測定物質) ①ホルムアルデヒド ②トルエン ③キシレン ④エチルベンゼン ⑤ステレン (測定箇所) 箇所数()箇所 ※測定室は監督員の指示による。 (7節 完成図書) ○提出する(※完成図書等作成要領(福岡市財政局)による) ・提出しない (15) CALS/EC 電子納品 ・設計額2,000万円以上の工事は対象。 ・設計額250～2,000万円で市が指定する工事は対象 ・指定する ・指定しない ※福岡市電子納品の手引き(建築・設備工事編)による。 (16) 施工図等の取り扱い 施工図等の著作権に係わる、当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。 17. 福祉環境整備 福岡市福祉のまちづくり条例の適用により、下記のいずれかを取り付けること。 ・整備基準適合証(基本タイプ) ・整備基準適合証(優良タイプ) (200×200) (200×200)		4. 山留め工法 5. 山留め壁 6. 山留め壁の範囲 7. 山留め壁の撤去 (3.3.3)		・法付けオープンカット工法 ・山留め壁オープンカット工法 (・自立掘削工法 ・切張り工法 ・仮設地盤アンカー工法) 工法 ・親杭横矢板工法 ・鋼矢板工法 ・鋼管矢板工法 ・ソイルセメント壁(SMW)工法 ・場所打ち鉄筋コンクリート地中壁工法 設置期間 ・()日間 ※土留め参考図のとおり ・() 山留めの存置 ・する ・しない ※鋼矢板、親杭等を引き抜く場合は施工計画で地盤沈下対策を講じること		(2節 試験及び報告書) ・監督員の指示による ・()箇所 ・図面図示 ・()箇所 2. 杭の載荷試験 (4.2.3) 載荷試験 ・適用する(・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験) ・適用しない 試験位置、本数、載荷荷重 ・() ・図面図示による 報告書の記載事項 ・() 3. 地盤の載荷試験 (4.2.4) 載荷試験 ・適用する(平板載荷試験) ・適用しない 試験位置、載荷荷重 ・() ・図面図示による 報告書の記載事項 ・() (3節 既製コンクリート杭地業) ※図面図示による 種類 ・セメントミルク工法 根固め液・杭固定液の管理方法 ※4.3.4(6)(a)による ・特定埋込杭工法 ()工法 杭の水平方向の位置ずれの精度 ※「JASS4 杭・事業および基礎工法」による 支持地盤の位置及び土質 ※図面図示による ・() ・アーク溶接 ・無溶接継手(工法) 6. 継手 (4.3.6) 7. 杭頭の処理 (4.3.8) ・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式 ・() (4節 鋼杭地業) ※図面図示による ・下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>杭の種類</th> <th>規格</th> <th>種類の記号</th> <th>断面寸法(mm)</th> <th>長さ(m)</th> <th>先端部形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・鋼管ぐい</td> <td>JIS A 5252</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※開放形 ・()</td> </tr> <tr> <td>・H形鋼ぐい</td> <td>JIS A 5256</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・特定埋込杭工法 ()工法 杭の水平方向の位置ずれの精度 ※「JASS4 杭・事業および基礎工法」による 支持地盤の位置及び土質 ※図面図示による ・() ・現場溶接継手 ・高力ボルト継手 ・() ※ガス切断 (5節 場所打ちコンクリート杭地業) ・アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・拡底杭工法 ・()工法 杭の水平方向の位置ずれの精度 ※「JASS4 杭・事業および基礎工法」による 支持地盤の位置及び土質 ※図面図示による ・() 孔壁測定装置 ・使用する(※超音波測定器 ・()) ・使用しない ※図面図示による 異形鉄筋 JIS G3112 ※SD295A () (5.2.1) ※SD345 () 帯筋の加工及び組立 ・() 鉄筋かごの補強 <table border="1"> <thead> <tr> <th>杭径(m)</th> <th>材料(補強リング)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・1.5m以下</td> <td>※鋼板6×50(mm) ・()</td> </tr> <tr> <td>・1.5m超</td> <td>※鋼板9×50～75(mm) ・()</td> </tr> </tbody> </table> 最小かぶり厚さ ※100mm ・()mm 継手 ※重ね継手 ・() 2) コンクリート (表4.5.1) (6.3.1) ・混和剤 ※JIS A6204(コンクリート用化学混和剤)によるAE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤の区分1種 ・コンクリートの種別 ・A種(無水堀り) ・B種(無水堀り以外) ・スランブ ※18cm ・() ・セメント ※高炉セメントB種 ・() ・設計基準強度 ・21N/mm ² ・()N/mm ² ・構造体強度補正值(S) ※3N/mm ² ・()N/mm ² ・レディーミクストコンクリートの種類 ※I類 ・II類 ※上記以外は6章【コンクリート工事】による		杭の種類	規格	種類の記号	断面寸法(mm)	長さ(m)	先端部形状	・鋼管ぐい	JIS A 5252				※開放形 ・()	・H形鋼ぐい	JIS A 5256					杭径(m)	材料(補強リング)	・1.5m以下	※鋼板6×50(mm) ・()	・1.5m超	※鋼板9×50～75(mm) ・()
杭の種類	規格	種類の記号	断面寸法(mm)	長さ(m)	先端部形状																														
・鋼管ぐい	JIS A 5252				※開放形 ・()																														
・H形鋼ぐい	JIS A 5256																																		
杭径(m)	材料(補強リング)																																		
・1.5m以下	※鋼板6×50(mm) ・()																																		
・1.5m超	※鋼板9×50～75(mm) ・()																																		
1. 適用基準等 (2) 工事実績情報 ナビス(コナズ)の登録 (1.1.4) (3) 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9) (4) 監督基準 (5) 工事の記録 (1.2.4) 6. 電気保安技術者 (1.3.3) 7. 施工条件 (1.3.5) (8) 事故報告 (1.3.9) (9) 発生処理の処理等 (1.3.11)		(1節 一般事項) ・建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版) ・学校標準詳細図 ※ 請負金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に下記の区分で10日(土日祝日を除く)以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時 ※工事の一時中止に係る計画の作成 1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ※別紙「建築工事監督基準」による ・標準仕様書による (2節 工事関係図書) ・福岡市建築・設備工事写真撮影要領により提出すること。 (3節 工事現場管理) ・適用する ・適用しない ・その他の施工条件 () (8) 事故報告 (1.3.9) (9) 発生処理の処理等 (1.3.11) (10) 環境への配慮 (1.4.1) (11) 材料 (1.4.2) (12) 技能士 (1.5.2)		2 仮設工事 (1) 設計G、L (2) 危険防止(2.2.4) (1) 仮囲い (2) 足場 (3) 落下物等に対する施設 3. 監督員事務所 (2.3.1) 4. 監督員事務所の備品等 (2.3.1) (4節 仮設物撤去等) ※塵埃、コンクリート屑等を撤去し地均しをする。 ・塵埃、コンクリート屑等を撤去し、凹部に良土を入れ工事用地全面にローラー転圧をする。 工事中、接合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復すること。 7. 工事用水 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) 8. 工事用電力 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) (9) 工事表示板等 (2節 根切り等) ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 2. 建設発生土の処理 (3.2.5) ・処分量500m ³ 未満の工事 ※構外自由処分 ・構外指定処分 ・構内処分 ・処分量500m ³ 以上の工事 ※構外指定処分(現場説明書による) ・構内処分 3. 排水 (3.2.2) 工法 ・釜場工法 ・ディーブウェル工法 ・明渠・暗渠工法 ・ウェルポイント工法 ・バキュームディーブウェル工法 ・リチャージ工法(復水工法) 設置期間 ・()日間 ※排水処理方法・放流先・予定排水量を指定する場合は現場説明書による		4. 材料 (4.3.3) 5. 工法 (4.3.4-5) 6. 継手 (4.3.6) 7. 杭頭の処理 (4.3.8) 8. 材料 (4.4.3) 9. 工法(4.4.4) 10. 継手 (4.4.5) 11. 杭頭の処理 (4.4.6) 12. 工法 (4.5.1-5.6) 13. 材料その他 (4.5.4) 1) 鉄筋 (表5.2.1)																													
令和元年度以降の改定 R2. 3.31 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)による内容改正 R2. 11.18 建設業法改正による工事を施工しない日及び時間帯の明記 1. 工事概要-3. 工事期間 R3. 3.11 コンクリート構造体強度補正值(S)にかかる適用期間の見直しによる内容修正		【注 意 事 項】 ※契約用図面をA3サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。 ※A1サイズの場合、1/2とする。 ・A2サイズの場合、7/10とする。		工事名 図面名 福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課		建築工事特記仕様書(1) 日付 令和 . . . No. 2																													

4 地 業 工 事 (続 き)	14. 砂利地業 (4.6.2-3)	(6節 砂利、砂、捨コンクリート地業等) 厚さ ※図面図示による ・60mm ・(mm) 材料 ※再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込砕石	7. コンクリートの調査 (6.3.2) 1) 構造体強度 補正值 (S) (表6.3.2) 2) 単位水量 3) 試し練り 8. 打継ぎ (6.6.4) 9. 一般事項 (6.2.5) (6.8.1) (表6.2.4)	普通ポルトランドセメント、混合セメントのA種 期 間 9/16~12/11 2/3~6/27 12/12~2/2 補正值 (S) (N/mm2) 3 6 ※185kg/m3以下 ※延床面積1,500㎡以上の新築工事については、150m3に1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に単位水量の測定を行う。 なお、測定方法は「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」に準じて行う。 ※単位容積質量法 ・加熱乾燥法 ・静電容量法 ・濃度法 ・RI法 ※普通エコセメント又は再生骨材Hを使用するコンクリート以外のI類コンクリートは省略する 目地の寸法 ※図面図示による ・() (8節 型枠) ・コンクリート打放し仕上げの種別 種別 施工箇所 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・コンクリート打放し仕上げの打増し厚さ ・20mm ・(mm) ・ひび割れ誘発目地位置、形状、寸法 ※図面図示及び9.7.3(1)(7)による せき板の材料 ・打放し仕上げ ※特記6.9で適用した種別により、表6.2.4の表面の仕上りの程度に見合ったものとする。 ・打放し仕上げ以外 ・合板型枠 厚さ ※12mm ・(mm) 材料 ・表面加工品 ※B-C品 断熱材兼用型枠 ・使用する ・使用しない MCR工法 ・適用する ・適用しない スリーブの材質(規格) ・鋼管(JIS G3452の白管) ・硬質ポリ塩化ビニル管(VU) ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼管 ※柱及び梁以外で開口補強が不要、かつ、スリーブ径が200mm以下は、紙フェープも可とする ※表6.8.2及び表6.8.3により、材齢又は圧縮強度により定める ・普通エコセメントの場合() (10節 軽量コンクリート) 種 別 気乾単位容積質量 (t/m3) スラップ (cm) 適用箇所 ※1種 ※21 ※2種 ・常時土又は水に直接接する部分に適用する ※単位セメント量340kg/m3以上 (11節 寒中コンクリート) ※適用する (適用期間:) (12節 暑中コンクリート) 構造体強度補正值 (S) 期 間 6/28~9/15 補正值 (S) (N/mm2) 6 (13節 マスコンクリート) 適用箇所 ※図面図示による ・() (14節 無筋コンクリート) 種類 ※普通コンクリート ・() 設計基準強度 ※18N/mm2 ・(N/mm2) スラップ ※15cm ・18cm 適用箇所 ・街きよ、緑石、側溝類のコンクリート及びこれらの基礎コンクリート ・間知石積み基礎及び裏込めコンクリート ・捨コンクリート ・機械室等で用いる配管埋設用コンクリート ・防水層の保護コンクリート ・補強筋を必要としない土間コンクリート ・コンクリート舗装のコンクリート (15節 流動化コンクリート) ・適用する ・適用しない	7 鉄 骨 工 事 1. 鉄骨製作工場 (7.1.3) 2. 施工管理技術者 (7.1.4) 3. 鋼材 (7.2.1) 4. 高力ボルト (7.2.2) 5. 普通ボルト (7.2.3) 6. アンカーボルト (7.2.4) 7. 溶接材料 (7.2.5) 8. ターンバックル (7.2.6) 9. 床構造用のデッキプレート (7.2.7) 10. スタッド (7.2.8) 11. 柱底均しモルタル (7.2.9) 12. 材料試験等 (7.2.10) 13. 工作図 (7.3.2) 14. 仮組 (7.3.10) 15. すべり試験 (7.4.2) 16. 締付け (7.4.7) 17. 技能資格者 (7.6.3) 18. 材料準備 (7.6.4) 19. 溶接施工 (7.6.7) 20. 溶接部の試験 (7.6.12) 21. デッキプレートの溶接 (7.7.8) 22. 塗装の範囲 (7.8.2) 23. 塗装種別 (表18.3.1) (15節 流動化コンクリート) ・適用する ・適用しない	(1節 共通事項) ・Sグレード ・Hグレード ・Mグレード ・Rグレード ・Jグレード ※監督員の承諾による ※要 ・不要 (2節 材料) 種類 ※表7.2.11による() ・() 形状・寸法 ※図面図示による 種類 ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト JIS B1186 2種 (F10T) ・溶融亜鉛めっき高力ボルト 1種 (F8T) 相当 ねじの呼び ・() ・図面図示による 種類 ※表7.2.3による() ・() ねじの呼び ・() ・図面図示による 種類 ・構造用アンカーボルト ※JIS G1220の SNR400 ・建方用アンカーボルト ※JIS G3101の SS400 () 公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による 溶接棒等 ※表7.2.4による シールドガス ※JIS Z3253 (溶接及び熱切断用シールドガス)による その他の溶接材料 ・() ターンバックル胴 ※割棒式 ・() ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・() ※図面図示による ・() ※JIS G3352 種類等 ※図面図示による ・() ・無収縮モルタル ・モルタル ・普通セメント ・早強ポルトランドセメント 混和材 ※セメント系膨張材 ・() 調査 ※製造所の仕様とする 品質・試験方法 ※表7.2.6による ・() (1)鋼材品質試験 ※JIS又は建築基準法に定められた方法 (2)板厚方法に引張力を受ける鋼板の試験 ※JIS G0901による。 ・適用する ・適用しない (3節 工作一般) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図面図示による ・() ・実施する ※実施しない (4節 高力ボルト接合) ・実施する ※実施しない 試験の方法 () 試験片の摩擦面の状態 () ボルトの長さ及びねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・実験により一次締めを含めて施工条件を決定することとする。 (6節 溶接接合) 技量付加試験 ・行う ※行わない 開先の形状 ※図面図示による ・() エンドタブの切除 ・有(適用箇所) ・無 低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図面図示による スカラップの形状 ・図面図示による ・() 試験の種別 試験箇所 試験数 試験方法 ※外観試験 溶接部 ※超音波探傷試験 完全溶込み溶接部 検査水準 ※第6水準 ・図示 A0QL ※4.0% ・2.5% ・図示 (7節 スタッド溶接及びデッキプレート溶接) デッキプレートを鉄骨部に溶接する場合 ※アークスポット又は隅肉溶接 ・() 合成スラップとして使用する場合 ※焼抜き溶接 ・() (8節 錆止め塗装) 耐火被覆材の接着面の塗装範囲 ・() 接着面以外の塗装範囲 ・() SRC造の溶接された鋼製スリーブの内面 ※表18.3.1 鉄鋼面錆止め塗料の種別 A種 ・() 耐火被覆材の接着面 ・塗装する ・塗装しない ・()	24. 耐火被覆材の種類及び性能 (7.9.2) (7.9.3) 25. アンカーボルト等の設置 (7.10.3) (表7.10.1) (表7.10.2) 26. 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合 (7.12.5)	(9節 耐火被覆) ・耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料 ※所要性能は図面図示による ・() (10節 工事現場施工) 構造用アンカーボルトの形状・寸法 ・() アンカーフレームの形状・寸法 ・() 建方用アンカーボルトの保持及び埋込工法 ・A種 ※B種 柱底均しモルタル 厚さ ※図面図示による ・() 工法 ※A種 ・B種 (12節 溶融亜鉛めっき工法) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理 ・プラスト処理 ・りん酸塩処理
	15. 捨コンクリート地業(4.6.4)	厚さ ※図面図示による ・50mm ・(mm)						

福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課		No. 3
-----------------------------	--	-------

9 防水工事

1. 材料(9.2.2)
1) アスファルトフィング
2) 押え金物
3) 断熱材
4) 絶縁用シート

Table with columns: 工法, 種別, 保護層, 保証期間. Lists waterproofing methods like roof waterproofing, wall waterproofing, and floor waterproofing.

2. 防水層の種類、種別及び工程
3. 保護層等の施工
4. 材料(9.3.2)
5. 防水層の種類及び工程

Table with columns: 工法, 種別, 防湿層, 保証期間. Lists waterproofing methods and their specifications.

6. 材料(9.4.2)
1) ルーフィングシート
2) 絶縁用シート
3) 固定金具
4) 断熱材

Table with columns: 種別, 施工箇所, 厚さ(mm), 保証期間. Lists waterproofing materials like S-F1, S-F2, etc.

7. 防水層の種類及び工程
1) 脱気装置
2) 仕上塗料
3) 保護層
(屋内保護密着工法)

Table with columns: 種別, 施工箇所, 保証期間, 備考. Lists waterproofing materials like X-1, X-2, etc.

8. 防水層の種類及び工程
9. 適用範囲
10. 防水層の種類及び工程
11. 施工
12. 材料
13. 目地寸法
14. シーリング材の試験
15. 保守管理用プレート

10. 石工事
1. 施工一般
2. 清掃
3. 材料
4. 取付金物

5. その他の材料
6. 材料
7. 施工
8. 材料
9. 施工
10. 材料
11. 施工
12. 床及び階段の石張り
13. アーチ、上裏等の石張り
14. 笠木、甲板等の石張り
15. 隔て板石張り

11. タイル工事
1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
2. 材料
3. 施工

4. 材料
5. 張付け用材料
6. 外装タイル接着剤
7. 施工

12. 木工事
1. 表面仕上げ
2. 木材
3. 製材

4. 造作用集成材
5. 直交集成材

Project information form including '工事名' (Project Name), '図面名' (Drawing Name), and 'No. 4'.

16 器具工事 (続) 29.形式及び機構 (16.11.2) (表16.11.1) (1節 重量シャッター) 種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分 () ・50 ・80 ・120 開閉形式 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式 電動式シャッターに設ける保護装置の位置 ※図面図示による シャッターケース ・設ける ・設けない 材質 ※溶融亜鉛めっき鋼板又は塗装溶融亜鉛めっき鋼板 Z12又はF12 () (2節 軽量シャッター) 外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分 () ・50 ・65 ・80 開閉形式 ・上部電動式 (手動併用) ※手動式 電動式シャッターに設ける保護装置の位置 ※図面図示による 材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 Z06又はF06 ・塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 AZ90 30.材料 (16.11.3) 31.形式及び機構 (16.12.2) (表16.12.1) 32.材料 (16.12.3) 33.形状及び仕上げ (16.12.4) (1節 オーバーヘッドドア) セクション材料 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ 耐風圧性能による区分 () ・50 ・75 ・100 ・125 開閉方式 ※バラン式 ・チェーン式 ・電動式 収納形式 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パナチカル形 34.形状及び機構 (16.13.2) ガイドレール材料 ・溶融亜鉛めっき鋼板 Z27 ・ステンレス鋼板 (14節 ガラス) 板ガラス 材料はJIS規格品とし、厚さ・種類等は図面図示による。 ガラス留め材 ・シーリング ・グレイジングガasket (グレイジングチャンネル形) ・グレイジングガasket (グレイジングビート形) 35.材料 (16.13.3) 36.材料 (16.14.2) 37.ガラス溝の寸法、形状等 (16.14.3) 38.ガラスブロック積み (16.14.5) ガラスブロックの表面形状、呼び寸法及び厚さ、壁用金属枠及び補強材、金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 ※図面図示による 化粧目地モルタル色 () 目地幅の寸法 ※16.14.5(2)(a)による () 伸縮調整目地の位置 ※16.14.5(2)(b)による () 目地部の横方骨の納まり ※製造所の仕様による ()

17 カーテンウォール工事 1.性能 (17.1.3) (1節 共通事項) ・メタルカーテンウォール ・PCカーテンウォール 耐風圧性 () 耐震性 () 水密性 ・W-4 ・W-5 気密性 ・A-3 ・A-4 耐火性 ・適用する ・適用しない 耐温度差性 () 遮音性 () 断熱性 () (2節 メタルカーテンウォール) 金属材料、シーリング材、ガラス、ガラス取付け材料の種類 ※図面図示による () 構造ガasket形状(・H形 ・Y形 ・C形)、寸法 () 断熱材の種類 () 2.材料 (17.2.2) 3.形状及び仕上げ (17.2.3) (表17.2.1) 製品の寸法許容差 ※表17.2.1による () 製品の見掛け部分の仕上げ () ガラス溝の寸法、形状等 ※製造所の仕様による 4.取付け (17.2.5) (17.2.6) (表17.2.2-3) 躯体付け金物取付け位置の寸法許容差 ※表17.2.2による () 部材取付け位置の寸法許容差 ※表17.2.3による () 構造ガasketを用いるガラスの取付け () (3節 PCカーテンウォール) コンクリートの種類 ※軽量コンクリート1種 ・普通コンクリート 設計基準強度(Fc) ※30N/mm² () 所要スランプ ※12cm以下 () 補強鉄線 種類 ・普通鉄線 ・溶接金網 寸法 ※径3.2mm以上 () シーリング材、耐火目地材の種類 ※図面図示による () 断熱材の種類 () 建具枠、ゴンドラ用ガイドレール ※図面図示による () 5.材料 (17.3.2) 6.形状及び仕上げ (17.3.3) (表17.3.1) 製品の寸法許容差 ※表17.3.1による () PCカーテンウォールの仕上げ () 構造ガasketを用いる場合の凹み溝の寸法及び寸法許容差 ・JASS 14Iによる 7.取付け (17.3.5) (17.3.6) (表17.3.2) 躯体付け金物取付け位置の寸法許容差 ※表17.2.2による () 部材取付け位置の寸法許容差 ※表17.3.2による () 構造ガasketを用いるガラスの取付け ()

18 塗装工事 1.材料 (18.1.3) (1節 共通事項) 塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (屋内) () 防火材料の指定 ・指定する ※ 屋内の壁及び天井の塗料仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく指定又は認定のあるものとする。 ・指定しない (2節 素地ごしらえ) ・木部(不透明塗料塗りの場合) ※A種 ・B種 ・木部(透明塗料塗りの場合) ・A種 ※B種 ・鉄鋼面 ・A種 ・B種 ※C種 ・亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 ・モルタル面、プラスター面 ・A種 ※B種 ・コンクリート面、ALCパネル面 ・A種 ※B種 ・コンクリート面、押出成形セメント板 ・A種 ・B種 ・せっこうボード及びその他ボード面 ・継目処理工法 ※A種 ・B種 ・上記以外 ・A種 ※B種 2.素地ごしらえの工程種別 (18.2.2~7) (表18.2.1~7) 3.塗料種別 (18.3.2) (表18.3.1~2) 4.錆止め塗料塗り (18.3.3) (表18.3.3~4) 5.塗料の種類 (18.4.2) 6.工程種別 (18.4.3~5) 7.工程種別 (18.5.2) 8.工程種別 (18.6.2) 9.耐候性塗料塗り (18.7.2~4) (表18.7.1~3) 10.工程種別 (18.8.2~5) 11.工程種別 (18.9.2) 12.工程種別 (18.10.2) 13.工程種別 (18.11.2) 14.工程種別 (18.12.2) 15.工程種別 (18.13.2) 19 内装工事 1.共通事項 接着剤 床仕上げ材用接着剤は、JIS A 5536 (床仕上げ材用接着剤) により、ホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 使用する接着剤の使用規定に基づいて、オープンタイム (接着剤の塗布から張付けまでの乾燥時間) とをとること。 施工上の注意：施工中は十分な換気を行い、放散されたホルムアルデヒド等の除去に努めること。また、清掃時に使用する薬剤等はホルムアルデヒド等の放散量が極めて少ないものとする。

2.材料 (19.2.2) (2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り) ・ビニル床シート JIS A5705 種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) ※発泡層のないもの ※F S ・無地 ※2.0 ※T S ・() ・() ・発泡層のあるもの ・H S ・() ※2.8 ・K S ・() ・() ・ビニル床タイル JIS A5705 種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) ・半硬質 ※KT ※無地 ※2.0 ・() ・() ・() 3.施工 (19.2.3) 4.材料 (19.3.2) (表19.3.1) 5.工法 (19.3.3) (表19.3.2) 6.材料・工法 (19.4.2-3) (表19.4.4~8) 7.材料・工法 (19.5.2~6) (表19.5.1~6) (3節 カーベツト敷き) ・織じゅうたん 種類 ・A種 ・B種 ・C種 織方・パイル形状 () 色柄 () ・図面図示による 帯電性 ※3 kV以下 () (kV以下) ・タフテッドカーベツト パイルの形状 () パイル長 () 帯電性 ※3 kV以下 () (kV以下) ・ニードルパンチカーベツト 厚さ () (mm) ・図面図示による 帯電性 ※3 kV以下 () (kV以下) ・タイルカーベツト 種類 ※1種 () () パイルの形状 ※ループパイル () () 寸法 ※500mm×500mm () () 総厚さ ※6.5mm () (mm) ・下敷き材 ※JIS L 3204 (反毛フェルト) の第2種2号、呼び厚さ8mm () () ・見切り・押え金物 ・材質() 種類() 形状() ・図面図示による 目地処理工法 ※熱溶接工法 () () モルタル塗り下地、セルフレベリング材下地、木造下地以外の下地の工法 ※図面図示による () (3節 カーベツト敷き) ・織じゅうたん 種類 ・A種 ・B種 ・C種 織方・パイル形状 () 色柄 () ・図面図示による 帯電性 ※3 kV以下 () (kV以下) ・タフテッドカーベツト パイルの形状 () パイル長 () 帯電性 ※3 kV以下 () (kV以下) ・ニードルパンチカーベツト 厚さ () (mm) ・図面図示による 帯電性 ※3 kV以下 () (kV以下) ・タイルカーベツト 種類 ※1種 () () パイルの形状 ※ループパイル () () 寸法 ※500mm×500mm () () 総厚さ ※6.5mm () (mm) ・下敷き材 ※JIS L 3204 (反毛フェルト) の第2種2号、呼び厚さ8mm () () ・見切り・押え金物 ・材質() 種類() 形状() ・図面図示による 工法の種類 備考 織じゅうたん ※グリッパ-工法 接合方法 ※ヒート&ボンド工法 () ・タフテッドカーベツト ・グリッパ-工法 ・全面接着工法 ・ニードルパンチカーベツト ※全面接着工法 ・タイルカーベツト ※全面接着工法 ※平場：市松敷き 階段：模様流し () (4節 合成樹脂塗床) ・弾性ウレタン塗床 (F☆☆☆☆) 仕上げの種類 ※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ ・エポキシ樹脂塗床 (F☆☆☆☆) 仕上げの種類 ・薄膜流し展べ工法 (・平滑仕上げ ・防滑仕上げ) ・厚膜流し展べ工法 (・平滑仕上げ ・防滑仕上げ) ・樹脂モルタル工法 (・平滑仕上げ ・防滑仕上げ) ・薄膜型塗床 (F☆☆☆☆) 仕上げの種類 ※平滑仕上げ (5節 フローリング張り) 種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) ※発泡層のないもの ※F S ・無地 ※2.0 ※T S ・() ・() ・発泡層のあるもの ・H S ・() ※2.8 ・K S ・() ・() ・ビニル床幅木 厚さ ※1.5mm () (mm) 高さ ※60mm () (mm) ・ゴム床タイル 色柄・種類 () () 厚さ () (mm) 寸法 () () 目地処理工法 ※熱溶接工法 () () 8.材料 (19.6.2) (表19.6.1) 9.せっこうボード、その他ボードの材料・工法 (19.7.2-3) (表19.7.1-2-4) (6節 畳敷き) 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (7節 せっこうボードその他ボード及び合板張り) せっこうボードその他ボード ※厚さは、図面図示による。 パナチカルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

品名 工法 材料 仕上げ ・フローリングボード1等 ・釘留め工法 ・根太張り工法 ※塗装品 ・フローリングボード (根太張用) 樹種 ※なら () ・現場塗装 ・フローリングブロック1等 厚さ ※15mm () ※ケレン樹脂板幅 ※75mm以上 () ・オリーブオイル塗り ・フローリング (根太張用) 樹種 ※なら () ・生地のままのニス塗り 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・直張り工法 ・フローリングボード (直張用) 樹種 ※なら () 厚さ ※12mm以上 () 板幅 ※75mm以上 () 板長さ ※400mm以上 ・複合フローリング (直張用) 樹種 ※なら () 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・フローリングボード (直張用) 樹種 ※なら () 厚さ ※8mm以上 () 板幅 ※75mm以上 板長さ ※400mm以上 ・フローリングブロック 樹種 ・なら () 厚さ ・15mm () (mm) 大きさ ・303×303 () () ・複合フローリング 樹種 ※なら () 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・フローリング表面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート () ・体育館用フローリング ※図面図示による (6節 畳敷き) 種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (7節 せっこうボードその他ボード及び合板張り) せっこうボードその他ボード ※厚さは、図面図示による。 パナチカルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

10. 合板類の材料・工法 (19.7.2~3) (表19.7.3)
合板類
種類 樹種等 接着程度 厚さ(mm) 張付け工法
・難燃合板 ・ラワン合板 ・1類 板厚 ・A種
・しな合板 ・2類 ・() ※B種

・カーテンレール
材料種 ※アルミニウム製
形状 ※H型
・暗幕用レール
材料種 ※アルミニウム製
形状 ※角形 20
・暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上

1. ユニット工事等
2. 可動間仕切
3. 移動間仕切
4. トイレブース
5. 階段滑り止め
6. 黒板及びホワイトボード
7. 鏡
8. 表示
9. ブラインド
10. ロールスクリーン
11. カーテン及びカーテンレール

21 排水工事
(2節 ユニット工事等)
(3節 街きよ、緑石及び側溝)
(4節 砂利地業)
(5節 排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)

22 舗装工事
(1節 共通事項)
(2節 路床)
(3節 再生材)
(4節 路床土の支持力比(CBR)試験)
(5節 現場CBR試験)

5. 路盤の厚さ及び仕上り
(3節 路盤)
路盤の厚さ
舗装の種類 車道部 歩道部
(4節 アスファルト舗装)
(5節 コンクリート舗装)
(6節 カラー舗装)
(7節 透水性アスファルト舗装)
(8節 ブロック系舗装)
(9節 砂利敷き)

1. 植栽地の確認等
2. 植栽基盤一般
3. 材料
4. 材料
5. 新植の工法
6. 新植樹木の枯補償
7. 移植樹木の枯損処置
8. 材料
9. 芝張り工法
10. 芝張り等の枯補償
11. 植栽基礎
12. 材料
13. 工法
14. 新植樹木、芝及び地被類の枯補償

Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について

1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）

- 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。
- 工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。

2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について

- により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。
 - ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。
 - ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。
 - ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ※ 工場製作のみが行われている期間

3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について

工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特別監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。

- ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。
- ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。
- ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ※ 工場製作のみが行われている期間

4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特別監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

5. 特別監理技術者の配置について（該当事項○印）

- ・ 本工事は、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。
- 本工事は、次の要件に該当する場合、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。
 - 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合

Ⅳ. 施工体制の確認

第1条 施工体制の確認方法

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

- 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。

- （施工体制台帳）
施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。
（工事作業所災害防止協議会兼施工体系図）
 - ① 施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。
 - ② 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

- 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。

- 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

第2条 施工体制の確認に関する点検

- 抜き打ち点検
一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。
- 検査時における点検
 - I 10. その他（10）で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

第3条 不備が発覚した場合の措置

- （1）工事成績評定での減点処置
監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。
- （2）請負代金の支払い
書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
- （3）悪質なケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

Ⅴ. 公共事業労務費調査に対する協力

- 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

Ⅵ. 設計変更にかかる取り扱い

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

契約変更の時期について
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。
軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの
- ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの
- ③ その他上記に準ずる重要なもの

Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書

【適用】（適用事項○印）

- 地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合

- 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
 - 1）工事箇所地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。
 - 2）必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
 - 3）地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について

- 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。
- 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。

・オールケーシング工事の場合

- 作業中止の判断基準について
 - 1）オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異常が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。
 - 2）オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。
 - 3）工事の施工中に上記1.、2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。
 - 4）工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

Ⅷ. 熱中症対策

受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料（カタログ・見積等）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。
（1）遮光ネット（足場に設置するものに限る）
（2）ドライミスト
（3）暑さ指数（WBGT値）の計測装置
なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。

Ⅸ. 快適トイレの設置の試行に関する特記仕様書

1. 快適トイレの設置の試行

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)
- (5) 照明設備(電源が無くても良いもの)
- (6) 衣類かけ等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台(フィッティングボード等)
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあたっては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議する。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。
また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとする。

X. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

受注者は、本工事の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、請負代金額の変更や工期の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について施工計画書に記載するとともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。

X I. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

令和2年度以降の改定					工事名			
R2. 6. 1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について	R3. 2. 1	建設業法改正による取扱いの変更		図面名	建築工事特記仕様書（7）	日付	令和
R2. 11. 1	法定外の労災保険の付保義務及びその状況確認について		Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について					
R2. 11. 24	X I. 法定外の労災保険の付保 快適トイレの設置に要する費用の文言修正							No. 8
						福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課		

建築工事監督基準

主旨 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。

一般事項 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。

監督業務 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承諾、指示、協議等を受けなければならない。

工種	監督項目			工種	監督項目			工種	監督項目		
	区分	事項	処理		区分	事項	処理		区分	事項	処理
一般共通事項	現場管理	疑義	協議	準備	打設計画	承諾	木工事	準備	加工図	承諾	
		軽微な変更	指示		コンクリート工場	承諾		木材	検査		
		別途工事	指示		コンクリート配合計画書	承諾		材料	防腐・防蟻	承諾	
		発生材の処理	指示		鉄筋	承諾		施工	防虫	承諾	
		災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議		型枠(せき板)	承諾		施工	加工・組立	承諾	
		実施工程表	承諾		混和材料	承諾		材料	屋根葺材	承諾	
	工程管理	施工計画書	承諾	鉄筋組立	検査	施工	葺方	承諾			
		施工図・現寸図・見本	承諾	ガス圧接	検査	施工	とい	承諾			
		色・柄	指示	型枠建込組立	検査	材料	各材料	承諾			
		記録等	指示	打込み	立会	施工	工法	承諾			
		管理	協議	型枠取外し	承諾	材料	各材料	承諾			
		試験所	承諾	試験(材齢28日強度試験は公的機関)	指示	施工	工法	承諾			
		電気保安技術者	承諾	圧接技能資格者	承諾	施工	外壁タイル下地確認	報告			
		技能士	承諾	仕上り及びかぶり厚さの確認	報告	養生	養生	承諾			
		仮設工事	施工	縄張り	検査	製作工場	承諾	材料	建具	承諾	
				ベンチマーク	検査	施工管理技術者	承諾	施工	建具金物	承諾	
遣方	検査			溶接管理技術者	承諾	材料	建付調整	検査			
危険物貯蔵所	承諾			溶接技能資格者	承諾	材料	サッシ	承諾			
土工事	施工	根切り底	検査	工作図	承諾	施工	建具金物	承諾			
		地中障害物	協議	超音波探傷試験機関	承諾	施工	施工図	承諾			
地業工事	準備	杭心(コラム心)	検査	鋼材等	承諾	材料	建付調整	検査			
		施工中の異状	協議	製作	承諾	施工	硝子	承諾			
		工法	協議	溶接(試験成績表)	承諾	材料	塗料	承諾			
		溶接技術者等	承諾	製品受入	検査	施工	工法	承諾			
	既設コンクリート杭・鋼管杭	材料	杭	検査	建方完了	検査	材料	内装材	承諾		
			試験杭(試験掘削)	立会	高力ボルト接合	検査	施工	工法	承諾		
			支持地盤	検査	溶接接合	検査	施工	養生	承諾		
			建込み	立会	スタッド溶接	検査	材料	性能	承諾		
	場所打ちコンクリート杭	施工	完了	検査	コンクリートブロック	承諾	材料	各材料	承諾		
			杭の精度	指示	A L Cパネル	承諾	施工	取付	承諾		
			施工記録	報告	押出成形セメント板	承諾	工種	処理			
			施工管理技術者	承諾	コンクリートブロック積み	承諾	材料	プレキャストコンクリート	承諾		
	地盤改良	材料	コンクリート	承諾	防水仕様	承諾	カーテンウォール	承諾			
			鉄筋	承諾	防水施工	検査	製作金物	承諾			
			試験掘削	立会	保証書	承諾	製作家具	承諾			
			鉄筋加工組立	検査	石材	承諾	黒板	承諾			
石工事	施工	コンクリート打設	立会	工法	承諾	側溝縁石等	承諾				
		深さ・支持地盤	検査	割り付	承諾	舗装	承諾				
		施工記録	報告	陶磁器質タイル	承諾	遊具施設	承諾				
		溶出試験	指示	工法	承諾	内・外柵	承諾				
タイル工事	材料	固化材・添加量	承諾	割り付	承諾	植樹	承諾				
		深さ・支持地盤	検査	外観の確認	報告	敷地境界標	承諾				
		施工記録	報告	接着力試験	指示	排水	承諾				
		立会	承諾								

注1) O印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。
 注2) 上表のOを付したものでない場合も監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表はO印のついたものを適用する(特記ある場合は除く)

共通事項

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部(設備工用)の補強筋工事	O					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修(仕上げは除く)		O	O	O		
床上機器用コンクリート基礎工事	O					
床上機器用コンクリート仕上	O					
設備配管吊りボルト用インサート類		O	O	O	O	O
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付のための枠組みと補強	O					
同上穴明工事		O	O	O		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		O	O	O		
鉄骨造(SRC造も含む)鉄骨貫通部開口(設備工用)と補強	O					
機器操作盤への一次側電源供給工事				O		
煙導製作取付、煙突接続(空隙耐火材詰め含む)(発電機用含む)		O	O	O		
A、L、C板穴名工事(設備工用)	O					
A、L、C板貫通部の補修(設備工用)	O					
鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工用)	O					
盤類器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(木造、プレハブ、SRC等)	O					

建築工事関係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	O					
建物内の排水溝並びに配管配線用ビット及び、各水槽の蓋製作取付	O					
建物外壁に取付く、ガラリ(吸気・排気)の製作取付(防虫網取替可能型)(ダクト接続型)	O					
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付	O					
壁付換気扇の取付用穴明	O					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	O					
コンクリート造のチャンプ及びダクト(消音、保温共)	O					
ルーフトレーン及び縦樋(GL-200造)	O					
縦樋以降配管(継ぎを含む)			O			
建物廻り雨水側溝の接続(側溝と側溝)工事	O					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備			O			
厨房内排水溝						
サービスタンク、油ボンブ廻り防油塗装	O					
二重スラブ内連通管及び通気管(湧水槽等)	O					
煙突工事(内部ライニング含む、コンクリート躯体)	O					
煙突内部排水配管(目皿含む)			O			
汲取便槽	O					
同上煙突	O					
身障者用便所の手すり	O					
照明付化粧鏡への電源接続工事				O		
空調機の間接排水配管工事(トラップは機器工事)			O			
屋上集熱器設備工事			O			

電気工事

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
はり、床、壁の貫通スリーブ				O		
同上に伴う補強	O					
天井埋込器具取付箇所のボード切込			O			
同上に伴う下地補強	O					
壁埋込器具盤の取付又はボード切込			O			
同上に伴う補強	O					
自立盤、トランス、発電機等のコンクリート基礎	O					
同上コンクリート基礎仕上	O					
発電機減圧水槽及び冷却水槽への給水管			O			
別途工事盤類の取付	O	O	O		O	O
同上に伴う二次側配管、配線	O	O	O		O	O

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
別途工事機器への接続(直接接続に限る)				O		
回転方向等の確認				O		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				O		
身障者用便所使用灯、鍵連動装置取付				O		
同上に伴う一二次側配管、配線				O		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	O					
同上 コンクリート基礎仕上	O					
配管類の防火区画貫通部の補修				O		
防火扉用レリーズの取付				O		
防火シャッター、防火垂壁用レリーズの取付	O					
防火ダンバー用レリーズの取付		O				
上記3項目に伴う配管、配線				O		
防火シャッター警報ブザー用リミットスイッチ取付	O					
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				O		
配線ビット	O					
同上用蓋	O					
電動暗幕装置	O					
同上電源接続及び操作スイッチ取付				O		

衛生工事関係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
大便器用箱入れ	O					
同上用補強工事	O					
大便器用箱入れ位置(墨出し)			O			
消火栓ボックス用箱入れ(補修は除く)			O			
同上用補強工事	O					
高架水槽用架台			O			
高架水槽用基礎(仕上共)	O					
ステンレス製流し台(V.P管接続用トラップ含む)	O					
同上流し排水管接続			O			
造り付け各種流し台(人研・コンクリート等)	O					
同上流し排水トラップ取付			O			
洗濯機用パン(排水トラップ共)			O			
グリーストラップ(既製品)			O			
浴槽並びに風呂釜	O					
ハロン消化設備(ガス圧ダンパー制御配管含む)			O			
同上制御盤迄の1次側配線、配管(電源供給)				O		
ハロン消火設備連動のファン等の停止回路				O		
化粧棚及び化粧鏡			O			
消火ポンプ起動回路及び表示灯回路				O		
消火栓ボックスの起動ボタン及び表示灯取付並びに配線、配管				O		
消火栓ボックスの取付			O			
非水洗及び簡易水洗の便器	O					
同上用紙巻器(取付具)			O			
簡易水洗便器の止水栓(器具接続迄)			O			

昇降機工事関係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
昇降機機械室床軽量コンクリート仕上並びにスラブ開口及び補強工事	O					
乗場廻り(扉、三方枠)、仮枠	O					
同上補修	O					
同上補修後の仕上工事	O					
乗場敷居持出コンクリート工事	O					
荷揚用フック取付工事	O					
昇降機中間ビームの取付(鋼構造の場合)						
レール取付用ブラケット、プレート共	O					

空調工事関係

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
壁取付換気扇(取付共)		O				
厨房器具用フード囲い(化粧板含む)	O					
壁付レンジフード(取付共)	O					
膨張タンク基礎(仕上共)	O					
壁貫通ダクト補強工事	O					

工事名	建築工事監督基準		日付	令和
図面名	建築工事監督基準		日付	令和
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課				No. 9

建築改修工事特記仕様書（令和2年4月改定版）		II. 建築改修工事仕様		3 防水改修工事〔3章〕																																																													
I 工事概要 1. 工事名称 2. 工事場所 福岡市南区大字松原、大字柏原、福岡市城南区大字東油山 3. 工事期間 工事を施工しない日 日曜日（騒音・振動を伴う作業に限る） 工事を施工しない時間帯 指定なし 4. 工事概要 5. 別途工事 6. 契約不適合責任期間 受渡し完了の日から 1 ヶ年間 7. その他 8. 特記事項 福岡市契約事務規則 3 2 条 2 項、また福岡市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 3 条 2 項による発注者がその約款がないと認めるものは本工事については下記による。（該当事項〇印） 〇 請負代金内訳書 〇 工程表 9. 安全管理 (1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第 3 0 条第 2 項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るよう建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。 10. その他 (1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。 (2) 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の 1 次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。（該当する工事に〇印） 〇塗装 〇防水 〇金属製建具 (6) 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。 (7) 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すること。 (8) 本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。 (9) 施工体制台帳等の提出 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。 また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する施工体制台帳に添付すること。 施工体制の確認方法は、「IV. 施工体制の確認」による。 (10) 福岡市契約事務規則第 4 1 条 1 項 4 号に定める中間技術検査（該当事項〇印） 〇実施する 〇実施しない		① 適用基準等 ② 工事実績情報データベースの登録(コリズ) [1.1.4] ③ 工事の一時中止に係る事項 [1.1.9] ④ 監督基準 ⑤ 工事の記録 [1.2.4] 6. 電気保安技術者 [1.3.3] 7. 施工条件 [1.3.5] ⑧ 事故報告 [1.3.10] ⑨ 発生材の処理等 [1.3.12] ⑩ 環境への配慮 [1.4.1] ⑪ 材料 [1.4.2] ⑫ 化学物質を発散する建築材料等		(1 節 一般事項) ① 建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版) ・学校標準詳細図 ※ 請負金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録し、下記の区分で10日(土日祝日を除く)以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時 ※工事の一時中止に係る計画の作成 1) 契約約款第 2 0 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の未出形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ※別紙「建築改修工事監督基準」による ・標準仕様書による。 (2 節 工事関係図書) ※福岡市建築・設備工事写真撮影要領により提出すること。 (3 節 工事現場管理) ・適用する ・適用しない ・その他の施工条件 () 災害及び事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに「福岡市公共工事にかかる事故報告要領」に基づき報告すること。 ・引き渡しを要するもの () ・中間再生処理 () ・特別管理産業廃棄物 ・有 ・無 ・再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・木材 ※コンクリート塊(鉄筋コンクリート塊を含む)、アスファルトコンクリート塊については、認定再利用施設(中間処理施設)への搬入とすること。 (4 節 材料) 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷を低減できる材料を選定すること。 指定品目、判断基準は「福岡市グリーン購入ガイドライン」によること。 本工事に使用する材料は、設計図書に定めるもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督員の承認を受ける。 なお、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備器材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」により省略することができる。 ※工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗料及び壁紙は、ホルムアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ない規格品とする。 3) 接着剤はホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないもの並びにトルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)の含有量が少ない規格品とする。壁紙用及び木工用接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。 4) 塗料はホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないもの並びにトルエン等の含有量が少ない規格品とする。 5) 1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。		※規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ・第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品 ④旧JASのFco規格品 ⑬ 特別な材料の工法 改修仕様及び、仕様に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (6 節 施工) ①適用する(工種については現場説明書を参照) ・適用しない ⑭ 化学物質の室内空気濃度測定 [1.6.9] ・受注者は監督員の指示に従い工事完了時に室内空気中の化学物質の濃度を測定すること。 (測定物質) ①ホルムアルデヒド ②トルエン ③キシレン ④エチルベンゼン ⑤スチレン (測定箇所) ※測定室は監督員の指示による。 箇所数 (箇所) (8 節 完成図書) ①提出する(※完成図書等作成要領(福岡市財政局)による) ・提出しない ① CALS/EC 電子納品 ・設計額 2,000万円以上の工事は対象 ・設計額 250~2,000万円まで市が指定する工事は対象。 ・指定する ・指定しない ※福岡市電子納品の手引き(建築・設備工事編)による。 ②図示 ・設計GL=現状GL ⑬ 施工図等の取り扱い 施工図等の著作権に係る、当該建築物に限る著作権は発注者に移譲するものとする。 福岡市福祉のまちづくり条例の適用により、下記のいずれかをとり付けること。 ・整備基準適合証(基本タイプ) ・整備基準適合証(優良タイプ) (200×200) (200×200) ⑭ 仮設工事〔2章〕 ①騒音・粉じん等の対策 [2.1.3] ②足場その他[2.2.1] ① 仮囲い ② 足場 仮囲い ・ 設ける(種類 桁-コンパ-) ・ 設けない 内部足場 種類 ※脚立、足場板等 外部足場 種類 ・枠組足場 ・くさび緊結式足場 ・単管本足場 ・() 範囲 ・図面図示による ・() 防護シートによる養生 ※行う ・行わない ※ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時は常時、全ての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものとし、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 (3 節 養生) 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・() 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・() 備品等の移動 ・行わない ※行う(図示) 仮設間仕切り等の種別 種 別 下 地 仕上材(厚さ mm) 充てん材 塗 装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0 ・) ・() ※無し ※B種 ・木下地 ※せつこうボード(※9.5 ・) 厚さ(mm) ・片面 ・C種 単管下地 ・防炎シート ・() ・仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度 ・ ※無し ・鋼製扉 ※片面フラッシュ程度 ・ ※有り 設置箇所 ・ 図面図示による ・() (4 節 仮設物) ・設置する ・設置しない ・(m2)程度 ・設備の種類 ※監督員と協議 ・() ・備品等の種類 () ・備品等の数量 () 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) ※塵埃、コンクリート屑等を撤去し均地均をする。 ・塵埃、コンクリート屑等を撤去し、凹部に良土を入れ工事用地全面にローラ転圧をする。 ※工事表示板 ※建設業許可票 ※労災保険関係成立票 ※施工体系図 ・運搬経路表示板		1. 施工一般 [3.1.3] 1-2. 保守管理プレート 2. 既存下地の処理 [3.2.6] 3. 種別及び工程 [3.3.3] [表3.1.1] [表3.3.3~10] 1) 材料 [3.3.2] 2) 施工 [3.3.4] 3) 保証期間 4. 種別及び工程 [3.4.3] [表3.4.1~3] [表3.1.1] 1) 材料 [3.4.2] 2) 施工 [3.4.4] 3) 保証期間		(1 節 共通事項) 降雨等に対する養生方法 ※3.1.3(5)による ・() 保守管理用プレート 壁プレート(300×250程度) ・ 設ける (箇所) ・ 設けない (2 節 既存防水層の処理) 補修箇所の形状・長さ、数量等 ※図面図示による ・() 設備機器架台、配管受台、パラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、格屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処置 ・ 図面図示による ※監督員と協議 (3 節 アスファルト防水) <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>新規防水層の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P1B</td> <td></td> <td>・B-1 ・B-2 ・B-3</td> </tr> <tr> <td>・P1B1 ・T1B1</td> <td></td> <td>・B1-1 ・B1-2 ・B1-3</td> </tr> <tr> <td>・P2A1</td> <td></td> <td>・A1-1 ・A1-2 ・A1-3</td> </tr> <tr> <td>・P2A</td> <td></td> <td>・A-1 ・A-2 ・A-3</td> </tr> <tr> <td>・M4C</td> <td></td> <td>・C-1 ・C-2 ・C-3</td> </tr> <tr> <td>・M3D ・POD</td> <td></td> <td>・C-4</td> </tr> <tr> <td>・D-1 ・D-2 ・D-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・POD1</td> <td></td> <td>・D-1 ・D-2</td> </tr> <tr> <td>・M3D1 ・M4D1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・E-1 ・E-2</td> <td></td> <td>(保護層は図示による)</td> </tr> </tbody> </table> 脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定とする。 仕上げ塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による 改修用ドレン (POD、POD1工法の場合) ・設ける ・設けない アスファルトルーフィング ・改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による ・() ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による ・() 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L=30×15×2.0mm ・ 図面図示による 断熱材(断熱工法の場合) 材質 ・保護断熱工法 ・押し出法*リソフォーム断熱材3種bA(仕層付) ・露出断熱工法 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) 厚さ ・(mm) ・ 図面図示による 絶縁用シート ・保護防水工法 ※*リソフォーム 厚さ0.15mm以上 ・保護防水断熱工法 ※*リソフォーム、*リソフォームを平織りしたフロックウール(70g/m2) 平場の保護コンクリート 厚さ ・80mm以上(こて仕上) ・60mm以上(床材等仕上げあり) 種類 ※普通コンクリート Fc=18N/mm2 SL15cm又は18cm 立上り部の保護 ・れんがの種類 ※JIS R1250のれんが ・乾式保護材の材料 ※材料製造所の仕様 ・ 図面図示による ・保護コンクリート 工法() 既存露出防水層表面の仕上げ塗装 ・除去する ・除去しない 屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材の施工 ・ルーフトレンドリからの張りじまい位置 ・() ・立上り部周辺の張りじまい位置 ・() 屋上排水溝の適用 ※ 図面図示による ・() 保証期間()年間 (4 節 改質アスファルトシート防水) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施工箇所</th> <th>新規防水層の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・M4AS工法</td> <td></td> <td>・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2</td> </tr> <tr> <td>・M3AS工法</td> <td></td> <td>・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1</td> </tr> <tr> <td>・POAS工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M3ASI工法</td> <td></td> <td>・AS1-T1</td> </tr> <tr> <td>・M4ASI工法</td> <td></td> <td>・AS1-J1</td> </tr> <tr> <td>・POASI工法</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 防湿用シーートの設置 (AS1-T1、AS1-J1工法の場合) ・設置する ・設置しない 脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定による 仕上げ塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による 改修用ドレン (POAS、POASI工法の場合) ・設ける ・設けない 改質アスファルト ・改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・() ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・() ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ・() 断熱材 (AS1-T1、AS1-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種(・1号・2号)(透湿係数を除く) 厚さ ・(mm) ・ 図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L=30×15×2.0mm ・ 図面図示による 既存露出防水層表面の仕上げ塗装 ・除去する ・除去しない 保証期間()年間		防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	・P1B		・B-1 ・B-2 ・B-3	・P1B1 ・T1B1		・B1-1 ・B1-2 ・B1-3	・P2A1		・A1-1 ・A1-2 ・A1-3	・P2A		・A-1 ・A-2 ・A-3	・M4C		・C-1 ・C-2 ・C-3	・M3D ・POD		・C-4	・D-1 ・D-2 ・D-3			・POD1		・D-1 ・D-2	・M3D1 ・M4D1			・E-1 ・E-2		(保護層は図示による)	種類	施工箇所	新規防水層の種別	・M4AS工法		・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2	・M3AS工法		・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1	・POAS工法			・M3ASI工法		・AS1-T1	・M4ASI工法		・AS1-J1	・POASI工法		
防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別																																																															
・P1B		・B-1 ・B-2 ・B-3																																																															
・P1B1 ・T1B1		・B1-1 ・B1-2 ・B1-3																																																															
・P2A1		・A1-1 ・A1-2 ・A1-3																																																															
・P2A		・A-1 ・A-2 ・A-3																																																															
・M4C		・C-1 ・C-2 ・C-3																																																															
・M3D ・POD		・C-4																																																															
・D-1 ・D-2 ・D-3																																																																	
・POD1		・D-1 ・D-2																																																															
・M3D1 ・M4D1																																																																	
・E-1 ・E-2		(保護層は図示による)																																																															
種類	施工箇所	新規防水層の種別																																																															
・M4AS工法		・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2																																																															
・M3AS工法		・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1																																																															
・POAS工法																																																																	
・M3ASI工法		・AS1-T1																																																															
・M4ASI工法		・AS1-J1																																																															
・POASI工法																																																																	
令和元年度以降の改定 R2. 3.31 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)、公共建築工事標準仕様書(平成31年版)による内容改正 R2. 11.18 建設業法改正による工事を施工しない日及び時間帯の明記 I. 工事概要-3. 工事期間 R3. 3.11 コア構造体強度補正値(S)にかかる適用期間の見直しによる内容修正 R3. 8. 1 「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」の見直しによる内容修正		【 注 意 事 項 】 ※契約用図面をA3サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。 ※A1サイズの場合、1/2とする。 ・A2サイズの場合、7/10とする。		工事名 図面名 建築改修工事特記仕様書(1) 日付 令和 福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課 No. 2																																																													

5. 種別及び工程 [3.5.3] [表3.5.1~3] [表3.1.1]

1) 材料 [3.6.2]

2) 施工 [3.6.4]

3) 保証期間

6. 種別及び工程 [3.6.3~4] [表3.6.1~2] [表3.1.1]

7. シリング改修工法の種類 [3.1.4] [表3.1.2]

8. 材料 [3.7.2] [表3.7.1]

9. 目地寸法 [3.7.3]

10. シリング材の試験 [3.7.8]

11. 材料・工法 [3.8.2~3] [表3.8.4] (13.5.3) (4)

(5節 合成高分子系ルーフィングシート防水)

種類	新規防水層の種類			仕上塗料	使用分類
	接着工法	機械的固定工法	保護覆着		
・S3S工法 ・S3SI工法	・S-F1 ・S-F2 ・SI-F1 ・SI-F2			・カラー ・シルバー	※非歩行 ・軽歩行
	・M4S工法 ・M4SI工法	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3 ・SI-M1 ・SI-M2			
・POS工法 ・POS1工法 ・S4S工法 ・S4SI工法 ・P1S工法	・S-F1 ・S-F2 ・SI-F1 ・SI-F2	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3 ・SI-M1 ・SI-M2			

脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定による
仕上塗料の種類・使用量 ※材料製造所の仕様による
改修用ドレン (POS、POS1工法の場合) ・設ける ・設けない
立上り面のシート厚さ (S-M2、SI-M2工法の場合) ※1.5mm ・(mm)
防湿用フィルムの設置 (SI-M1、SI-M2工法の場合) ・設置する ・設置しない

ルーフィングシート (JIS A6008)
種類・厚さ ※表3.5.1から表3.5.3による ・()
絶縁用シート ※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質・形状・寸法 ・図面図示による ・3.5.2(3) (4)による
断熱材 (断熱工法の場合)
材質 ・機械的固定 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く)
・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く)
・接着工法 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く)
・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く)
・ポリイソシアネート断熱材 (密度及び熱伝導率の規格適合品)
・A種ポリイソシアネート保温材 (密度及び熱伝導率の規格適合品)
厚さ ・(mm) ・図面図示による
立上り部防水層撤去 (POS、POS1工法の場合)
・撤去する (補修・処置 ※3.2.6(4) (f) (f)による)
・撤去しない (補修・処置 ※3.2.6(4) (g) (g)による)
接着工法の目地処理 (プレキャストコンクリート下地の場合) ・図面図示による
プレキャストコンクリート下地入隅部の増し張り (S-F1、SI-F1工法の場合) ・図面図示による
モルタル塗厚 (S-C1工法の場合) ・(mm)
立上り部の保護モルタル塗厚 (S-C1工法の場合) ※7mm ・(mm)
保証期間 () 年間

(6節 塗膜防水)

種類	施工箇所	新規防水層の種類	仕上塗料
・POX工法 ・L4X工法 ・PIY工法 ・P2Y工法		・X-1 ・X-2 ・Y-2	・シルバー ・カラー

(注)X-1の立ち上がり部は全てX-2工法とする。

脱気装置の種類・設置数量 (X-1工法の場合) ※材料製造所の指定による
仕上塗料の種類・使用量 (X-1、X-2工法の場合) ※材料製造所の仕様による
既存塗膜防水層表面の仕上り塗装 (L4X工法の場合) ・除去する ・除去しない
保護層 (Y-2工法の場合) ・設ける ・設けない
改修用ドレン (POX工法の場合) ・設ける ・設けない
保証期間 () 年間

(7節 シーリング)

※シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法
・拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法

種類 ※表3.7.1による ・図面図示による
施工箇所 ※図面図示による

・図面図示による ・3.7.3(1)による ・(mm)

接着性試験
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 (JIS A1439)

(8節 とい)

材種 ・配管用鋼管
※硬質ポリ塩化ビニル管 (※カラー ・素地)
・硬質塩化ビニル雨どい ()

防露材のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする
受金物 材種 ※ステンレス ・溶融亜鉛めっき鋼板製
取付間隔 ※表3.8.2による ・()

たてどい受金物の取付工法 ・図示 ※表3.8.3(4)による
鋼管製といの防露巻工法 ・有り (表3.8.4による) ・無し
掃除口 ・設ける ・設け
ルーフトレンの取付け ・図示 ※3.8.3(8)による
既存のといその他の撤去・降雨等に対する養生方法 ・()

12. 材料・工法 [3.9.2~3] [表3.9.1]

4 建具改修工事 [5章]

1. 改修工法の適用 [5.1.3~5.7]

2. 性能及び構造 [5.2.2]

3. 材料 [5.2.3]

4. 形状及び仕上げ [5.2.4]

5. 工法 [5.2.5]

6. 障子取り外し方式

7. 性能及び構造 [5.3.2]

8. 材料 [5.3.3]

9. 形状及び仕上げ [5.3.4]

10. 工法 [5.3.5]

11. 性能及び構造 [5.4.2]

12. 形状及び仕上げ [5.4.4] [表5.4.2]

13. 性能及び構造 [5.5.2]

14. 材料 [5.5.3]

15. 形状及び仕上げ [5.5.4]

(9節 アルミニウム製笠木)

種類	呼称肉厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考
・250形	1.6以上	・AB-1種	固定方法及び間隔は品質計画で定める	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8以上	・BB-1種		
・350形	2.0以上	・		
・100形		・		

板材折曲げ形 笠木本体幅 ・図面図示 ・()
板厚 ・図面図示 ※2.0mm ・()
板材折曲げ形の取付工法 ・図面図示 ・()
風圧力・積雪荷重に対応した工法
・固定金具の間隔 ・() ・図面図示による
・固定方式等 ・() ・図面図示による
既存笠木の撤去、新規アルミニウム製笠木の地下補修工法
・図面図示による ・()

(1節 共通事項)

建具の種類	工法	備考
・アルミニウム製建具	・かぶせ工法 ・撤去工法	
・鋼製建具	・外部 ・かぶせ工法 ・撤去工法	
	・内部 ・かぶせ工法 ・撤去工法	
・鋼製軽量建具	・かぶせ工法 ・撤去工法	
・ステンレス製建具	・かぶせ工法 ・撤去工法	

新規建具を設ける壁の開口方法、周囲の補修方法・範囲 ※図面図示による
防火戸の指定、「防犯建物部品」の適用 ※図面図示による
建具本の製作 ・行う ※行わない
特殊建具の仮組 ・行う ・行わない

(2節 アルミニウム製建具)

外部に面する建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法 (mm)
・A種	S-4	A-3	W-4	※70 ・100
・B種	S-5			
・C種	S-6	A-4	W-5	※100 ・()

防音ドアセット、防音サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する(面内変形追随性等級) ・適用しない

網戸 ※合成樹脂製 (線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ)
・ガラス繊維入り合成樹脂製 (線径・網目)
・ステンレス製 (SUS316) (線径・網目)

表面処理 外部 ・BB-1種 ・()
内部 ・AC-1種 ・()

色調 ※図面図示による
結露水処理 ※図面図示による
水切り板、ぜん板等 ※図面図示による
※内はずし ・外はずし ・図示
学校施設については、内はずしを標準とする。

(3節 樹脂製建具)

外部に面する建具の種類 ・A種 ・B種 ・C種
外部に面する建具の遮音等級 ・T-A種 ・T-B種
外部に面する建具の断熱等級 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種
ガラス ※複層ガラス ・単板ガラス ・三重ガラス ・図面図示
網戸 ※合成樹脂製 (線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ)
・ガラス繊維入り合成樹脂製 (線径・網目)
・ステンレス製 (SUS316) (線径・網目)

建具枠の見込み寸法 ※図面図示による ・()
表面色 ※図面図示による ・標準色 (白色) ・特別色
水切り板、ぜん板等 ※図面図示による

(4節 鋼製建具)

外部に面する鋼製建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6
簡易気密型ドアセット ※適用する(A-3、W-1) ・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する(面内変形追随性等級) ・適用しない

鋼板類の厚さ ※表5.4.2による ・図面図示による
(注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は表5.4.2は適用しない。

(5節 鋼製軽量建具)

簡易気密型ドアセット ※適用する(等級:A-3) ・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する(面内変形追随性等級) ・適用しない

鋼板		めっき付着量
・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G3302)		※Z06又はF06 ・()
・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G3313)		※E24 ・()
・ビニル被覆鋼板 (JIS K6744) ・SG ・SE		・Z06又はF06 ・E24
・カラー鋼板 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板		※Z06又はF06 ・()
・電気亜鉛めっき鋼板		※E24 ・()

・召合せ、縦小口包み板等の材質
※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金の押出成形材

鋼板類の厚さ ※表5.5.1による ・図面図示による
(注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は表5.5.1は適用しない。

16. 性能及び構造 [5.6.2]

17. 材料 [5.6.3]

18. 形状及び仕上げ [5.6.4]

19. 工法 [5.6.5]

20. 図面寸法

21. 材料 (16.7.2) (表16.7.1~3)

22. 形状及び仕上げ (16.7.3) (表16.7.5~7)

23. 材質、形状及び寸法 [5.7.2]

24. 取付け施工 [5.7.3]

25. 鍵 [5.7.4]

26. 性能 [5.8.2] [表5.8.1~3]

27. 機構 [5.8.3] [表5.8.4]

28. 性能等 [5.9.3] [表5.9.1]

29. 形式及び機構 [5.10.2] [表5.10.1]

30. 材料 [5.10.3]

31. 形式及び機構 [5.11.2] [表5.11.1]

32. 材料 [5.11.3]

33. 形状及び仕上げ [5.11.4]

34. 形状及び機構 [5.12.2]

35. 材料 [5.12.3]

(6節 ステンレス製建具)

外部に面する鋼製建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6
簡易気密型ドアセット ※適用する(A-3、W-1) ・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する(等級) ・適用しない
耐震ドアセット ・適用する(面内変形追随性等級) ・適用しない

材質 屋外 ※SUS304 ・SUS430JIL ・SUS443J1 ・()
屋内 ※SUS304 ・SUS430JIL ・SUS443J1 ・()

表面仕上げ ※HL ・()

曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ

(木製建具【標準仕様書】)

設計図記入の部材寸法は仕上り寸法とし、内法寸法は現場採寸の上、製作すること。

建具材の加工、組立時の含水率 ・A種 ・B種 ・C種

合板類
ホルムアルデヒドの放散量等は、「F☆☆☆☆」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用(普通合板及び天然木化粧合板に限る)」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用(天然木化粧合板に限る)」並びに「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用(特殊加工化粧合板に限る)」とする。

接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする
・かまち戸及び鏡板の樹脂 ※図面図示による
・ふすまの種類・上張り種類 ※図面図示による
・枠及びつずりの材料 ※図面図示による

フラッシュ戸の表面板の厚さ ※表16.7.6による ・()
かまち戸の見込み寸法 ※30mm ・(mm)
ふすまの見込み寸法 ※19.5mm ・(mm)
戸ふすまの見込み寸法 ※30mm ・(mm)
紙張り障子の見込み寸法 ※30mm ・(mm)
ふすま縁の仕上げ ・塗り縁 (カシュー塗料) ・生地縁

(7節 建具用金物)

金物の種類及び見え掛り部の材質 ※図面図示する ・表5.7.1
樹脂製建具金物に使用する丁寧 ※表5.7.3による

握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ※図面図示による

・マスターキー ※製作する ・製作しない ・既存に合わせる
・鍵の本数 ※3本1組 ・()
・鍵箱 (製品品) ・用意する ・用意しない

(8節 自動ドア開閉装置)

駆動装置の性能値 ※表5.8.1による ・図面図示による ・多機能トイレ(※表5.8.2による)
検出装置の性能値 ※表5.8.3による ・図面図示による
戸の開閉方法 ※図面図示による ・()
検出装置の種類
・光線 (反射) ・熱線 ・音波 ・光電
・電波 ・タッチ ・押しボタン ・多機能トイレ
寒冷地凍結防止措置 ・行う ・行わない

(9節 自閉式上り引戸装置)

※表5.9.1による ・図面図示による

(10節 重量シャッター)

種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター

外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分
() ・50 ・80 ・120

開閉形式 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式
電動式シャッターに設ける保護装置の位置 ※図面図示による
シャッターケース ・設ける ・設けない

材質 ※溶融亜鉛めっき鋼板又は塗装溶融亜鉛めっき鋼板 Z12又はF12
()

(11節 軽量シャッター)

外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分
() ・50 ・65 ・80

開閉形式 ・上部電動式 (手動併用) ※手動式
電動式シャッターに設ける保護装置の位置 ※図面図示による

材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 Z06又はF06
・塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 AZ90

スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形

(12節 オーバーヘッドドア)

セクション材料 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ
・ファイバーグラスタイプ

耐風圧性能による区分 () ・50 ・75 ・100 ・125

開閉方式 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式
収納形式 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形
・パーチカル形

ガイドレール材料 ・溶融亜鉛めっき鋼板 Z27 ・ステンレス鋼板

36. 材料 [5.13.2]

37. ガラス溝の寸法、形状等 [5.13.3]

38. ガラスブロック積み [5.13.5]

39. ガラス用フィルム

5 内装改修工事 [6章]

1. 改修範囲 [6.1.3]

2. 工法 [6.2.2]

3. 工法 [6.3.2] [4.4.9]

4. 一般事項 [6.5.1] [表6.5.1~2]

5. 木材 [6.5.2] [表6.5.3]

1) ホルムアルデヒド放散量

2) 製材

3) 造作用集材

4) 造作用単板積層材

5) 直交集材

(13節 ガラス)

板ガラス 材質はJIS規格品とし、厚さ・種類等は図面図示による。
ガラス留め材 ・シーリング
・グレイジングガスケット (グレイジングチャンネル形)
・グレイジングガスケット (グレイジングビート形)

溝の大きさ ※建具製造所の仕様 ・()

ガラスブロックの表面形状、呼び寸法及び厚さ、壁用金属枠及び補強材、金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 ※図面図示による
化粧目地モルタル色 ・()
目地幅の寸法 ※5.13.5(2) (a)による ・()
伸縮調整目地の位置 ※5.13.5(2) (b)による ・()
目地部の横方骨の納まり ※製造所の仕様による ・図面図示による

名称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第2種	※内張り・外張り	飛散防止率 DI品質JIS A 5759)による

(1節 共通事項)

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲
・壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
※図示の範囲

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
・壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
※図示の範囲

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
・既存のまま
※図示の範囲

(2節 既存床の撤去及び下地補修)

ビニルシート等の除去 ※仕上げ材のみ (接着剤とも) ・図示の範囲
合成樹脂塗料の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法
改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・図示の範囲

(3節 既存壁の撤去及び下地補修)

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※図面図示による

(5節 木下地等)

・機械加工
仕上げ程度 ・A種 (適用箇所:)
・B種 (適用箇所:)
・C種 (適用箇所:)

・手加工
仕上げ程度 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種

樹種 ・図面図示による
木材含水率 ※A種 (広葉樹は10%以下) ・B種
・造作材 ※A種 (広葉樹は10%以下) ・B種

「F☆☆☆☆」又は、塗装していないものは「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、塗装したものは「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用」、化粧加工したものは「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のもの。

規格	種類	部材名称	等級	樹種・寸法形状
※JAS規格品	・下地用針葉樹	—	※2級 ・()	※図示による
	・造作用針葉樹	枠、額縁、敷居、かまじ、かまじの類見え掛り面	※上小節以上 ・()	※図示による
		上記以外	※小節 ・()	※図示による
・JAS以外	・造作材	—	※1級 ・()	※図示による
・JAS以外	・造作材	—	※A種 ・B種	※図示による

※集材材の樹種、寸法、施工箇所は図示による。

規格	分類	部材名称	品質	化粧薄板の厚さ
※JAS規格品	・造作用集材	—	※1等 ・()	—
		・化粧ばり 造作用	※1等 ・()	・敷居、かまじ、階段板の上面 ※1.5mm以上
	・その他	※0.6mm以上		
	・化粧ばり 構造用	・()	※1.2mm以上 ・()	
・JAS以外	含水率	※15%以下	・()	

厚さ ・(mm)
規格 ※JAS規格品 ・JAS規格品以外 (含水率14%以下)
表面化粧加工 ・有 (・天然木) ・塗装) ・無 (等級: 級)
防虫処理 ・有 ・無

※直交集材の品名、樹種、寸法、施工箇所は図示による。
曲げ強度 ・()
種別 ・()
接着性能 ・()

6) 合板等

※合板の単板の樹種、施工箇所は図示による。

種別	厚み	接着剤の耐水性	板面の品質		加工処理
			樹種	等級	
・普通合板	※5.5mm ・()	・特類 ※1類 ・2類	・針葉樹	※C-D	・防虫処理 ・難燃処理 ・防炎処理
			・広葉樹	・1等 ※2等	
・構造用合板	※12mm ・()	・特類 ※1類 ・2類	強度等級 ・1級 ※2級	※C-D ・()	・防虫処理
・化粧ばり構造用合板					・防虫処理
・天然木化粧合板					・防虫処理
・特殊加工化粧合板					・防虫処理

構造用合板で屋内の湿潤状態となる場所を使用する場合の接着の程度は「特類」とする。

種別	厚み	表裏面の状態区分	曲げ強さ(N/mm ²)	接着剤区分	難燃性区分
・パーティクルボード	※15mm ・()	・素地研磨品(RS) ・単板研磨品(VS)	・8 ※13	・Uタイプ ※Mタイプ	・難燃2級 ・難燃3級
・構造用パーティクルボード	・()	・単板無研磨品(VN)	・18	※Pタイプ	・普通
・MDF	・()	・()	・()	・()	・()

6. 接合具・木れんが [6.5.3-4] [表6.5.5~7]

造作化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木
・つぶし頭釘打ち ・釘頭隠し

諸金物の形状・寸法・材質
※かすがい・座金・箱金物・短冊金物 ※6.5.3(2) (7)による
・()

接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする

7. 防霉・防蟻処理 [6.5.5] (1)

1) 薬剤の加圧注入
2) 薬剤の塗布
3) 薬剤混入
4) 保証期間

木材保存剤は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつJIS規格に適合する木材保存剤又はこれと同等の木材保存剤とする。
性能区分 ・K2 ※K3 ・K4
適用部位 ()

処理方法 ※6.5.5(1) (b)2による。
接着剤へ薬剤混入 ・行う ※行わない
保証期間は5年とする。

8. 防虫処理 [6.5.5] (2)

施工箇所 ・図面図示による ・()
適用 ・有 ・無

9. 木材 [6.5.6~9] [表6.5.8-9]

名称	適用樹種
・間仕切軸組	※杉又は松 ・()
・床組	※6.5.6(1)による ・()
・窓出入口	・吊元枠、水掛り下枠、敷居 ※ひのき ・() ・上記以外 ※松又は杉 ・() ・縁甲板・上がりがまち ※ひのき ・() ・壁下地、天井下地 ※杉又は松 ・()

10. 一般事項 [6.6.1]

(6節 軽量鉄骨天井下地)
特定天井、天井材の単位面積当たりの質量が20kg/m²を超える天井、水平でない天井及びシステム天井によるものは本節を適用しない。

11. 材料 [6.6.2]

野縁等の種類
屋内 ※19形 ・25形
屋外 ・19形 ※25形

12. 形式及び寸法 [6.6.3] [表6.6.2]

野縁受、吊りボルト及びビンサートの間隔
屋内 ※900mm 周辺部は端から150mm以内 ・()
屋外 ※図面図示による ・()

野縁の間隔
屋内 ※表6.6.2による ・()
屋外 ※図面図示による ・()

13. 工法 [6.6.4]

既存の埋込みビンサート
・使用する(吊りボルト引抜き試験 ・行う ・行わない)
・使用しない

あと施工アンカー引抜き試験
・行う(引抜き強度：屋内400N以上、屋外 N以上) ・行わない
天井のふところが1.5m以上の場合の補強 ※6.6.4(8)による ・()

天井のふところが3mを超える場合の補強 ※図面図示による ・()

天井下地材における耐震性を考慮した補強 ※図面図示による ・()

屋外の軽天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強 ※図面図示による ・()

吊ボルトの間隔が900mmを超える照明器具・ダクト開口部の補強方法 ※図面図示による ・()

14. 形式及び寸法 [6.7.3] [表6.7.1]

(7節 軽量鉄骨壁下地)
スタッド、ランナーの種類は図面による。特に図面に記入がない場合は表6.7.1による。

スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図面図示による

15. 工法 [6.7.4]

出入口等の開口部の補強 ・6.7.4(5) (7)~(9)による ・図面図示による

16. 材料 [6.8.2]

(8節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り)

・ビニル床シート (JIS A5705)

種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※FS ・TS	・無地 ・()	※2.0 ・()
・発泡層のあるもの	・HS ・KS	・()	※2.8 ・()

・ビニル床タイル (JIS A5705)

種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm)
・半硬質	・KT	※無地	※2.0
・()	・()	・()	・()

・特殊機能床材

・帯電防止床シート
種類 ・()
性能 ・()
厚さ ・(mm)

・防滑性床シート
種類 ・()
性能 ・()
厚さ ・(mm)

・帯電防止床タイル
種類 ・()
性能 ・()
厚さ ・(mm)
寸法 ・(mm)

・防滑性床タイル
種類 ・()
性能 ・()
厚さ ・(mm)
寸法 ・(mm)

・耐動荷重性床シート
種類 ・() 厚さ ・(mm)

・ビニル床畳木 厚さ ※1.5mm ・(mm)
高さ ※60mm ・(mm)

・ゴム床タイル 色柄・種類 ・()
厚さ ・(mm)
寸法 ・()

接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

ブロックパターンはJIS T9251による
色彩は黄色を原則とする

種類 屋内 ※塩化ビニル製
・レジンコンクリート製
・磁器又はせつ器質タイル(※300 ・)
屋外 ※レジンコンクリート製
・磁器又はせつ器質タイル(※300 ・)

17. 視覚障がい者用床タイル (誘導用及び注意喚起用床材) [6.8.2]

目地処理工法 ※熱溶接工法 ・()
モルタル塗り下地、セルフレベリング材下地、木造下地以外の下地の工法 ※図面図示による ・()

18. 工法 [6.8.3]

(9節 カーペット敷き)

・織じゅうたん
種別 ・A種 ・B種 ・C種
織方・パイル形状 ・()
色柄 ・() ・図面図示による
帯電性 ※3kV以下 ・(kV以下)

・タフテッドカーペット
パイルの形状 ・()
パイル長 ・()
帯電性 ※3kV以下 ・(kV以下)

・ニードルパンチカーペット
厚さ ・(mm)
帯電性 ※3kV以下 ・(kV以下)

・タイルカーペット
種類 ※1種 ・()
パイルの形状 ※ループパイル ・()
寸法 ※500mm×500mm ・()
総厚さ ※6.5mm ・(mm)

・下敷き材 ※JIS L 3204 (反毛フェルト) の第2種2号、呼び厚さ8mm
・()

・見切り・押え金物
・材質() 種類() 形状()
・図面図示による

20. 工法 [6.9.3] [表6.9.2]

カーペットの種類	工法の種類	備考
・織じゅうたん	※グリッパ―工法	接合方法 ※ヒートンド工法 ・()
・タフテッドカーペット	・グリッパ―工法 ・全面接着工法	
・ニードルパンチカーペット	※全面接着工法	
・タイルカーペット	※全面接着工法	※平場：市松敷き 階段：模様流し

(10節 合成樹脂塗料)

・弾性ウレタン塗料 (F☆☆☆☆)
仕上げの種類 ※平滑仕上げ ・防汚仕上げ ・つや消し仕上げ

・エポキシ樹脂塗料 (F☆☆☆☆)
仕上げの種類
・薄膜流しのべ工法(平滑仕上げ ・防汚仕上げ)
・厚膜流しのべ工法(平滑仕上げ ・防汚仕上げ)
・樹脂モルタル工法(平滑仕上げ ・防汚仕上げ)

・薄膜型塗料 (F☆☆☆☆)
仕上げの種類 ※平滑仕上げ

21. 材料・工法 [6.10.2-3] [表6.10.4~8]

(10節 合成樹脂塗料)

・RS(素地・研磨)
・VS(単板張り・研磨)
・DV(化粧・単板張り) 耐水性による区分
・DO(化粧・プラスチック)
・DC(化粧・塗装)

・無石綿けい酸カルシウム板

・RS(素地・研磨) 曲げ強さ区分(引け)
・8・13・18・17.5-10.5
・24-10・30-15

・REG(U) ・MR1(M) ・MR2(P)

・無石綿けい酸カルシウム板 引け2 ※0.8FK 壁 ※1.0FK 天井 引け

遮音シール材
・シーリング材 (JIS A5758) (・アクリル系 ・ウレタン系 ・())
・ジョイントコンパウンド (JIS A6914)

22. 材料・工法 [6.11.2~6] [表6.11.1~6]

(11節 フローリング張り)

ホルムアルデヒド放散量等は「F☆☆☆☆」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」とする。
単層フローリングは「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒド」を放散しない塗料等使用」とする。

品名	工法	材 料	仕上げ
・フローリングボード1等	・釘留め工法	・根太張り工法 ・フローリングボード(根太張用) 樹種 ※なら ・() 厚さ ※15mm ・() 板幅 ※75mm以上 ・() 板長さ ※400mm以上	※塗装品 ・現場塗装 ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オレフィン塗り ・生地のみ塗り
・フローリングブロック1等			・複合フローリング(根太張用) 樹種 ※なら ・() 種別 ・A種 ・B種 ・C種
・()	・接着工法	・直張り工法 ・フローリングボード(直張用) 樹種 ※なら ・() 厚さ ※12mm以上 ・() 板幅 ※75mm以上 ・() 板長さ ※400mm以上	・複合フローリング(直張用) 樹種 ※なら ・() 種別 ・A種 ・B種 ・C種
		・フローリングボード 樹種 ※なら ・() 厚さ ※8mm以上 ・() 板幅 ※75mm以上 板長さ ※400mm以上	
・()	・()	・フローリングブロック 樹種 ・なら ・() 厚さ ・15mm ・(mm) 大きさ ・303×303 ・()	・複合フローリング 樹種 ※なら ・() 種別 ・A種 ・B種 ・C種
		・複合フローリング(直張用) 樹種 ※なら ・() 種別 ・A種 ・B種 ・C種	
・体育館用フローリング ※図面図示による			

(12節 畳敷き)
種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種

(13節 せつこうボードその他ボード及び合板張り)

せつこうボードその他ボード ※厚さは、図面図示による。
パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

種類・材質	種別	張り方(目地処理の種類)	JIS規格
・GB-R(普通) ・GB-S(シージング) ・GB-F(強化) ・GB-NC(不燃積層)	壁	・継目処理工法 ・目透し工法 ・突付けV目地工法 ・突付け工法 ・捨張り ・直張突付け	JIS A6901
・せつこうラスボード GB-L	天井	・継目処理工法 ・目透し工法 ・突付けV目地工法 ・突付け工法 ・捨張り ・直張突付け	JIS A5404
	壁	・突付け工法 ・()	
・化粧せつこうボード GB-D	壁	・突付け工法 ・()	JIS A5404
・HW(硬質木毛) ・MW(中質木毛) ・NW(普通木毛) ・HF(硬質木片) ・NF(普通木片)	壁	・継目処理工法 ・目透し工法 ・突付けV目地工法 ・突付け工法	JIS A5404
		天井	
・ロックウール化粧吸音板 DR	凸模様 ※無 ・有	・突付け工法 ・()	JIS A6301
・RS(素地・研磨) ・VS(単板張り・研磨) ・DV(化粧・単板張り) 耐水性による区分 ・REG(U) ・DC(化粧・塗装)	曲げ強さ区分(引け) ・8・13・18・17.5-10.5 ・24-10・30-15	・目透し工法 ・突付け工法 ・捨張り	JIS A5908
			JIS A5430

遮音シール材
・シーリング材 (JIS A5758) (・アクリル系 ・ウレタン系 ・())
・ジョイントコンパウンド (JIS A6914)

25. 合板類の材料・工法 [6.13.2-3] [表6.13.3]

種 類	樹 種 等	接着程度	厚さ(mm)	張付け工法
・難燃合板	・ラワン合板 ・しな合板 ・()	・1類 ・2類	板厚 ・()	・A種 ※B種
・特殊合板	・天然木化粧合板 ・防虫処理 ・難燃処理 ・難燃処理	・1類 ・2類	単板の厚さ ※0.3mm未満 ・()	・A種 ・B種 ・引掛け金物
	・特殊加工化粧合板 ・防虫処理 ・難燃処理 ・防炎処理	・()	板上加工方法 ・() 表面性能 ・()	板厚 ※4.0mm ※() ・A種 ・B種
・普通合板	・ラワン合板 ・しな合板 ・()	・1類 ・2類	板厚 ・()	・A種 ※B種

(14節 壁紙張り)

・フローリングボード(直張用) 樹種 ※なら ・()
厚さ ※12mm以上 ・()
板幅 ※75mm以上 ・()
板長さ ※400mm以上

・複合フローリング(直張用) 樹種 ※なら ・()
種別 ・A種 ・B種 ・C種

・フローリングボード(直張用) 樹種 ※なら ・()
厚さ ※8mm以上 ・()
板幅 ※75mm以上
板長さ ※400mm以上

・フローリングブロック 樹種 ・なら ・()
厚さ ・15mm ・(mm)
大きさ ・303×303 ・()

・複合フローリング 樹種 ※なら ・()
種別 ・A種 ・B種 ・C種

・フローリング裏面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート
・()

26. 材料 [6.14.2]

27. 施工 [6.14.3]

地下調整
モルタル、プラスター面 ※表7.2.4 (・RA種 ※RB種 ・RC種)
コンクリート面 ※表7.2.5 (・RA種 ※RB種 ・RC種)
せつこうボード面 ※表7.2.7 (・RA種 ※RB種 ・RC種)

(15節 モルタル塗り)

既製目地材 ※使用しない ・使用する(形状は図面図示による)
床の目地 ・設置する 種類 ※押し目地 ・()
・設置しない

(16節 タイル張り)

目地の位置 ※床タイルは縦・横とも4m以内 ・()

31. セメントモルタルによるタイル張り [6.16.3] [表6.16.4]

形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、施工箇所 ※図面図示による
色 ・標準色 ・特注色
役物 ・適用する ・適用しない
試験張り ※行わない ・行う
タイルの見本焼き ※行わない ・行う
下地及びタイルごしらえ ・目荒し工法(高圧水洗) ・()

タイルの種類	タイルの大きさ	工 法	張付けモルタル		
			塗厚(mm)	規格番号	備考
・内装タイル	—	・改良積上げ張り	13~18	1枚ずつ張る	
・外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	・密着張り	5~8	1枚ずつ張る	
		・改良積上げ張り	7~10		
・エッジタイル	25mm角を超え 小口未満 小口未満	・改良積上げ張り	7~10	下地側4~6 タイル側 3~4	
		・マスキ張り	3~4		
・エッジタイル	小口未満	・密着張り	3~5	エッジ毎に張る	
		・改良積上げ張り	3~5		

32. 有機系接着剤によるタイル張り [6.16.4] [表6.16.5-6]

形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、施工箇所 ※図面図示による。
色 ・標準色 ・特注色
役物 ・適用する ・適用しない
試験張り ※行わない ・行う
タイルの見本焼き ※行わない ・行う

有機系接着剤は、内装壁はJIS A5548(セラミックタイル張り内装用有機系接着剤)、吹付け部分はJIS A5557(外装タイル張り用有機系接着剤)により、ホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。

タイルの種類	タイルの大きさ	工 法	裏あし高さ 裏面反り	張付け材料		
				規格番号	使用量 (kg/m ²)	備考
・内装タイル	—	・内装タイル 接着剤張り		JIS A5548 有機系接着剤	1.5~2	※タイプ1 ・タイプ2
・外装タイル 吹付け部	小口以上 二丁掛け 以下	・外装タイル 接着剤張り	裏あし高さ 0.9mm以下 かつ、 裏面反り ±0.7mm以下	JIS A5557 有機系接着剤	2.5	—
			上記以外		3.5	
・内装タイル 以外の エッジタイル	小口未満	・外装タイル 接着剤張り	裏あし高さ 0.9mm以下 かつ、 裏面反り ±0.7mm以下	JIS A5557 有機系接着剤	2	エッジ毎に 張る
			上記以外		2.5	

(17節 セルフレベリング材塗り)

種 別	塗 厚 (mm)
・せつこう系	・()
・セメント系	・()

33. 材料・塗厚 [6.17.2-3]

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Material/Spec, and Remarks. Includes items like 34. 浴室天井材, 35. トイレブース, 36. 階段滑り止め, etc.

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Material/Spec, and Remarks. Includes items like 1. 材料, 2. 下地調整の工程, 3. 塗料の種類, etc.

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Material/Spec, and Remarks. Includes items like 1. コンクリートの種類, 2. コンクリートの品質, 3. 鉄骨製作工場, etc.

Table with 4 columns: Item No., Item Name, Material/Spec, and Remarks. Includes items like 11. 鋼材, 12. 高力ボルト, 13. スタッド, etc.

28. すべり試験 [8.14.2]	(14節 高力ボルト接合) ・実施する ・実施しない 試験の方法 () 試験片の摩擦面の状態 ()												
29. 締付け [8.14.7]	ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・実験により一次締めを含めて施工条件を決定することとする。												
30. 技能資格者 [8.15.3]	(15節 溶接接合) 技量付加試験 ・行う ※行わない												
31. 材料準備 [8.15.4]	開先の形状 ※図面図示による ()												
32. 溶接施工 [8.15.7]	エンドタブの切除 ・有り (適用箇所) ・無し スカーラップの形状 ・図面図示による ()												
33. 溶接部の試験 [8.15.12]	<table border="1"> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>試験方法</th> </tr> <tr> <td>※外観試験</td> <td>溶接部</td> <td></td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>※超音波探傷試験</td> <td>完全溶込み溶接部</td> <td>検査水準 ※第6水準 AQL ※4.0% ・2.5%</td> <td>※8.15.12 (4)による ・図示</td> </tr> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	試験方法	※外観試験	溶接部		・図示	※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	検査水準 ※第6水準 AQL ※4.0% ・2.5%	※8.15.12 (4)による ・図示
試験の種類	試験箇所	試験数	試験方法										
※外観試験	溶接部		・図示										
※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	検査水準 ※第6水準 AQL ※4.0% ・2.5%	※8.15.12 (4)による ・図示										
34. 塗装範囲 [8.17.2]	(17節 鉄骨の錆止め塗装) 耐火被覆材の接着面の塗装範囲 () 接着面以外の塗装範囲 ()												
35. 塗装種別 [8.17.4]	SRC造の溶接された鋼製スリーブの内面 ※表7.3.1 鉄鋼面錆止め塗料の種別 A種 () 耐火被覆材の接着面 ・塗装する ・塗装しない ()												
36. 耐火被覆材の種別及び性能等 [8.18.4・5]	(18節 耐火被覆) ・耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料 ※所要性能は図面図示による ()												
37. 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合 [8.20.5]	(20節 溶融亜鉛めっき工法) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理 ・プラスト処理 ・りん酸塩処理												
38. 既存部分の撤去 [8.21.2]	(21節 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事) ・既存仕上げの撤去範囲 ※図面図示による () ・支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設 ※図面図示による () ・既存構造体の撤去範囲 ※図面図示による () ・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※図面図示による ()												
39. 既存部分の処理 [8.21.3]	目荒らしの程度 ・既存柱・梁 ・電動ピック等を用いて、平均深さ2~5mm(最大5~7mm)程度の凹面を打継面の15~30%程度の面積となるように全体にわたりつける () ・既存壁 ・電動ピック等を用いて、平均深さ2~5mm(最大5~7mm)程度の凹面を打継面の10~15%程度を目安として全体にわたりつける ()												
40. 鉄筋の加工及び組立 [8.21.6]	割裂補強筋の仕様 ・図面図示による ()												
41. コンクリートの打込み [8.21.8]	工法の種類 ・流込み工法 ・圧入工法												
42. 既存構造体との取合い [8.21.9]	既存構造体と増設壁との取合い部処理方法 ※8.21.9による												
43. 仕上げ [8.21.10]	増設壁工事後の仕上げ ※図面図示による												
44. 既存構造体との取合い [8.22.7]	(22節 鉄骨ブレースの設置工事) 割裂補強筋の仕様 ・図面図示による ()												
45. 仕上げ [8.22.9]	ブレース設置工事後の仕上げ ※図面図示による												
46. 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.23.5]	(23節 柱補強工事) コンクリート及び構造体モルタルの打込み工法 ・流込み工法 ・圧入工法												
47. 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 [8.23.6]	・柱頭及び柱脚に隙間を設ける												
48. 仕上げ [8.23.7]	補強工事後の仕上げ ※図面図示による												
49. 施工 [8.24.6]	(24節 連続繊維補強工事) ひび割れ部の改修工法 ・樹脂注入工法 () 柱の隅角部の面取りの大きさ ・工法の評価内容により図面図示する 連続繊維補強材の強度試験 (試験数) ・引張強度試験 (JIS A1191) 試験片: A形 ・付着強度試験 (JIS A6909)												
50. 仕上げ [8.24.7]	補強工事後の仕上げ ※図面図示による												

51. 施工 [8.25.2]	(25節 耐震スリット新設工事) 耐震スリットの幅及び深さ ※図面図示による 充填材の挿入及び周囲補修 <table border="1"> <tr> <th>充填材</th> <th>使用箇所</th> <th>仕様</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・耐火材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遮音材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・シーリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・撤去部の補修は撤去材と同一材で補修する (28節 土工事及び地業工事) 既存杭の撤去範囲 ※図面図示による [8.28.2] 既存杭の撤去方法 ・引き抜き工法 ・直接引き抜き ・フレボローリング ・パイプローケーシング ・ケーシングジャッキ ・ケーシングオーガー () ・引き抜いた杭の処理 () ・破砕工法 ・ドーナツオーガー ・ロックオーガー ・深礎 ・オールケーシング (ベノト) () 既存杭の杭頭部処理 ・処理する (処理方法は図面図示による) ・処理しない 既存杭の補強方法 ※図面図示による 既存杭の健全性確認試験 ・実施する (方法:) ・実施しない	充填材	使用箇所	仕様	備考	・耐火材				・遮音材				・シーリング			
充填材	使用箇所	仕様	備考														
・耐火材																	
・遮音材																	
・シーリング																	
52. 既存杭の撤去等 [8.28.2]																	
53. 埋戻し及び盛土 [8.28.3]	材料・工法種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種																
54. 建設発生土の処理	・処分量500m3未満の工事 ※構外自由処分 ・構外指定処分 ・構内処分 ・処分量500m3以上の工事 ※構外指定処分 (現場説明書による) ・構内処分																
55. 山留め工法	・地山自立掘削工法 ・法付けオープンカット工法 ・山留め壁オープンカット工法 (・自立掘削工法 ・切張り工法 ・仮設地盤アンカー工法)																
56. 山留め壁	工法 ・親杭横矢板工法 ・鋼矢板工法 ・鋼管矢板工法 ・ソイルネイル壁 (SMW) 工法 ・場所打ち鉄筋コンクリート地中壁工法 設置期間 () 日間																
57. 山留め壁の範囲	※土留め参考図のとおり ()																
58. 山留めの撤去	山留めの存置 ・する ・しない ※鋼矢板、親杭等を引き抜く場合は施工計画で地盤沈下対策を講じること																
59. 砂利及び砂地業	材料 ※再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込砕石 厚さ ※図面図示による ・60mm (mm) 範囲 ※図面図示による ()																
60. 捨コンクリート地業	厚さ ※図面図示による ・50mm (mm) 範囲 ※図面図示による ()																

8 環境配慮改修工事 [9章]	(1節 石綿含有建材の除去工事) 通用基準 ※「アスベスト (石綿) 除去改修工事仕様書」(福岡市財政局) 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※図面図示による 石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を選定した際は、資格証明書の写しを監督員に提出し、承諾を受ける。 調査範囲 ※図面図示による (施工範囲) () 石綿含有建材の除去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を行う 調査結果は、監督員に提出すること。 分析による石綿含有調査 ・行う (下表による) ・行わない <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※X線回折分析</td> <td>※3</td> </tr> </table> 石綿粉じん濃度測定 ※行う (測定箇所数 () 箇所) ・行わない 測定は、「アスベスト (石綿) 除去改修工事仕様書」に定める方法をもとに監督員と協議する。除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。 3. 石綿含有吹付材除去工事 [9.1.3] 除去工法 ※「アスベスト (石綿) 除去改修工事仕様書」※9.1.3(2)(7)による 処分方法 ※管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分 ・中間処理 (溶融処理又は無害化処理) 飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化 4. 石綿含有保温材等の除去 [9.1.4] 除去工法 ※「アスベスト (石綿) 除去改修工事仕様書」※原形のまま手ばらし ・9.1.3による (手ばらし以外の場合、石綿含有吹付材に準ずる) 処分方法 ※管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分 ・中間処理 (溶融処理又は無害化処理) 飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化 5. 石綿含有成形板等の除去 [9.1.5] 除去工法 ※「アスベスト (石綿) 除去改修工事仕様書」※手ばらし 処分方法 ・せつこうボード ※管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分 ・成形板等 (せつこうボード 除く) ※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分 ・中間処理 (溶融処理又は無害化処理)	材料名	調査方法	1材料あたりの試料数		※X線回折分析	※3
材料名	調査方法	1材料あたりの試料数					
	※X線回折分析	※3					

6. 石綿含有内壁下地調整材の除去	除去工法 ※「アスベスト (石綿) 除去改修工事仕様書」 ※集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法 処分方法 ※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分										
7. 石綿含有外壁仕上塗材の除去	除去工法 ※「アスベスト (石綿) 除去改修工事仕様書」 ※剥離剤併用手工具ケレン工法 処分方法 ※安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分										
8. 材料 [9.3.2]	(3節 外断熱改修工事) 断熱材の種類 <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>種類</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> 外装材の種類 <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>防火性能</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table>	材料名	種類	厚さ (mm)	・	・	・	材料名	防火性能	・	・
材料名	種類	厚さ (mm)									
・	・	・									
材料名	防火性能										
・	・										
9. 既存外壁の措置 [9.3.3]	既存外壁の仕上材の撤去 ・有り ・なし 下地面の清掃及び下地調整 ※断熱材製造所の指定する仕様										
10. 工法 [9.3.4]	通気層 ・有り (厚さ mm) ・なし 試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督員の承諾を受ける 断熱材の施工 ※図面図示による () 外装材の施工 ※図面図示による () ※特記無き事項は、断熱材製造所の仕様による。										
11. 材料 [9.4.2]	(4節 ガラス改修工事) 複層ガラスの材料板ガラスの種類・厚さ・組合せ ※建具表による 断熱性・日射取得性・日射遮へい性・乾燥気体の種類による区分 ※建具表による										
12. 断熱材打込み工法 [9.5.2]	(5節 断熱・防露改修工事) 断熱材 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 厚さ () ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (X材層なし) 厚さ () ・硬質ウレタンフォーム断熱材 厚さ () ・フェノールフォーム断熱材 (F☆☆☆☆) 厚さ ()										
13. 断熱材現場発泡工法 [9.5.3]	断熱材 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (JIS A9526) ※A種1 ・A種1H ・A種2 ・A種3 ・B種 (70使用) ※難燃性を有するものとする 吹付け厚さ ※図面図示による (mm)										
14. 断熱材後張り工法 [9.5.4]	断熱材 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 厚さ () ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (X材層なし) 厚さ () ・硬質ウレタンフォーム断熱材 厚さ () ・フェノールフォーム断熱材 (F☆☆☆☆) 厚さ () ・上記断熱材にせつこうボード等を張り付けたパネル 厚さ () 接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする										
15. 材料 [9.6.2]	(6節 屋上緑化改修工事) システムの種類 ・管理型 ・省管理型 樹木、芝及び地被類 樹種・種類、寸法、株立数、数量 ※図面図示による。 刈込みもの ・適用する ※適用しない 見切り材 (土留め材) ※図面図示による。 舗装材 (床材) ※図面図示による。 () 排水孔 ※図面図示による。 () マルチング材 ※図面図示による。 () その他特記事項は図示										
16. 工法 [9.6.3]	工法 ※樹種等、補強基礎に応じた工法 ・風圧力に対応した固定工法 支柱 ・抵抗板設置固定法 ・従来型 (土層厚40cm以上) かん水装置 ・設置する (種類) ・設置しない										
17. 新植芝及び地被類の枯補償 [9.6.4]	補償期間 引渡しの日から ※1年 (年間)										
18. PCB含有シーリング材処分	(1) 事前調査等 シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。 分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。 ・現場においてサンプルを採集 採取箇所 ※外壁目地 () 採取箇所数 ※部材が異なる毎に1箇所 ・図示 () (2) 施工調査等 調査範囲 ※図示 () 処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査等を行うこと。 a シーリング使用部位の確認 b シーリングの長さの確認 c 施工範囲と工事管理区分の確認 d 廃棄物等の搬出方法 e 仮設計画										

工事名		
図面名	建築改修工事特記仕様書 (5)	日付 令和 . .
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課	No. 6	

<p>Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p> <p>1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。 <p>2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について</p> <p>1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。 ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。 ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間 <p>3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について 工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。 ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。 ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。 ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間 <p>4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について 建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。 ○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。 ○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。 <p>5. 特例監理技術者の配置について（該当事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。 ㊦ 本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合 <p>Ⅳ. 施工体制の確認</p> <p>第1条 施工体制の確認方法</p> <p>本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。</p> <p>(1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。</p> <p>(施工体制台帳)</p> <p>施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。</p> <p>(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)</p> <p>①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。</p> <p>②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。</p> <p>(3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。</p> <p>第2条 施工体制の確認に関する点検</p> <p>(1) 抜き打ち点検</p> <p>一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。</p> <p>(2) 検査時における点検</p> <p>I 10. その他 (10) で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。</p>	<p>第3条 不備が発覚した場合の措置</p> <p>(1) 工事成績評定での減点処置 監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。</p> <p>(2) 請負代金の支払い 書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。</p> <p>(3) 悪質なケース 虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>Ⅴ. 公共事業労務費調査に対する協力</p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>Ⅵ. 設計変更にかかる取り扱い</p> <p>工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。</p> <p>契約変更の時期について 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの ③ その他上記に準ずる重要なもの <p>Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書</p> <p>【適用】（適用事項○印）</p> <p>㊦地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合</p> <p>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について</p> <p>1) 工事箇所地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。特に、破損による影響が広範囲に及び重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。</p> <p>2) 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>3) 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。</p> <p>2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について</p> <p>1) 工事箇所近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。</p> <p>2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。</p> <p>・オールケーシング工事の場合</p> <p>1. 作業中止の判断基準について</p> <p>1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異常が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>3) 工事の施工中に上記1. 2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。</p> <p>4) 工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。</p> <p>Ⅷ. 熱中症対策</p> <p>受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料（カタログ・見積等）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <p>(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</p> <p>(2) ドライミスト</p> <p>(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置</p> <p>なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。</p>	<p>Ⅸ. 快適トイレの設置の試行に関する特記仕様書</p> <p>1. 快適トイレの設置の試行 受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。 (12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様】</p> <p>(1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源が無くても良いもの) (6) 衣類かけ等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>(12) 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上) (13) 擬音装置 (14) 着替え台(フィッティングボード等) (15) フラッパー機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)</p> <p>2. 設置に要する費用 設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあたっては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議する。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとする。</p> <p>Ⅹ. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策</p> <p>受注者は、本工事の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、請負代金額の変更や工期の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。 なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について施工計画書に記載するとともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。</p> <p>Ⅹ I . 法定外の労災保険の付保</p> <p>本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>図面名</td> <td>建築改修工事特記仕様書（6）</td> <td>日付 令和</td> </tr> <tr> <td>福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課</td> <td></td> <td>No. 7</td> </tr> </table>	工事名			図面名	建築改修工事特記仕様書（6）	日付 令和	福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課		No. 7
工事名												
図面名	建築改修工事特記仕様書（6）	日付 令和										
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課		No. 7										
<p>令和2年度以降の改定</p> <p>R2. 6. 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について Ⅹ. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策</p> <p>R2. 11. 1 法定外の労災保険の付保義務及びその状況確認について Ⅹ I . 法定外の労災保険の付保</p> <p>R2. 11. 24 快適トイレの設置に要する費用の文言修正</p>	<p>R3. 2. 1 建設業法改正による取扱いの変更 Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p>											

建築改修工事監督基準

主 旨 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。

一般事項 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。

監督業務 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承諾、指示、協議等を受けなければならない。

工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目								
	区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理						
一般共通事項	現場管理	疑義	協議	準備	打設計画	承諾	木工事	準備	加工図	承諾							
		軽微な変更	指示		コンクリート工場	承諾			材料	木材	検査						
		別途工事	指示		コンクリート配合計画書	承諾				防塵・防蟻	承諾						
		発生材の処理	指示		鉄筋	承諾			防虫	承諾							
		災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議		型枠（せき板）	承諾			施工	加工・組立	承諾						
		実施工程表	承諾		混和材料	承諾				材料	屋根葺材	承諾					
		施工計画書	承諾		鉄筋組立	検査			施工	葺方	承諾						
		施工図・現寸図・見本	承諾		ガス圧接	検査				とい	承諾						
		工程管理	色・柄		指示	施工			型枠建込組立	検査	金属工事	材料	各材料	承諾			
			記録等		指示				打込み	立会			施工	工法	承諾		
	管理		協議	型枠取外し	承諾		材料	各材料	承諾								
	試験所		承諾	試験（材齢28日強度試験は公的機関）	指示			施工	工法	承諾							
	電気保安技術者		承諾	圧接技能資格者	承諾		養生		外壁タイル下地確認	報告							
	技能士		承諾	仕上り及びカバー厚さの確認	報告			養生	養生	承諾							
	仮設工事		施工	縄張り	検査		準備		製作工場	承諾			木製	材料	建具	承諾	
				ベンチマーク	検査			施工管理技術者	承諾	施工					建具金物	承諾	
				造方	検査			溶接管理技術者	承諾					材料	サッシ	承諾	
				危険物貯蔵所	承諾			溶接技能資格者	承諾	施工					建具金物	承諾	
			土工事	施工	根切り底			検査	工作図					承諾	金属製	施工	施工図
					地中障害物			協議	超音波探傷試験機関	承諾				建付調整			検査
	地業工事		準備	杭心（コラム心）	検査		材料	鋼材等	承諾	硝子			施工	硝子	承諾		
				施工中の異状	協議			製作	承諾					材料	塗料	承諾	
		工法		協議	溶接（試験成績表）	承諾		施工	工法		承諾						
		製品受入		検査	建方完了	検査			内装工事		材料	内装材		承諾			
既製コンクリート杭・鋼管杭		準備	溶接技術者等	承諾	施工	高力ボルト接合	検査	カール工事		施工	工法	承諾					
			杭	検査			溶接接合		検査		養生	性能	承諾				
		施工	試験杭（試験掘削）	立会		スタッド溶接	検査		材料	各材料		承諾	承諾				
			支持地盤	検査		コンクリートブロック	承諾			施工	取付			承諾			
			建込み	立会		ＡＬＣパネル	承諾		工 種		処 理	材料 施工図	施工				
			完了	検査		押出成形セメント板	承諾			プレキャスト コンクリート				承諾			
			杭の精度	指示		コンクリートブロック積み	承諾		カーテンウォール		承諾						
			施工記録	報告		防水工図	承諾			製作金物	承諾						
			場所打ちコンクリート杭	準備		溶接技術者	承諾		施工		防水仕様	検査	製作家具	承諾			
						コンクリート	承諾			保証書	承諾	黒板		承諾			
施工		鉄筋		承諾	材料	石材	承諾	側溝縁石等	承諾								
		試験掘削		立会		工法	承諾		舗装	承諾							
		鉄筋加工組立		検査		割り付	承諾	遊具施設		承諾							
		コンクリート打設		立会		陶磁器質タイル	承諾		内・外欄	承諾							
深さ・支持地盤		検査	工法	承諾	植樹	承諾											
施工記録		報告	割り付	承諾		敷地境界標	承諾										
地盤改良		準備	溶出試験	指示	施工		外観の確認	報告	排水	承諾							
			固化材・添加量	承諾		接着力試験	指示										
		深さ・支持地盤	検査														
		施工記録	報告														

注 1) ○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。
注 2) 上表の○を付したものの以外でも監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表は○印のついたものを適用する（特記ある場合は除く）

工 事 区 分	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部（設備工使用）の補強筋工事	○					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修（仕上げは除く）		○	○	○		
床上機器用コンクリート基礎工事	○					
床上機器用コンクリート仕上げ	○					
設備配管吊りボルト用インサート類		○	○	○	○	○
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付のための枠組みと補強	○					
同上穴明工事		○	○	○		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○		
鉄骨造（SRC造も含む）鉄骨貫通部開口（設備工使用）と補強	○					
機器操作盤への一次側電源供給工事				○		
煙導製作取付、煙突接続（空隙耐火材詰め含む）（発電気用含む）		○	○	○		
A.L.C板穴名工事（設備工使用）	○					
A.L.C板貫通部の補修（設備工使用）	○					
鉄骨耐火被覆（ロックウール成形板等）の穴明（設備工使用）	○					
盤類器具類（衛生器具）取付の枠組と補強（木造、プレハブ、SRC等）	○					

工 事 区 分	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	○					
建物内の排水溝並びに配管配線用ビット及び、各水槽の蓋製作取付	○					
建物外壁に取付く、ガラリ（吸気・排気）の製作取付（防虫網取替可能型）（ダクト接続型）	○					
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付	○					
壁付換気扇の取付用穴明	○					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
コンクリート造のチャンパ及びダクト（消音、保温共）	○					
ルーフトレーン及び縦樋（GL-200迄）	○					
縦樋以降配管（縦樋を含む）			○			
建物廻り雨水側溝の接続（側溝と側溝）工事	○					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備			○			
厨房内排水溝						
サービスタック、油ポンプ廻り防油提案造	○					
二重スラブ内連通管及び通気管（湧水槽等）	○					
煙突工事（内部ライニング含む、コンクリート躯体）	○					
煙突内部排水配管（目皿含む）			○			
汲取便槽	○					
同上煙突	○					
身障者用便所の手すり	○					
照明付化粧鏡への電源接続工事				○		
空調機の間接排水配管工事（トラップは機器工事）			○			
屋上集熱器設備工事			○			

工 事 区 分	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
同上に伴う補強	○					
天井埋込器具取付箇所のボード切込			○			
同上に伴う下地補強	○					
壁埋込器具盤の仮枠又はボード切込			○			
同上に伴う補強	○					
自立壁、トランス、発電気等のコンクリート基礎	○					
同上コンクリート基礎仕上げ	○					
発電気減圧水槽及び冷却水槽への給水管			○			
別途工事盤類の取付	○	○	○		○	○
同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○		○	

工 事 区 分	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
別途工事機器への接続（直接接続に限る）				○		
回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所使用灯、鍵連動装置取付				○		
同上に伴う一二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	○					
同上 コンクリート基礎仕上げ	○					
配管類の防火区画貫通部の補修				○		
防火扉用レリーズの取付				○		
防火シャッター、防火垂壁用レリーズの取付	○					
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴う配管、配線				○		
防火シャッター警報プザー用リミットスイッチ取付	○					
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ビット	○					
同上用蓋	○					
電動暗幕装置	○					
同上電源接続及び操作スイッチ取付				○		

工 事 区 分	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
大便秘器用箱入れ	○					
同上用補強工事	○					
大便秘器用箱入れ位置（墨出し）			○			
消火栓ボックス用箱入れ（補修は除く）			○			
同上用補強工事	○					
高架水槽用架台			○			
高架水槽用基礎（仕上共）	○					
ステンレス製流し台（V.P管接続用トラップ含む）	○					
同上流し排水管接続			○			
造り付け各種流し台（人研・コンクリート等）	○					
同上流し排水トラップ取付			○			
洗濯機用パン（排水トラップ共）			○			
グリーストラップ（既製品）			○			
浴槽並びに風呂釜	○					
ハロン消化設備（ガス圧ダンパー制御配管含む）			○			
同上制御盤迄の1次側配線、配管（電源供給）				○		
ハロン消火設備連動のファン等の停止回路				○		
化粧箱及び化粧鏡			○			
消火ポンプ起動回路及び表示灯回路				○		
消火栓ボックスの起動ボタン及び表示灯				○		
取付並びに配線、配管				○		
消火栓ボックスの取付			○			
非水洗及び簡易水洗の便器	○					
同上用紙巻器（取付具）			○			
簡易水洗便器の止水栓（器具接続迄）			○			

工 事 区 分	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
昇降機械室床軽量コンクリート仕上げ並びにスラブ開口及び補強工事	○					
乗場廻り（扉、三方枠）、仮枠	○					
同上補修	○					
同上補修後の仕上工事	○					
乗場敷居持出コンクリート工事	○					
荷揚用フック取付工事	○					
昇降機中間ビームの取付（鋼構造の場合）						
レール取付用ブラケット、プレート共	○					

工 事 区 分	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
壁取付換気扇（取付共）		○				
厨房器具用フード囲い（化粧板含む）	○					
壁付けレンジフード（取付共）	○					
膨張タンク基礎（仕上共）	○					
壁貫通ダクト補強工事	○					

工事名	建築改修工事監督基準		日付	令和
図面名	福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課			
				No. 8

外壁改修工事特記仕様書（令和2年10月改定版）		II. 建築改修工事仕様		⑬ CALS/EC 電子納品		⑭ 設計額2,000万円以上の工事は対象 ・設計額250～2,000万円で市が指定する工事は対象。 指定する 指定しない ※福岡市電子納品の手引き（建築・設備工）による。		1) 材料 [3.3.2]		アスファルトルーフィング ・改質アスファルトルーフィングシート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による () ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類・厚さ ※表3.3.3から表3.3.9による () 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による			
I 工事概要		II. 建築改修工事仕様		⑯ 施工図等の取り扱い		⑰ 施工図等の著作権に保つる、当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。		2) 施工 [3.3.4]		断熱材（断熱工の場合） 材質 ・保護断熱工法 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(層/層付き) ・露出断熱工法 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による			
1. 工事名称		1. 共通仕様		⑱ 仮設工事 [2章]		① 足場その他 [2.2.1]		3) 保証期間		平場の保護コンクリート 厚さ ・80mm以上(こて仕上) ・60mm以上(床下等仕上あり) 種類 ※普通コンクリート Fc-18N/mm ² SL15cm又は18cm			
2. 工事場所		2. 特記仕様の適用		⑲ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		4. 種別及び工程 [3.4.3] [表3.1.1]		立上り部の保護 ・れんがの種類 ※JIS R1250のれんが ・乾式保護材の材料 ※材料製造所の仕様 ・保護コンクリート 工法 () 既存露出防水層表面の仕上げ塗装 ・除去する ・除去しない 屋根露出防水断熱工法の断熱材の施工 ・ルーフトレンドレン回りの張りじまい位置 () ・立上り部周辺の張りじまい位置 () 屋上排水溝の適用 ※図面図示による ()			
3. 工事期間		(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。		⑳ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		5. 安全管理		防水改修工事 [3章]			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		(3) 各項目に記載の [] 内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 各項目に記載の () 内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 形状寸法の単位は、特記なき限りミリメートルとする。 (6) 標準仕様書の監督職員は監督員と読み替える。		㉑ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密に当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。		1) 材料 [3.4.2]		改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
工事を実施しない日		3. CADデータ ・有 ○無		㉒ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		2) 施工 [3.4.4]		断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による	
工事を実施しない時間帯		貸与するCADデータを当該工事における施工図及び完成図書を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図書、施工図のCADデータの著作権は本市に帰属する。また貸与したCADデータは工事完成検査までに返却すること。		㉓ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		3) 保証期間		既存露出防水層表面の仕上げ塗装 ・除去する ・除去しない 保証期間 () 年間	
4. 工事概要		① 章 項目 特記事項		㉔ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		10. その他		5. 種別及び工程 [3.5.3] [表3.5.1～3] [表3.1.1]		脱気装置の種類・設置数量 ※材料製造所の指定による 改修用ドレン (POS, POSI工法の場合) ・設ける ・設けない 立上り面のシート厚さ (S-M2, SI-M2工法の場合) ※1.5mm (mm) 防水用フィルムの設置 (SI-M1, SI-M2工法の場合) ・設置する ・設置しない	
5. 別途工事		① 各章共通事項 [1章]		㉕ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。 (2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		1) 材料 [3.4.2]		改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
6. 契約不適合責任期間		② 各章共通事項 [2章]		㉖ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		2) 施工 [3.4.4]		断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による	
7. その他		③ 各章共通事項 [3章]		㉗ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		3) 保証期間		防水改修工事 [3章]	
8. 特記事項		④ 各章共通事項 [4章]		㉘ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		福岡市契約事務規則3.2条2項、また福岡市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第3条2項による発注者がその必要がないと認めるものは本工事については下記による。(該当事項○印) ○ 請負代金内訳書 ○ 工程表		5. 種別及び工程 [3.5.3] [表3.5.1～3] [表3.1.1]		新規格防水層の種類 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
9. 安全管理		⑤ 各章共通事項 [5章]		㉙ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密に当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。		1) 材料 [3.4.2]		改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。		⑥ 各章共通事項 [6章]		㉚ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		2) 施工 [3.4.4]		断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による	
(2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密に当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。		⑦ 各章共通事項 [7章]		㉛ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		3) 保証期間		防水改修工事 [3章]	
(3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。		⑧ 各章共通事項 [8章]		㉜ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密に当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。		1) 材料 [3.4.2]		改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
(1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。		⑨ 各章共通事項 [9章]		㉝ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		2) 施工 [3.4.4]		断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による	
(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。		⑩ 各章共通事項 [10章]		㉞ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		3) 保証期間		防水改修工事 [3章]	
(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。		⑪ 各章共通事項 [11章]		㉟ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密に当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。		1) 材料 [3.4.2]		改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
(4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。		⑫ 各章共通事項 [12章]		㊱ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		2) 施工 [3.4.4]		断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による	
(5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		⑬ 各章共通事項 [13章]		㊲ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		3) 保証期間		防水改修工事 [3章]	
(6) 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。		⑭ 各章共通事項 [14章]		㊳ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密に当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。		1) 材料 [3.4.2]		改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
(7) 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すこと。		⑮ 各章共通事項 [15章]		㊴ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		2) 施工 [3.4.4]		断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による	
(8) 本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。		⑯ 各章共通事項 [16章]		㊵ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		3) 保証期間		防水改修工事 [3章]	
(9) 施工体制台帳等の提出 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。 また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する施工体制台帳に添付すること。 施工体制の確認方法は、「IV. 施工体制の確認」による。		⑰ 各章共通事項 [17章]		㊶ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密に当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)によること。		1) 材料 [3.4.2]		改質アスファルトシート (JIS A6013) 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 () ・部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・厚さ ※表3.4.1から表3.4.3 ()	
(10) 福岡市契約事務規則第4.1条1項4号に定める中間技術検査(該当事項○印) ○実施する ・実施しない		⑱ 各章共通事項 [18章]		㊷ 仮設工事 [2章]		① 仮囲い ② 足場		(2) 受注者は、工事にかかわる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ・塗装 ・防水 ・金属製建具		2) 施工 [3.4.4]		断熱材 (ASI-T1, ASI-J1工法の場合) 材質 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種（1号・2号）(透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種（1号・2号）(透湿係数を除く) 厚さ (mm) ・図面図示による 押え金物の材質・形状・寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm ・図面図示による	

令和2年度以降の改定
R2.10.01 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)、公共建築工事標準仕様書(平成31年版)、外壁改修マ77ル(福岡市)による内容改正
R2.11.18 建設業法改正による工事を施工しない日及び時間帯の明記
I. 工事概要 - 3. 工事期間

【 注 意 事 項 】
※契約用図面をA3サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。
・ A1サイズの場合、1/2とする。
・ A2サイズの場合、7/10とする。

工事名	外壁改修工事特記仕様書(1)		日付	令和
図面名	外壁改修工事特記仕様書(1)		日付	令和
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課				No. 2

3 防水改修工事 〔3章〕 (続) (き)	1) 材料 [3.6.2]	ルーフィングシート (JIS A6008) 種類・厚さ ※表3.5.1から表3.5.3による 絶縁用シート ※発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質・形状・寸法 ・図面図示による 断熱材 (断熱工法の場合) 材質 ・機械的固定 ・硬質ウレタン断熱材2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く) ・ A種硬質ウレタン保温板2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く) ・ 接着工法 ・硬質ウレタン断熱材2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く) ・ A種硬質ウレタン保温板2種 (・1号 ・2号) (透湿係数を除く) ・ B種硬質ウレタン断熱材 (密度及び熱伝導率の規格適合品) ・ A種硬質ウレタン保温材 (密度及び熱伝導率の規格適合品) 厚さ ・ (mm) ・ 図面図示による	4 外壁改修工事 〔4章〕
	2) 施工 [3.6.4]	立上り部防水層撤去 (POS, POS 1 工法の場合) ・撤去する (補修・処置 ※3.2.6(4) (g) (f) による) ・撤去しない (補修・処置 ※3.2.6(4) (g) (g) による) 接着工法の目地処理 (グレイトコンクリート下地の場合) ・ 図面図示による グレイトコンクリート下地入隅部の増し張り (S-F1, SI-F1工法の場合) ・ 図面図示による モルタル塗厚 (S-C1工法の場合) ・ (mm) 立上り部の保護モルタル塗厚 (S-C1工法の場合) ※7mm ・ (mm) 保証期間 () 年間	
	3) 保証期間		
	6. 種別及び工程 [3.6.3-4] [表3.6.1-2] [表3.1.1]	(6節 塗膜防水) 種類 施工箇所 新規防水層の種類 仕上塗料 ・ POX工法 ・ X-1 ・ シルバー ・ L4X工法 ・ X-2 ・ カラー ・ PIY工法 ・ P2Y工法 ・ Y-2 (注) X-1の立ち上がり部は全てX-2工法とする。 脱気装置の種類・設置数量 (X-1工法の場合) ※材料製造所の指定による 仕上げ塗料の種類・使用量 (X-1, X-2工法の場合) ※材料製造所の仕様による 既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装 (L4X工法の場合) ・ 除去する ・ 除去しない 保護層 (Y-2工法の場合) ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン (POX工法の場合) ・ 設ける ・ 設けない 保証期間 () 年間	
	1) 保証期間		
	7. シーリング改修工法の種類 [3.1.4] [表3.1.2]	(7節 シーリング) ※シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法	
	8. 材料 [3.7.2] [表3.7.1]	種類 ※表3.7.1による ・ 図面図示による 施工箇所 ※図面図示による	
	9. 目地寸法 [3.7.3]	・ 図面図示による ・ 3.7.3(1)による ・ (mm)	
	10. シーリング材の試験 [3.7.8]	接着性試験 ※簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 (JIS A1439)	
	11. 材料・工法 [3.8.2-3] [表3.8.4] (13.5.3) (4)	(8節 とい) 材種 ・ 配管用鋼管 ※硬質ポリ塩化ビニル管 (※カラー ・ 素地) ・ 硬質塩化ビニル雨どい () 防露材の単位面積当たりの放散量は、F☆☆☆☆とする 受金物 材種 ※ステンレス ・ 溶融亜鉛めっき鋼板製 取付間隔 ※表3.8.2による () たてどい受金物の取付工法 ・ 図示 ※標尺13.5.3(4)による 鋼管製といの防露巻工法 ・ 有り (表3.8.4)による ・ 無し 掃除口 ・ 設ける ・ 設けない ルーフトレンの取付け ・ 図示 ※3.8.3(8)による 既存のといその他の撤去・降雨等に対する養生方法 ()	
12. 材料・工法 [3.9.2-3] [表3.9.1]	(9節 アルミニウム製笠木) 種類 呼称肉厚 (mm) 表面処理 固定間隔 備考 ・ 250形 1.6以上 ・ AB-1種 固定方法及び 隅角部及び突当たり部 等の役物は本体製造所 の仕様による。 ・ 300形 1.8以上 ・ BB-1種 間隔は品質計 画で定める ・ 350形 2.0以上 ・ 100形 板材折曲げ形 笠木本体幅 ・ 図面図示 () 板厚 ・ 図面図示 ※2.0mm () 板材折曲げ形の取付工法 ・ 図面図示 () 風圧力・積雪荷重に対応した工法 ・ 固定金具の間隔 () ・ 図面図示による ・ 固定方式等 () ・ 図面図示による 既存笠木の撤去、新規アルミニウム製笠木の地下地修理工法 ・ 図面図示による ()		

1. 露出鉄筋処理	工法名 記号 鉄筋腐食補修工法 B-1, B-2, B-3, B-4, B-5, B-6, C工法 改修工程 内容 ①鉄筋はつり出し 露出鉄筋部を中心に、ワイヤーブラシ等で健全部と縁を切り、劣化部分をはつり取る。 ②錆落とし、清掃 露出鉄筋の錆を、ワイヤーブラシ、サワー等で行い、ブラシと高圧水等で清掃する。 ③防錆性付与材塗布 コンクリート表面の脆弱層に防錆性付与材を塗布する。 ④防錆剤塗布 鉄筋に防錆剤を塗布する。 ⑤埋戻し 断面修復用樹脂を用い、欠損、はつり部分を埋戻す。	4. 凸凹面処理
2. クラック処理	工法名 記号 ウレタン樹脂材充填工法 (シーリング材) D-1工法 改修工程 内容 ①クラック処理 ひび割れ部に沿って電動ワイヤーブラシ等を用いて幅10mm程度、深さ10~15mm程度にU字型の溝を掘る。 ②清掃 溝内部に付着している切片、粉じん等をワイヤーブラシ、刷毛等で除去する。 ③プライマー塗布 プライマーを溝内部に塗残しないよう、刷毛で均一に塗布する。 ④シーリング材充填 シーリング材を空隙、打残しがないように、コンクリート、モルタル表面から3~5mm程度低めに充填し、ヘラで押さえる。 ⑤埋戻し 樹脂材をコンクリート、モルタル表面に合わせて平滑に塗り込む。	
	工法名 記号 シーリング工法 (可塑性樹脂) D-2工法 改修工程 内容 ①清掃 ひび割れ部に沿ってワイヤーブラシ等を用いて、幅50mm程度汚れを除去し清掃する。 ②プライマー塗布 刷毛を用いてプライマーを塗布する。 ③樹脂材塗布 可とう性樹脂をひび割れ部に幅10mm、厚さ2mm程度に塗布し、その表面を平滑に仕上げる。	
	工法名 記号 自動式低圧樹脂注入工法 E-1工法 改修工程 内容 ①清掃 ひび割れ部に沿ってワイヤーブラシ等を用いて、幅50mm程度汚れを除去し清掃する。 ②注入器具取付 注入器具又は台座をひび割れの中心にくるようにして、仮止め樹脂材等で取り付ける。注入間隔は200mm~300mmとする。 ③仮止め樹脂材処理 ひび割れ部に沿って仮止め樹脂材をひび割れ部等に幅30mm、厚さ2mm程度に塗布する。 ④樹脂注入 樹脂材を注入器具に入れ、ゴムローラー、空気圧等により、注入圧0.4N/mm以下として注入する。 ⑤注入後処理 注入完了後は注入器具を取り付けたまま養生を行う。エポキシ樹脂注入材の硬化を具計らい仮止め樹脂材、注入器具を適切な方法で撤去し清掃を行う。	
	工法名 記号 充填工法 (樹脂) F-1, F-2工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心に樹脂材等を健全部と縁を切り、劣化部分をはつり取る。 ②プライマー塗布 刷毛を用いてプライマーを塗布する。 ③埋戻し 樹脂材を1回当たりの塗り厚は7mm程度とし表面を金ごてで加圧しながら平滑に仕上げる。	
	工法名 記号 充填工法 (樹脂) F-3工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心に樹脂材等を健全部と縁を切り、劣化部分をはつり取る。 ②プライマー塗布 刷毛を用いてプライマーを塗布する。 ③埋戻し プライマーの粘着性があるうちに、樹脂材を充填し表面を金ごてで加圧しながら平滑に仕上げる。	

	工法名 記号 充填工法 (樹脂) F-4工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心に樹脂材等を健全部と縁を切り、劣化部分をはつり取る。 ②はく落防止 スチール製アークを構造体コンクリートに打込み、スチール製または、滑床金網、粗砂等を取り付ける。 ③プライマー塗布 プライマーの粘着性があるうちに、樹脂材を充填し表面を金ごてで加圧しながら平滑に仕上げる。 ④埋戻し プライマーの粘着性があるうちに、樹脂材を充填し表面を金ごてで加圧しながら平滑に仕上げる。	5. 仕上げ塗材改修 1) 既存塗膜の除去及び下地調整 2) 塗り仕上げ [4.2.2] [表4.2.4-5]
	工法名 記号 アークベント部分樹脂注入工法 G-1, G-3工法 改修工程 内容 ①マスキング 穿孔位置をマスキングする。 なお、ひび割れが生じている場合は、ひび割れから5cm以上離れたところにマスキングする。 (G-1工法) 穿孔位置は16本/mとし、浮き面積が1㎡以下の場合は標準配置グリッドを当てはめた最大本数程度とする。 (G-3工法) 穿孔位置は5本/mとする。 ②注入孔の穿孔 コンクリート用ドリルを用いて、アークベントより1~2mm大きい直径で、構造体コンクリート中に30mm程度の深さまで穿孔する。 ③清掃 孔内をブラシ等で清掃後、圧搾空気または吸引機等で切粉等を除去する。 ④樹脂注入 孔内の乾燥後、アークベント固定用樹脂を手動式注入器によりアークベント固定部の最深部から徐々に充填する。(充填量は注入孔1ヶ所当たり25mlとする。) ⑤アークベント挿入 アークベントの切り部分に樹脂を塗布し、気泡の巻き込みに注意しながら最深部まで挿入する。 ⑥孔埋め 仕上げに応じて目立たない色の樹脂材等を仕上げる。	
	工法名 記号 アークベント全面樹脂注入工法 G-2工法 改修工程 内容 ①マスキング 穿孔位置をマスキングする。 なお、ひび割れが生じている場合は、ひび割れから5cm以上離れたところにマスキングする。 穿孔位置は16本/mとし、浮き面積が1㎡以下の場合は標準配置グリッドを当てはめた最大本数程度とする。 ②注入孔の穿孔 コンクリート用ドリルを用いて、アークベントより1~2mm大きい直径で、構造体コンクリート中に30mm程度の深さまで穿孔する。 ③清掃 孔内をブラシ等で清掃後、圧搾空気または吸引機等で切粉等を除去する。 ④樹脂注入 孔内の乾燥後、アークベント固定用樹脂を手動式注入器によりアークベント固定部の最深部から徐々に充填する。(充填量は注入孔1ヶ所当たり25mlとする。) ⑤アークベント挿入 アークベントの切り部分に樹脂を塗布し、気泡の巻き込みに注意しながら最深部まで挿入する。 ⑥残存浮き確認、マスキング フロム等により残存浮き範囲を再確認し、穿孔位置をマスキングする。穿孔位置は12本/mとし、浮き面積が1㎡以下の場合は標準配置グリッドを当てはめた最大本数程度とする。 ⑦注入孔の穿孔 アークベント固定部の効果を持ってから、構造体コンクリート中に5mm程度の深さまで穿孔を行い、③に準じ孔内の清掃を行う。 ⑧樹脂注入 注入用樹脂を手動式注入器により打診しながら全面に充填する。(充填量は注入孔1ヶ所当たり25mlとする。) ⑨孔埋め 仕上げに応じて目立たない色の樹脂材等を仕上げる。	
	工法名 記号 凸凹部分張替え工法 H-1工法 改修工程 内容 ①はつり出し処理 浮き部を中心に樹脂材等を健全部と縁を切り、劣化部分をはつり取る。 (埋戻し前処理) (樹脂材を撤去した後、露出鉄筋、ひび割れ等が確認できた場合は、適切な工法により処理する。) ②樹脂張付け (タイル面と貼付けモルタル間の浮きの場合) よく乾燥させた張替え下地面に、接着剤を塗布し、樹脂材を張り付ける。 (貼付けモルタルと下地モルタル間の浮きの場合) 水濡しまたは吸水調整剤の塗布を行った張替え下地面と樹脂材の両面に樹脂材を塗り付け、樹脂材を張り付ける。 ③目地詰め ゴムごて等を用いて、樹脂厚の1/2以下まで目地樹脂を塗り込む。	

	工法名 記号 アークベント部分樹脂注入工法 H-2工法 改修工程 内容 ①マスキング 穿孔位置をマスキングする。 穿孔位置は16本/mとし、浮き面積が1㎡以下の場合は標準配置グリッドを当てはめた最大本数程度とする。 なお、穿孔位置が樹脂材にかかる場合は、近傍の目地部分に釣り合いを俟ちながら移動する。 ②注入孔の穿孔 コンクリート用ドリルを用いて、アークベントより1~2mm大きい直径で、構造体コンクリート中に30mm程度の深さまで穿孔する。 ③清掃 孔内をブラシ等で清掃後、圧搾空気または吸引機等で切粉等を除去する。 ④樹脂注入 孔内の乾燥後、アークベント固定用樹脂を手動式注入器によりアークベント固定部の最深部から徐々に充填する。(充填量は注入孔1ヶ所当たり25mlとする。) ⑤アークベント挿入 アークベントの切り部分に樹脂を塗布し、気泡の巻き込みに注意しながら最深部まで挿入する。 ⑥孔埋め 仕上げに応じて目立たない色の樹脂材等を仕上げる。	6. 保証期間 ・ 受渡し完了の日から (3) 年間
	工法名 記号 改修工程 内容 ①既存塗膜除去 脆弱した塗膜の表面及びふくれ等をスクレーパー等で除去する。 (下地処理) 脆弱部を除去後、下地のひび割れ、浮き等がある場合は、適切な工法により処理を行う。 また、③下地調整に影響が出るほど不陸が生じている(3mm以上)場合はCM-2等を用いて平滑に処理する。 ②水洗い・清掃 粉化物、付着物を高圧洗浄機にて除去し清掃を行う。水圧は100kg/cm ² (9.8MPa) を標準とする。 ③下地調整 (A-1工法) 合成樹脂樹脂を塗布する。 (A-2工法) 不陸が1mm程度以下の場合、下地調整塗材 (G-1) を全面に塗付けて平滑にする。 (A-3工法) 不陸が1~3mm程度の場合、下地調整塗材 (G-2) を全面に塗付けて平滑にする。	
	種類及び工法 種類 呼び名 工法 備考 ・ 薄付け仕上塗材 ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 吹付け ・ ローラー ・ コシ塗り ・ 外装薄塗材 S i ・ 可とう形外装薄塗材 S i ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 吹付け ・ 外装薄塗材 S ・ 外装厚塗材 S i ・ 外装厚塗材 E ・ 吹付け ・ ローラー ・ コシ塗り ・ 外装厚塗材 C ・ 複層仕上塗材 ・ 複層塗材 C E ・ 複層塗材 S i ・ 複層塗材 E ・ 複層塗材 R E ・ 可とう形複層塗材 C E ・ 防水形複層塗材 E ・ 防水形複層塗材 R E ・ 防水形複層塗材 C E ・ 吹付け ・ ローラー ・ 吹付け 耐水性 ・ 有 ・ 2種 ※3種 ・ 無 ・ 可とう形改修用仕上塗材 ・ 可とう形改修塗材 E ・ 可とう形改修塗材 R E ・ 吹付け ・ 吹付け	
	仕上げの形状 ※図面図示による 防火材料の指定 ※図面図示による 上塗材の種類 (複層仕上塗材 ・ 可とう形改修塗材) 樹脂 溶媒 外観 ※ アクリル系 ・ ポリウレタン系 ・ アクリル系 ・ ふっ素系 ・ 溶剤系 ・ つや有 ・ つや無 ・ マリック ・ 弱溶剤系 ・ つや有 ・ つや無 ※ 水系 ※ つや有 ・ つや無 ・ 水系 ・ つや無	

5 建具 改修工事 〔5章〕	1. 改修工法の適用 〔5.1.3~5.7〕	(1節 共通事項) 建具の種類 工法 備考
	2. 性能及び構造 〔5.3.2〕	(2節 アルミニウム製建具) 外部に面する建具 種別 A種 B種 C種
	3. 材料 〔5.3.2〕	防音ドアセット、防音サッシ 断熱ドアセット、断熱サッシ 耐震ドアセット
	4. 形状及び仕上げ 〔5.3.2〕	表面処理 色調 結露水処理
	5. 工法 〔5.3.2〕	水切り板
	6. 障子取り外し方式	※内はずし ※外はずし
	7. 性能及び構造 〔5.4.2〕	(4節 鋼製建具) 外部に面する鋼製建具の耐風圧性 簡易気密型ドアセット 防音ドアセット、防音サッシ 断熱ドアセット、断熱サッシ 耐震ドアセット
	8. 形状及び仕上げ 〔5.4.4〕 〔表5.4.2〕	鋼板類の厚さ (注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は表16.4.2は適用しない。
	9. 性能及び構造 〔5.5.2〕	(5節 鋼製軽量建具) 簡易気密型ドアセット 防音ドアセット、防音サッシ 断熱ドアセット、断熱サッシ 耐震ドアセット
	10. 材料 〔5.5.3〕	鋼板 めっき付着量 溶融亜鉛めっき鋼板 電気亜鉛めっき鋼板 ビニル被覆鋼板 カラー鋼板
	11. 形状及び仕上げ 〔5.5.4〕	鋼板類の厚さ (注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は表16.5.1は適用しない。
	12. 性能及び構造 〔5.6.2〕	(6節 ステンレス製建具) 外部に面する鋼製建具の耐風圧性 簡易気密型ドアセット 防音ドアセット、防音サッシ 断熱ドアセット、断熱サッシ 耐震ドアセット
	13. 材料 〔5.6.3〕	材質 屋外 屋内
	14. 形状及び仕上げ 〔5.6.4〕	表面仕上げ
	15. 工法 〔5.6.5〕	曲げ加工
	16. 材質、形状及び寸法 〔5.7.2〕	(7節 建具用金物) 金物の種類及び見え掛り部の材質 樹脂製建具金物に使用する丁香
	17. 取付け施工 〔5.7.3〕	握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置
	18. 鍵 〔5.7.4〕	マスターキー 鍵の本数 鍵箱(既製品)

6 内装 改修工事 〔6章〕	19. 材料 〔5.13.2〕	(13節 ガラス) 板ガラス ガラス留め材
	20. ガラス溝の寸法、形状等 〔5.13.3〕	溝の大きさ
	21. ガラスブロック積み 〔5.13.5〕	ガラスブロックの表面形状、呼び寸法及び厚さ、壁用金属枠及び補強材、金属製化粧カバーの材質、寸法、形状
	22. ガラス用フィルム	名称 種類 張り面 性能値
	1. 改修範囲 〔6.1.3〕	(1節 共通事項) 既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲
	2. 一般事項 〔6.6.1〕	特定天井、天井材の単位面積当たりの質量が20kg/m ² を超える天井、水平でない天井及びシステム天井によるものは本節を適用しない。
	3. 材料 〔6.6.2〕	野縁等の種類 屋内 屋外
	4. 形式及び寸法 〔6.6.3〕 〔表6.6.2〕	野縁受、吊りボルト及びびんサートの間隔 野縁の間隔
	5. 工法 〔6.6.4〕	既存の埋込みインサート 使用する(吊りボルト引抜き試験) 使用しない あと施工アンカー引抜き試験
	6. 材料 〔6.15.3〕	野縁の間隔
	7. 工法 〔6.15.6〕	野縁の間隔
	8. 伸縮調整目地 〔6.16.2〕	(15節 モルタル塗り) 既製目地材
	9. セメントモルタルによるタイル張り 〔6.16.3〕 〔表6.16.4〕	(16節 タイル張り) 目地の位置
		形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、施工箇所
		色 役物 試験張り
		目荒し工法(高圧水洗)
		タイルの種類 タイルの大きさ 工法 張付けモルタル 塗厚(mm) 備考

7 塗装 改修工事 〔7章〕	1. 材料 〔7.1.3〕	(1節 共通事項) 塗料のホルムアルデヒド放散量 防火材料の指定
	2. 下地調整の工程種別 〔7.2.2~7〕 〔表7.2.1~7〕	(2節 下地調整)
	3. 塗料種別 〔7.3.2〕 〔表7.3.1~2〕	(3節 錆止め塗料塗り)
	4. 錆止め塗料塗り 〔7.3.3〕 〔表7.3.3~4〕	(4節 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP))
	5. 塗料の種類 〔7.4.2〕	(5節 クリヤラッカー塗り(CL))
	6. 工程種別 〔7.4.3~5〕 〔表7.4.1~3〕	(6節 フタル酸樹脂エナメル塗り(FE))
	7. 工程種別 〔7.5.2〕	(7節 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD))
	8. 工程種別 〔7.6.2〕	(8節 耐水性塗料塗り(DP))
	9. 工程種別 〔7.7.2〕	(9節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G))
	10. 耐水性塗料塗り 〔7.8.2~4〕 〔表7.8.1~3〕	(10節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP))
	11. 工程種別 〔7.9.2~5〕 〔表7.9.1~4〕	(11節 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T))
	12. 工程種別 〔7.10.2〕	(12節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC))
	13. 工程種別 〔7.11.2〕	(13節 オイルステイン塗り(OS))
	14. 工程種別 〔7.12.2〕	(14節 木材保護塗料塗り(WP))
	15. 工程種別 〔7.13.2〕	
	16. 工程種別 〔7.14.2〕	

8 環境 配慮 改修工事 〔9章〕	1. 除去工事共通事項	(1節 石綿含有建材の除去工事) 適用基準 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を選定した際は、資格証明書の写しを監督員に提出し、承諾を受ける。
	2. 施工調査 〔9.1.1〕	調査範囲 調査結果は、監督員に提出する。
	3. 石綿含有吹付材除去工事 〔9.1.3〕	除去工法 処分方法 飛散防止措置
	4. 石綿含有保温材等の除去 〔9.1.4〕	除去工法 処分方法 飛散防止措置
	5. 石綿含有成形板等の除去 〔9.1.5〕	除去工法 処分方法
	6. 石綿含有外壁仕上塗材の除去	除去工法 処分方法
	7. PCB含有シーリング材処分	(1) 事前調査等 シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。 分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。 (2) 施工調査等 調査範囲 処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査等を行うこと。 a シーリング使用部位の確認 b シーリングの長さの確認 c 施工範囲と工事管理区分の確認 d 廃棄物等の搬出方法 e 仮設計画

工事名	図面名	日付	令和
外壁改修工事特記仕様書(3)			
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課			No. 4

<p>Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p> <p>1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項〇印）</p> <p>○ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</p> <p>○ 工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</p> <p>2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について</p> <p>1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。</p> <p>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</p> <p>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</p> <p>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>※ 工場製作のみが行われている期間</p> <p>3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について</p> <p>工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。</p> <p>ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <p>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</p> <p>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</p> <p>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>※ 工場製作のみが行われている期間</p> <p>4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について</p> <p>建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>5. 特例監理技術者の配置について（該当事項〇印）</p> <p>・ 本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。</p> <p>○ 本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。</p> <p>○ 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合</p> <p>Ⅳ. 施工体制の確認</p> <p>第1条 施工体制の確認方法</p> <p>本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。</p> <p>(1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。</p> <p>(施工体制台帳)</p> <p>施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。</p> <p>(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)</p> <p>①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。</p> <p>②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。</p> <p>(3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。</p> <p>第2条 施工体制の確認に関する点検</p> <p>(1) 抜き打ち点検</p> <p>一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。</p> <p>(2) 検査時における点検</p> <p>I 10. その他 (10) で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。</p>	<p>第3条 不備が発覚した場合の措置</p> <p>(1) 工事成績評定での減点処置</p> <p>監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。</p> <p>(2) 請負代金の支払い</p> <p>書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。</p> <p>(3) 悪質なケース</p> <p>虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>Ⅴ. 公共事業労務費調査に対する協力</p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>Ⅵ. 設計変更にかかわる取り扱い</p> <p>工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。</p> <p>契約変更の時期について</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。</p> <p>① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの</p> <p>② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの</p> <p>③ その他上記に準ずる重要なもの</p> <p>Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書</p> <p>【適用】（適用事項〇印）</p> <p>・地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合</p> <p>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について</p> <p>1) 工事箇所地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。</p> <p>特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。</p> <p>2) 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>3) 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。</p> <p>2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について</p> <p>1) 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。</p> <p>なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。</p> <p>2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。</p> <p>・オールケーシング工事の場合</p> <p>1. 作業中止の判断基準について</p> <p>1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異変が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>3) 工事の施工中に上記1. 2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。</p> <p>4) 工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。</p> <p>Ⅷ. 熱中症対策</p> <p>受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料（カタログ・見積等）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <p>(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</p> <p>(2) ドライミスト</p> <p>(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置</p> <p>なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。</p>	<p>Ⅸ. 快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書</p> <p>1. 快適トイレの設置の試行</p> <p>受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。</p> <p>(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様】</p> <p>(1) 洋式便座</p> <p>(2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）</p> <p>(3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）</p> <p>(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)</p> <p>(4) 容易に開かない錠錠機能（二重ロック等）</p> <p>(二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)</p> <p>(5) 照明設備（電源が無くても良いもの）</p> <p>(6) 衣類かけ等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）</p> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</p> <p>(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）</p> <p>(10) 鏡付きの洗面台</p> <p>(11) 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>(12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）</p> <p>(13) 擬音装置</p> <p>(14) 着替え台（フィッティングボード等）</p> <p>(15) フラッパー機能の多重化</p> <p>(16) 窓など室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(17) 小物置き場等（トイレレットペーパー予備置き場）</p> <p>2. 設置に要する費用</p> <p>設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあたっては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議する。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。</p> <p>また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。</p> <p>Ⅹ. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策</p> <p>受注者は、本工事の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、請負代金額の変更や工期の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について施工計画書に記載するとともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。</p> <p>ⅩⅠ. 法定外の労災保険の付保</p> <p>本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 37 2567 210">工事名</td> <td colspan="2" data-bbox="2567 37 2926 210"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 210 2567 273">図面名</td> <td data-bbox="2567 210 2715 273">外壁改修工事特記仕様書（4）</td> <td data-bbox="2715 210 2926 273">日付 令和 . .</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 273 2926 1894" rowspan="2">福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課</td> <td data-bbox="2834 1963 2926 2047" rowspan="2">No. 5</td> <td data-bbox="2211 273 2834 1894"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 273 2834 1894"></td> </tr> </table>	工事名			図面名	外壁改修工事特記仕様書（4）	日付 令和 . .	福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課	No. 5		
工事名													
図面名	外壁改修工事特記仕様書（4）	日付 令和 . .											
福岡市 財政局 アセットマネジメント推進部 施設建設課	No. 5												
<p>令和2年度以降の改定</p> <p>R2. 6. 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について</p> <p>X. 新型コロナ感染症の拡大防止対策</p> <p>R2. 11. 1 法定外の労災保険の付保義務及びその状況確認について</p> <p>XⅠ. 法定外の労災保険の付保</p> <p>R2. 11. 24 快適トイレの設置に要する費用の文言修正</p>	<p>R3. 2. 1 建設業法改正による取扱いの変更</p> <p>Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p>												

外壁改修工事監督基準

- 主 旨** 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。
- 一般事項** 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。
- 監督業務** 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承諾、指示、協議等を受けなければならない。

工種	監督項目			工種	監督項目			工種	監督項目			
	区分	事項	処理		区分	事項	処理		区分	事項	処理	
一般共通事項	現場管理	○ 疑義	協議	準備	○ 打設計画	承諾	材料	○ 加工図	承諾	加工	○ 木材	検査
		○ 軽微な変更	指示		○ コンクリート工場	承諾		○ 防腐・防蟻	承諾			
		○ 別途工事	指示		○ コンクリート配合計画書	承諾		○ 防虫	承諾			
		○ 発生材の処理	指示		○ 鉄筋	承諾		○ 加工・組立	承諾			
		○ 災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議		○ 鉄筋(せき板)	承諾		施工	○ 屋根葺材		承諾	
		○ 実施工程表	承諾		○ 混和材料	承諾			○ 葺方		承諾	
		○ 施工計画書	承諾		○ 鉄族組立	検査			○ とい		承諾	
		○ 施工図・現寸図・見本	承諾		○ ガス圧接	検査			○ 各材料		承諾	
	○ 色・柄	指示	○ 型枠建込組立	検査	○ 工法	承諾						
	○ 記録等	指示	○ 打込み	立会	○ 養生	報告						
	○ 管理	協議	○ 型枠取外し	承諾	○ 外壁タイル下地確認	報告						
	○ 試験所	承諾	○ 試験(材齢28日強度試験は公的機関)	指示	○ 養生	承諾						
	工程管理	○ 電気保安技術者	承諾	○ 圧接技能資格者	承諾	木製	○ 建具金物	承諾				
		○ 技能士	承諾	○ 仕上り及びかぶり厚さの確認	報告		○ 建付調整	検査				
		○ 縄張り	検査	○ 製作工場	承諾		○ サッシ	承諾				
		○ ベンチマーク	検査	○ 施工管理技術者	承諾		○ 建具金物	承諾				
○ 造方		検査	○ 溶接管理技術者	承諾	○ 施工図		承諾					
○ 危険物貯蔵所		承諾	○ 溶接技能資格者	承諾	○ 建付調整		検査					
○ 根切り底		検査	○ 工作図	承諾	○ 硝子		承諾					
○ 地中障害物		協議	○ 超音波探傷試験機関	承諾	○ 硝子		承諾					
仮設工事	○ 埋戻し・盛土	協議	○ 製作	承諾	金属製	○ 硝子	承諾					
	○ 杭(コラム心)	検査	○ 溶接(試験成績表)	承諾		○ 硝子	承諾					
	○ 施工中の異状	協議	○ 製品受入	検査		○ 塗料	承諾					
	○ 工法	協議	○ 建方完了	検査		○ 工法	承諾					
	土工事	○ 溶接技術者等	承諾	○ 建方完了		検査	硝子	○ 内装材	承諾			
		○ 杭	検査	○ 高力ボルト接合		検査		○ 工法	承諾			
		○ 試験杭(試験掘削)	立会	○ 溶接接合		検査		○ 養生	承諾			
		○ 支持地盤	検査	○ スタッダ溶接		検査		○ 性能	承諾			
○ 建込み		立会	○ コンクリートブロック	承諾	○ 各材料	承諾						
○ 完了		検査	○ ALCパネル	承諾	○ 取付	承諾						
○ 杭の精度		指示	○ 押出成形セメント板	承諾	工種	○ 材料		承諾				
○ 施工記録		報告	○ コンクリートブロック積み	承諾		○ 材料		承諾				
○ 施工管理技術者	承諾	○ 施工図	承諾	○ 施工図		承諾						
既設コンクリート杭・鋼管杭	○ コンクリート	承諾	○ 防水仕様	承諾		プレキャスト	○ コンクリート	承諾				
	○ 鉄筋	承諾	○ 防水施工	検査			○ カーテンウォール	承諾				
	○ 試験掘削	立会	○ 保証書	承諾			○ 製作金物	承諾				
	○ 鉄筋加工組立	検査	○ 石材	承諾			○ 製作家具	承諾				
	○ コンクリート打設	立会	○ 工法	承諾			○ 黒板	承諾				
	○ 深さ・支持地盤	検査	○ 割り付	承諾	○ 側溝縁石等		承諾					
	○ 施工記録	報告	○ 陶磁器質タイル	承諾	○ 舗装		承諾					
	○ 割り付	承諾	○ 遊具施設	承諾	○ 内・外柵		承諾					
地盤改良	○ 溶出試験	指示	○ 工法	承諾	植樹	○ 敷地境界標	承諾					
	○ 固化材・添加量	承諾	○ 割り付	承諾		○ 植樹	承諾					
	○ 深さ・支持地盤	検査	○ 外観の確認	報告		○ 敷地境界標	承諾					
	○ 施工記録	報告	○ 接着力試験	指示		○ 排水	承諾					
	場所打ちコンクリート杭	準備	○ 溶接技術者等	承諾		防水工事	材料	○ 防水仕様	承諾			
			○ 杭	検査				○ 防水施工	検査			
			○ 試験杭(試験掘削)	立会				○ 保証書	承諾			
			○ 支持地盤	検査				○ 石材	承諾			
施工		○ 建込み	立会	○ 工法	承諾		施工	○ 割り付	承諾			
		○ 完了	検査	○ 陶磁器質タイル	承諾			○ 遊具施設	承諾			
		○ 杭の精度	指示	○ 工法	承諾			○ 内・外柵	承諾			
		○ 施工記録	報告	○ 割り付	承諾			○ 敷地境界標	承諾			
準備	○ 溶出試験	指示	○ 外観の確認	報告	石工事	○ 接着力試験	指示					
	○ 固化材・添加量	承諾	○ 接着力試験	指示		材料	○ 防水仕様	承諾				
	○ 深さ・支持地盤	検査	○ 防水施工	検査			○ 保証書	承諾				
	○ 施工記録	報告	○ 石材	承諾			○ 工法	承諾				
施工	○ 溶出試験	指示	○ 陶磁器質タイル	承諾	施工		○ 割り付	承諾				
	○ 固化材・添加量	承諾	○ 工法	承諾		○ 遊具施設	承諾					
	○ 深さ・支持地盤	検査	○ 内・外柵	承諾		○ 敷地境界標	承諾					
	○ 施工記録	報告	○ 敷地境界標	承諾		○ 排水	承諾					

注1) ○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。
 注2) 上表の○を付したものの以外でも監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表は○印のついたものを適用する(特記ある場合は除く)

共通事項						
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部(設備工所用)の補強筋工事	○					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修(仕上げは除く)		○	○	○		
床上機器用コンクリート基礎工事	○					
床上機器用コンクリート仕上げ	○					
設備配管吊りボルト用インサート類		○	○	○	○	○
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付の為の枠組みと補強	○					
同上穴明工事		○	○	○		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○		
鉄骨造(SRC造も含む)鉄骨貫通部開口(設備工所用)と補強	○					
機器操作盤への一次側電源供給工事				○		
煙溝製作取付、煙突接続(空腔耐火材詰め含む)(発電機用含む)		○	○	○		
A.L.C.板穴名工事(設備工所用)	○					
A.L.C.板貫通部の補修(設備工所用)	○					
鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工所用)	○					
盤類器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(木造、プレハブ、SRC等)		○				

建築工事関係						
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	○					
建物内の排水溝並びに配管配線用ビット及び、各水槽の蓋製作取付	○					
建物外壁に取付く、ガラリ(吸気・排気)の製作取付(防虫網取替可能型)(ダクト接続型)	○					
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付	○					
壁付換気扇の取付用穴明	○					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
コンクリート造のチャンバ及びダクト(消音、保温共)	○					
ルーフトレーン及び縦樋(GL-200迄)	○					
縦樋以降配管(縦樋を含む)			○			
建物廻り雨水側溝の接続(側溝と側溝)工事	○					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備			○			
厨房内排水溝						
サービスタック、油ポンプ廻り防油構築造	○					
二重スラブ内連通管及び通気管(湧水槽等)	○					
煙突工事(内部ライニング含む、コンクリート躯体)	○					
煙突内部排水配管(目皿含む)			○			
汲取便槽	○					
同上煙突	○					
身障者用便所の手すり	○					
照明付化粧鏡への電源接続工事				○		
空調機の間接排水配管工事(トラップは機器工事)			○			
屋上集熱器設備工事				○		
電気工事						

電気工事						
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
同上に伴う補強	○					
天井埋込器具取付箇所のボード切込				○		
同上に伴う下地補強	○					
壁埋込器具の取付又はボード切込				○		
同上に伴う補強	○					
自立盤、トランス、発電機等のコンクリート基礎	○					
同上コンクリート基礎仕上げ	○					
発電機減圧水槽及び冷却水槽への給水管				○		
別途工事盤類の取付	○	○	○		○	○
同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○		○	○

衛生工事関係						
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
別途工事機器への接続(直接接続に限る)回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所使用灯、鍵連動装置取付				○		
同上に伴う二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	○					
同上 コンクリート基礎仕上げ	○					
配管類の防火区画貫通部の補修				○		
防火扉用レリーズの取付				○		
防火シャッター、防火垂壁用レリーズの取付	○					
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴う配管、配線				○		
防火シャッター警報ブザー用リミットスイッチ取付	○					
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ビット	○					
同上用蓋	○					
電動暗幕装置	○					
同上電源接続及び操作スイッチ取付				○		

衛生工事関係						
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
大便器用箱入れ	○					
同上用補強工事	○					
大便器用箱入れ位置(墨出し)			○			
消火栓ボックス用箱入れ(補修は除く)			○			
同上用補強工事	○					
高架水槽用架台			○			
高架水槽用基礎(仕上共)	○					
ステンレス製流し台(V.P管接続用トラップ含む)	○					
同上流し排水管接続			○			
造り付け各種流し台(人研・コンクリート等)	○					
同上流し排水トラップ取付			○			
洗濯機用パン(排水トラップ共)			○			
グリーストラップ(既製品)			○			
浴槽並びに風呂釜	○					
ハロン消化設備(ガス圧ダンパー制御配管含む)			○			
同上制御盤迄の1次側配線、配管(電源供給)				○		
ハロン消火設備連動のファン等の停止回路				○		
化粧棚及び化粧鏡			○			
消火ポンプ起動回路及び表示灯回路				○		
消火栓ボックスの起動ボタン及び表示灯				○		
取付並びに配線、配管						
消火栓ボックスの取付			○			
非水洗及び簡易水洗の便器	○					
同上用紙巻器(取付具)				○		
簡易水洗便器の止水栓(器具接続迄)				○		

昇降機工事関係						
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
昇降機機械室床重量コンクリート仕上げ並びにスラブ開口及び補強工事	○					
乗場廻り(扉、三方枠)、仮枠	○					
同上補修	○					
同上補修後の仕上工事	○					
乗場敷居持出コンクリート工事	○					
荷揚用フック取付工事	○					
昇降機中間ビームの取付(鋼構造の場合)						
レール取付用ブラケット、プレート共	○					

空調工事関係						
工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
壁取付換気扇(取付共)		○				
厨房器具用フード囲い(化粧板含む)	○					
壁付けレンジフード(取付共)	○					
膨張タンク基礎(仕上共)	○					
壁貫通ダクト補強工事	○					

地下埋設物調査等に関する事項

- 第1条 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
 1. 工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。
なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
 2. 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
 3. 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。
- 第2条 近接施工に関する確認・対策の徹底について
 1. 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
 2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項

- 第1条 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。
- 第2条 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。
- 第3条 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。
- 第4条 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

設計変更に関する事項

- 工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。
- 契約変更の時期について
 - 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
 - ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。
- 軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。
 - ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
 - ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
 - ③ その他上記に準ずる重要なもの。

公共事業労務費調査に対する協力

- 第1条 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。
また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 第2条 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 第3条 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 第4条 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際は、その証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について

受注者は、本工事の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、請負代金額の変更や工期の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について施工計画書に記載するとともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用（○印を付けたものを適用する。）

現場代理人の常駐義務緩和に関する条件

- 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。
 1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
 2. 工場製作のみが行われている期間
 3. その他監督員が認める期間（ ）
- 工事請負代金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。
 1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
 2. 工場製作のみが行われている期間
 3. その他監督員が認める期間（ ）

主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間に関する条件

- 工事請負代金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工事における主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要する。ただし、下記に示す期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。
 - ①現場施工に着手するまでの期間
 - 【現場施工に着手する日が確定している場合】
 - 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。
 - 【現場施工に着手する日が確定していない場合】
 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
 - ②工事を全面的に一時中止している期間
 - 工用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。
 - ③工場製作のみが行われている期間
 - 本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。
 - ④工事完成後の期間
 - 工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

特例監理技術者の配置条件

- 本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。
- 本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。
 - ・本工事の当初請負金額が3億円未満である場合
 - ・兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合

配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- ・一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

工事名	
図面名	電気設備工事特記仕様書（2） 縮尺 N.S
福岡市建設局アセットマネジメント推進部設備課	日付 年 月 日

週休2日工事の試行について

1. 週休2日工事の試行対象工事について（該当する場合○印）
 - ・本工事は、週休2日工事の試行対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。
2. 週休2日工事の発注方式について（該当事項○印）
 - ・発注者指定方式（発注者が週休2日に取り組むことを指定して実施）
 - ・受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に週休2日に取り組む旨を協議して実施）
3. 費用補正について
 - 1) 発注者指定方式の場合、4週8休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。
 2. 受注者希望方式の場合、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、①、②又は③の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を増額変更する。
 - ① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
補正係数 1. 05
 - ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
補正係数 1. 03
 - ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
補正係数 1. 01
4. その他
 - 1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する総括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。
 - 2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術監理関連>公共工事の技術監理>週休2日工事）

情報共有システム活用の試行

1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。
2. 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。
3. 活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。
ただし、契約約款第34の2において中間前金払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

工事名	
図面名	電気設備工事特記仕様書(3) 繪 R N S
福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課	日付 R . . . 03/

設備工事特記仕様書

工事名称
工事場所
工事期間
工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
契約不適合責任期間
工事概要

別途工事
建築工事
電気工事
空調設備工事
衛生設備工事
ガス工事
エレベーター工事

1. 建物概要
建物名称
構造
階数
総面積 (㎡)
備考

2. 工事項目
工事項目は○印を付けたものを適用する。
工事項目表
設備概要表

3. 設備概要
1) ○印を付けたものが該当項目
給水設備の方式
排水設備の有無
給水方式
放流先
給湯設備
消火設備の種類
ガスの種類
空調方式
主要熱源機器
送熱機
換気設備
排煙設備
自動制御設備

1. 共通仕様
取壊説明書
設備仕様書
設備図

2. 特記仕様
特記事項は、○印を付けたものを適用する。
1. 構材
2. 技能士の運用
3. 内装壁
4. 工費表
5. 施工計画書/承認図
6. 部分私
7. 工事電力、水その他
8. 残土処理
9. 発生材の処理
10. 足場
11. 埋戻し土
12. 工事写真
13. 測定表
14. 容量等の表示
15. 耐震措置
16. 建築物の喫煙
17. 埋設表示
18. スロープ
19. 管とスロープの防鼠処理
20. はつり
21. 工事標準表示
22. 電線管
23. 電線

1. 配管材料
2. 給湯器
3. クッション材
4. 配管材料
5. 配管材料
6. 配管材料
7. 配管材料
8. 配管材料
9. 配管材料
10. 配管材料
11. 配管材料
12. 配管材料
13. 配管材料
14. 配管材料
15. 配管材料
16. 配管材料

1. 配管材料
2. 給湯器
3. クッション材
4. 配管材料
5. 配管材料
6. 配管材料
7. 配管材料
8. 配管材料
9. 配管材料
10. 配管材料
11. 配管材料
12. 配管材料
13. 配管材料
14. 配管材料
15. 配管材料
16. 配管材料

17. 防振吊り金物及び防振支持金物
18. 油サビストタンク
19. 地下貯油槽
20. 消音内貼り
21. 遮音度空気設計条件
22. ファニールパネル
23. 換気設備
24. 排気設備
25. 多層階間の風道の保護
26. 換気設備
27. 換気設備
28. 換気設備
29. 換気設備
30. 換気設備
31. 換気設備
32. 換気設備
33. 換気設備
34. 換気設備
35. 換気設備
36. 換気設備
37. 換気設備
38. 換気設備
39. 換気設備
40. 換気設備
41. 換気設備
42. 換気設備
43. 換気設備
44. 換気設備
45. 換気設備
46. 換気設備
47. 換気設備
48. 換気設備
49. 換気設備
50. 換気設備
51. 換気設備
52. 換気設備
53. 換気設備
54. 換気設備
55. 換気設備
56. 換気設備
57. 換気設備
58. 換気設備
59. 換気設備
60. 換気設備
61. 換気設備
62. 換気設備
63. 換気設備
64. 換気設備
65. 換気設備
66. 換気設備
67. 換気設備
68. 換気設備
69. 換気設備
70. 換気設備
71. 換気設備
72. 換気設備
73. 換気設備
74. 換気設備
75. 換気設備
76. 換気設備
77. 換気設備
78. 換気設備
79. 換気設備
80. 換気設備
81. 換気設備
82. 換気設備
83. 換気設備
84. 換気設備
85. 換気設備
86. 換気設備
87. 換気設備
88. 換気設備
89. 換気設備
90. 換気設備
91. 換気設備
92. 換気設備
93. 換気設備
94. 換気設備
95. 換気設備
96. 換気設備
97. 換気設備
98. 換気設備
99. 換気設備
100. 換気設備

令和3年4月
申請手続
特記仕様書(1)
署名
日付

公共建築工事標準仕様書(機械設備工種編)

1. 機走りの管及び支持間隔

管径	15	20	25	40	50	60	80	100	125	150	200	250	300
管間隔	2	2	2	3	3	3	4	4	4	5	6	7	8

- 注1 屋外支持金物(ボルト、ナット含む)はステンレス製とし、支持金物は防錆処理を施す。
- 注2 外壁に設置する立管の管壁及び管径、口径5.0A以下の配管はスリットドット支持(管付支持)としてよい。
- 注3 上記支持でビル管(凍結管)は口径5.0A以下についても同様とする。
- 注4 ビット内の吊り変換物はステンレス製とする。
- 注5 鋼製ステンレス鋼管を鋼製管で支持する場合は、ゴム又は絶縁テープ等で保護する。
- 注6 冷凍機用管の機走りの吊金物間隔、管径の基準外径が50mm以下の場合は1.5mとし、1.70mm以上の場合は2.0m以下とする。ただし、凍害・暴風を併用する場合はその基準の外径とする。なお、化粧カバーを使用する場合、製造メーカーの基準を参照する。

2. 試験
- (1) 給水管は、次の圧力値による水圧試験を行う。なお圧力配管の最長部に於けるもので保持時間は、最小6.0分(ただし、給水管部分については1分以上)とする。
- (2) 排水装置に該当する管は、1.75MPa以上とする。
- (3) 給水管は、当該管径の全長に相当する圧力の2倍の圧力(最小70MPa)とする。
- (4) 高圧タンク以降の配管は、静水圧に相当する圧力の2倍の圧力(最小0.7MPa)とする。
- (2) 排水管は、真鍮管で行った水圧試験を行う。
- (3) 給水管は、上記(1)に準ずる。
- (4) 消火配管は、消火ポンプの接続圧力1.5倍の圧力とする。保持時間は最小40分とする。
- (5) 油配管は、空気圧試験とし最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。保持時間は最小30分とする。
- (6) 冷温水配管等は、水圧試験とし最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。保持時間は最小3.0分とする。(最小0.75MPa)
- (7) 冷媒管は、実質試験(設計圧力・保持時間2時間)終了後、真鍮管で行う。

3. 給排水衛生工事の保証

保証区分	施工箇所	材料	施工順序
給排水管	管内配出	一般配管、廊下	G又はR
		機械室、倉庫、倉庫	R
		天井内、内吊、空調室中	R
	廊下、ピット内	一般配管	P
		多層管	P
		屋外露出・多層管	P
	管内配出	一般配管、廊下	P、G又はR
		機械室、倉庫、倉庫	R
		天井内、内吊、空調室中	R
	廊下、ピット内	一般配管	P
		多層管	P
		屋外露出・多層管	P
排水タンク	管内配出	P、G又はR	
	廊下、ピット内	R	
	屋外露出・多層管	R	

- 注1 給水・排水管で建築基準法施行令第112条1項に規定する単独火災消火用の防火区画などを通過する部分は保護を行わずアルミ又はクロックール保護材もしくは耐火パイプで覆る。
2. 鋼製管の外径は、特別の場合のみを保護を行う。(ただし鋼製の保護を行わない。)
3. 次の管、弁、フランジなどは、保護を行わない。(保護を行う場合は、特別による。)
- (イ) 衛生器具の付属品として必要とされる管及び接続部。(但しその部分に排水管を含む。)
- (ロ) 給水配管でポンプ直下部分の鋼製管、スチールジョイント。
- (ハ) 給水配管及び排水管の管又はコンクリート配管。
- (ニ) ビット内の給水用ライン管(ボンプ管)、屋外管(福岡市仕様)。
- (ホ) 給水配管で、管内及び建築物の軒端手前、防振継手、20kg/m²以下とする。
- (ヘ) 排水管で、管内配出(1)を含む。共同用配管、耐火工管、屋外管(共同用配管)。
- (ニ) 排水管で、管内配出(1)を含む。共同用配管、耐火工管、屋外管(共同用配管)。
- (ウ) 消火配管 (屋外露出を除く)(福岡市仕様)。
- (エ) 防振継手及び消火ポンプ用配管(共同用配管)。
- (オ) 各種タンクのオーバーフロー管及びドレン管。
- (カ) エア抜弁以降の配管及び非圧送井筒の配管など。
4. 次の場合は、保護を行わない。
- (イ) ポンプ。(ロ) 消火用排水タンク。(ハ) 給水用防振部材保護型排水タンク(ニ) 屋内露出の場合。
5. 給水及び給排水の露出配管で、保護を行う呼び径6.0以上の弁、ストレーナなどは、ビス等により露出に固定できる金属製カバー(但しステンレス鋼製又はガルバリウム鋼製、内層はカチオン樹脂被膜)による保護を施す。
6. ポリスチレンフォーム保温層の適用範囲は、クロックール保温層、クロックールフェルトもしくはグラスウール保温層または発泡断熱材を使用してもよい。
7. クロックール保温層又はグラスウール保温層の使用範囲は、それぞれ保温層を使用してもよい。
8. (屋外アルミガスクロス)は、アルミガスクロス化標準版を使用してもよい。
9. 金属製仕上げの鋼製タンクには、必要により鋼板を使用する。
10. ステンレス鋼製排水タンク(SUS444E製)は、エポキシ系塗料により保護材と被膜する。
11. ポリスチレンフォーム保温層使用の場合は、断熱は不要とする。
12. ポリスチレンフォーム保温層使用の場合、断熱に排水継手テープを使用とする。

4. 空気調和設備工事の保証

保証区分	施工箇所	材料	施工順序
給排水管	管内配出	一般配管、廊下	G又はR
		機械室、倉庫、倉庫	R
		天井内、内吊、空調室中	R
	廊下、ピット内	一般配管	P
		多層管	P
		屋外露出・多層管	P
	管内配出	一般配管、廊下	P、G又はR
		機械室、倉庫、倉庫	R
		天井内、内吊、空調室中	R
	廊下、ピット内	一般配管	P
		多層管	P
		屋外露出・多層管	P
排水タンク	管内配出	P、G又はR	
	廊下、ピット内	R	
	屋外露出・多層管	R	

- 注1 各種機器の保証は、各機種の仕様項目による。
2. 建築基準法施行令第112条第15項に規定する単独火災消火用の防火区画を通過する給排水、冷温水の配管は、その露出部分にクロックール保護材で行う。また、冷温水のドレン管の防火区画を通過する部分は、保護を行わず、モルタル又はクロックール保護材で覆る。
3. 冷温水及び冷温水のドレン管の配管は、排水管の管径とする。
4. 露出部分のフランジ(継手を含む)は厚さ2.5mmの保護を施す。また、露出部分のフランジ高さは1.0mm以上とする。
5. 次のダクト等は、原則として保温を行わない。(保温を行う場合は特別による。)
- (イ) 換気用ダクト。
- (ロ) 外気取入用ダクト。(全てを行う。(福岡市仕様))
- (ハ) 換気扇用ダクト、排気扇用ダクト、換気扇用ダクト、換気扇用ダクト、換気扇用ダクト。
- (ニ) 空調機用ダクト及び取込用ダクト。
- (ホ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ヘ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ニ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ホ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ヘ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
6. 次の場合は、保護を行わない。
- (イ) エア抜弁以降の配管及びコンクリート配管。
- (ロ) 送風機。
- (ハ) ポンプ。
- (ニ) ナイターホースシステム及びバルブタンク。
- (ホ) 空調機用防振部材保護型排水タンク。
- (ヘ) フレート防振交換機。
7. 次の管、弁、フランジなどは、保護を行わない。
- (イ) 換気扇用ダクト、排気扇用ダクト、換気扇用ダクト、換気扇用ダクト、換気扇用ダクト。
- (ロ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ハ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ニ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ホ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
- (ヘ) 換気扇用ダクト及び取込用ダクト。
8. 冷温水及び冷温水の露出配管で、呼び径6.0以上の弁、ストレーナなどは、ビスなどにより露出に固定できる金属製カバー(但しステンレス鋼製又はガルバリウム鋼製、内層はカチオン樹脂被膜)による保護を施す。
9. 高気密及び高気密の施工厚さは、ポリエチレンフィルムを除く。(但し、屋外管を除く)。
10. 金属製仕上げの鋼製タンクは、必要により鋼板を使用する。
11. ステンレス鋼製の排水タンク(SUS444E製)は、エポキシ系塗料により保護材と被膜する。
12. クロックール保温層又はグラスウール保温層の使用範囲は、それぞれ保温層を使用してもよい。
13. (屋外アルミガスクロス)は、アルミガスクロス化標準版を使用してもよい。
14. ガラスウール化標準版を複数使用してもよい。
15. 屋内配管へ、排気ダクトの場合は、必要に応じて行う。
16. 断熱被覆管を使用する場合、化粧カバーで行う。
17. ポリスチレンフォーム保温層使用の場合、断熱に排水継手テープを使用とする。

6. ダクトの板厚

管径(φ)	板厚(㎜)	高さ(㎜)
0.5	1.5	450
0.6	1.5	450
0.8	2.0	1500
1.0	2.0	1500
1.2	2.0	1200

- 注1 板厚寸法は、長さの長さ1.5倍以下の板厚ダクトに適用する。
- 注2 グラスウールダクトの板厚は、JIS A4009によるものとし、断熱に監督官の承認を得ること。

7. 各建築箇所の材料の種別及び塗り回数 (フォスターを使用すること)

建築箇所	材料の種別	塗り回数	備考
VA	露出	1	1
VB	露出	1	1
VC	露出	1	1
VD	露出	1	1
VE	露出	1	1
VF	露出	1	1
VG	露出	1	1
VH	露出	1	1
VI	露出	1	1
VII	露出	1	1
VIII	露出	1	1
IX	露出	1	1
X	露出	1	1
XI	露出	1	1
XII	露出	1	1
XIII	露出	1	1
XIV	露出	1	1
XV	露出	1	1
XVI	露出	1	1
XVII	露出	1	1
XVIII	露出	1	1
XIX	露出	1	1
XX	露出	1	1
XXI	露出	1	1
XXII	露出	1	1
XXIII	露出	1	1
XXIV	露出	1	1
XXV	露出	1	1
XXVI	露出	1	1
XXVII	露出	1	1
XXVIII	露出	1	1
XXIX	露出	1	1
XXX	露出	1	1

- 注1 保護される金属下地は配管配管を除く必要なし。(福岡市仕様)
2. ねじりした部分の板厚は、断面は、断面を2層にする。
3. VA、VBは、水漏れ防止用ライン管の配管。
4. *1 : 必要に応じて塗布を施す。

8. 塗装を施す箇所ごとの工程

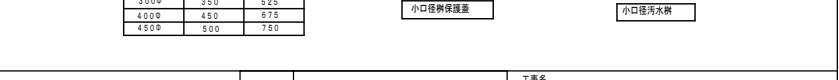
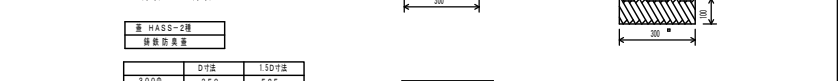
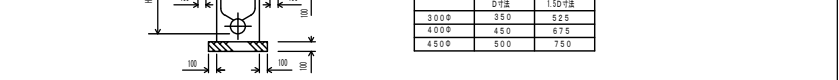
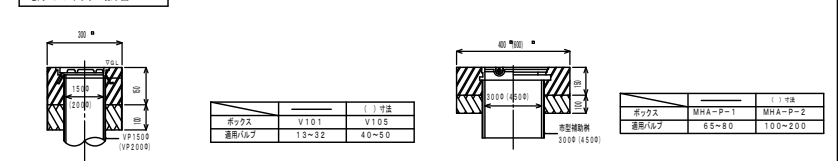
用途	工程順序	処理方法
露出部分	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等
露出部分	2. 油膜の除去	洗剤洗
露出部分	1. 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシなど
露出部分	2. 油膜の除去	洗剤洗

9. 埋設配管

- (1) 一般事項
- (A) 外気取入用ダクトの配管をコンクリート内に埋設する場合は、防食ビニールテープを2層巻くこととする。
- (B) 埋設テープを施工する場合は、地表から15.0mm程度の深さに埋設する。ただし、公道部分は地下0.8mの深さに埋設する。
- (2) 防食被覆
- (A) コンクリート内に埋設される給排水、排水ダクトは、防食ビニールテープを2層巻くこととする。
- (B) 外気取入用ダクトを埋設する場合は、防食ビニールテープを2層巻くこととする。また、埋設テープは、防食テープ1層巻くこととする。
- 施工要領
1. 給水設備
- バルブボックス
- (1) 埋設深さは2次の給水系統であり、水道管は水道局標準による施工とする。
- (2) 埋設深さは非埋設部の管径であり、埋設部の管径は保護コンクリートの施工は不要とする。なお、保護コンクリートの厚さは埋設部を参照し、歩行に支障なき程度とする。
- (3) バルブボックスの土上り高さ直近の側溝等を参照し、歩行に支障なき程度とする。
- (4) バルブボックス内に砂は砕石を充填する。
- (5) 埋設部のバルブボックス(バルブ箱)は黄銅色に塗装すること。
- (6) バルブボックス内に、表示孔(側溝・側溝、口行、設置等)を施すこと。
2. 排水設備
- 市製機
- (1) 埋設深さは、非埋設部の管径であり、埋設部の管径は、保護コンクリートの施工は不要とする。なお、保護コンクリートの厚さは埋設部を参照し、歩行に支障なき程度とする。
- (2) 埋設深さは、埋設部の管径を参照し、歩行に支障なき程度とする。
- (3) 埋設深さは、埋設部の管径を参照し、歩行に支障なき程度とする。
3. 排水設備
- 埋設機
- (1) 埋設深さは、非埋設部の管径であり、埋設部の管径は、保護コンクリートの施工は不要とする。なお、保護コンクリートの厚さは埋設部を参照し、歩行に支障なき程度とする。
- (2) 埋設深さは、埋設部の管径を参照し、歩行に支障なき程度とする。
- (3) 埋設深さは、埋設部の管径を参照し、歩行に支障なき程度とする。

4. 標準図

1. 一般仕様
- 標準図は、標準的な形状及び施工法の一例を示したものであり標準図の意図する機能が十分に果たせるものであられし、ただしその場合は監督官の承認を得ること。



<p>○工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、以下のとおりとする。</p> <p>1. 契約変更の時期について</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事においては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none">設計変更額の当初計画額の2%を超えるもの。構造、工法、位置は断面等の変更で重要なもの。その上記に比し準ずる重要なもの。
<p>○公共事業労働費調査に対する協力</p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労働費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等必要な事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を怠らなければならない。また、本工事経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労働費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に資金台帳を構築保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3条と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>
<p>○法定外の労災保険の付保</p> <p>本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。</p>
<p>○下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項</p> <p>1. 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。</p> <p>2. 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。</p> <p>3. 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。</p> <p>4. 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。</p>
<p>○地下埋設物調査等に関する事項</p> <p>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について</p> <ol style="list-style-type: none">工事箇所地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行うものとする。必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。 <p>2. 近接施工に関する確認・対策の徹底について</p> <ol style="list-style-type: none">工事箇所近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議の上検討し、実施するものとする。近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。
<p>○情報共有システム活用の試行</p> <p>1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。</p> <p>2. 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。</p> <p>3. 活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。</p>
<p>○工事履行報告書の提出について</p> <p>監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。ただし、契約締結第3条の2において中間払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。</p>

<p>○現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用</p> <p>1. 現場代理人の常駐義務とに関する条件</p> <ol style="list-style-type: none">次の期間は現場代理人の常駐を要しないものとする。<ol style="list-style-type: none">工事の全部の施工を一時的に中止している期間工場製作のみが行われている期間その他監督員が認める期間福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事であり、かつ請負代金の額が3千万円未満（建築一式工事である場合においては、7千万円）未満の工事の場合は、同一の現場代理人を例外的に2件まで兼任して配置できる。富業所の専任技術者については予定価格2千万9百万円（建築一式工事である場合にあっては6千万8百万円）以下の工事であれば、1件まで現場代理人となることができる。 <p>2. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件</p> <p>建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特別監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none">一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。 <p>3. 特別監理技術者の配置に関する条件（○印を付けたものを適用する。）</p> <ul style="list-style-type: none">本工事は、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置を認めない。本工事は、次の要件に該当する場合、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができない。なお、兼任が認められる区域は福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事であり、同一の特別監理技術者を配置できる工事の件数は2件までとする。<ol style="list-style-type: none">本工事の当初請負金額が3億円未満である場合。兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合。 <p>4. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間に関する条件</p> <p>工事請負代金額が3千万5百万円（建築一式工事である場合においては、7千万円）以上となる場合建設業法に基づき、本工事における主任技術者、監理技術者又は特別監理技術者の専任を要する。ただし、以下に示す期間については、主任技術者、監理技術者又は特別監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <ol style="list-style-type: none">現場施工に着手するまでの期間（○印を付けたものを適用する。）<ul style="list-style-type: none">現場施工に着手する日が確定している場合 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までまでの期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。現場施工に着手する日が確定していない場合 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）においては、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。工事を全面的に一時中止している期間 工事現場等の確保が完了し、身障者の発生、又は環境文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。工場製作のみが行われている期間 本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。工事完了後の期間 工事完成後、事務所、後片付け等のものが残っている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、発注者が工事が完了した旨、発注者に通知した日（「完了日」における日付）とする。
<p>○週休2日工事の試行について</p> <p>1. 週休2日工事の試行対象工事について（該当する場合○印）</p> <ul style="list-style-type: none">本工事は、週休2日工事の試行対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。 <p>2. 週休2日工事の発注方式について（該当事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none">発注者指定方式（発注者が週休2日に取り組むことを指定して実施）受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に週休2日に取り組む旨を協議して実施） <p>3. 費用補正について</p> <ol style="list-style-type: none">発注者指定方式の場合、4週8休以上を前提に下記（1）の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物産資料の概算価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。受注者希望方式の場合、発注者は、現場所長（現場所長）の達成状況を確認し、（1）、（2）又は（3）の現場場所（現場所長）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物産資料の概算価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を増額変更する。<ol style="list-style-type: none">4週8休以上（現場開所率28.5%（8日/28日）以上） 補正係数1.054週7休以上4週8休未満（現場開所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.034週6休以上4週7休未満（現場開所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数1.01 <p>4. その他</p> <ol style="list-style-type: none">発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する総括安全衛生管理義務者が現場休憩となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム> 創業・産業・ビジネス> 公共工事・技術開発> 公共工事の技術監理> 公共工事の技術監理> 週休2日工事）

<p>○施工体制の確認に関する事項</p> <p>1. 施工体制の確認方法</p> <ol style="list-style-type: none">施工体制の確認は以下の方法により行う。<ol style="list-style-type: none">下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。 （施工体制台帳） 施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。 （工事作業所災害防止協議会兼施工体系図） 施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつと提出すること。 <p>2. 施工体制の確認に関する点検</p> <ol style="list-style-type: none">抜き打ち点検 一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。検査時における点検 中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。 <p>3. 不備が発覚した場合の措置</p> <ol style="list-style-type: none">工事成績評定での減点措置 監理課、検査課が点検し減点措置を行う場合がある。請負代金の支払い書類が完了するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。悪質なケース 違約の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。
<p>○現場環境改善（快適トイレ）の設置の試行</p> <p>1. 内容</p> <p>受注者は、現場に仮設トイレを設置する場合には以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。</p> <p>（12）（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる事項であり、必須ではない。</p> <ol style="list-style-type: none">快適トイレに求める標準仕様<ol style="list-style-type: none">洋式便座水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）臭い逆流防止機能（フロッパー機能） （必要に応じて消臭剤等活し臭い対策を取ること）容易に閉じた場合は施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備わらなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）照明設備（電源が無くても良いもの）衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）【快適トイレとして活用するために備える付属品】<ol style="list-style-type: none">現場に男女がいる場合は男女別の明確な表示入口の目隠ししている（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）サンタリボックス（女性専用トイレに限る）1日続ける洗面台1）便座除菌シート等の衛生用品推奨する仕様、付属品<ol style="list-style-type: none">室内寸法 900mm×900mm以上（半畳程度以上）脱臭装置着替え台（フットリングボード等）フロッパー機能の多重化窓の遮断による室内温度の調整が可能設備小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場） <p>2. 設置に関する費用</p> <p>設置に関する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・数値等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実績のわかる資料により監督職員と協議すること。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。また、運搬費は共通仮設費（車）に含むものとする。</p>
<p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について</p> <p>受注者は、本工事の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、請負代金額の変更や工期の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について施工計画書に記載する資料とともに、その実施が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。</p>

					令和 3年 4月 版
				工事名	
				図面名	特 記 仕 様 書 (3)
					規 尺 N S
				福岡市役所7セトメソトメソト建設部	日付 /

工事特記仕様書

第1章 共通

第1-1条 本特記仕様書は下記の工事に適用する。

第1-2条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書による外、各項によるものとする。

1. 土木工事共通仕様書（令和3年8月）
2. 土木工事施工管理の手引き（令和3年8月）
3. 公園緑地工事施工管理基準（令和2年4月）
4. その他関連資料

※土木工事共通仕様書等については、福岡市ホームページ『公共工事の技術情報』内（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

第1-3条 請負代金内訳書及び工事費構成書

本工事は共通仕様書第3編1-1-2請負代金内訳書及び工事費構成書の対象外工事とする。

第1-4条 契約不適合責任期間

本工事は契約不適合責任期間は、受け渡し完了の日より2年間とする。

第2章 設計変更

第2-1条 設計変更

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

・契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事においては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- ①設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
- ②構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
- ③その他上記に準ずる重要なもの。

第2-2条 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者は、本工事の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、請負代金額の変更や工期の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について施工計画書に記載するとともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。

第3章 コンクリート工

第3-1条 配 合

コンクリートは、原則としてJIS A5308-2003によるレディーミクストコンクリートとし、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比（W/C）は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。

ただし、均しコンクリート等は除くものとする。

なお、塩害対策等別に定めがある場合は、それによるものとする。

第4章 遊具設置工

第4-1条 配置

遊具の配置位置については、監督員と協議し決定すること。

第4-2条 木材

木製アスレチックに使用する木材は、福岡県産杉・1等材を使用すること。

また、福岡県産材証明書を提出すること。

第5章 サイン設置工

第5-1条 鋼材

鉄部塗装は、亜鉛メッキのうえ下塗り（灰色）、中塗り（白色）、上塗り（色指定）各1回以上塗ること。

塗膜厚は85μ以上とする。見え掛かり部分をウレタン樹脂塗装仕上げとする。

ウレタン樹脂塗装色については、ブラウン色系とし材料承諾書提出の際、色見本等を提出し承諾を受けること。

第5-2条 木材

サイン設置工で使用する木材は、福岡県産杉・1等材とし、エコアコールウッド（低分子フェノール樹脂保存処理木材後撥水着色剤塗布）同等品以上とする。撥水着色剤の色については、材料承諾書提出の際、色見本等を提出し承諾を受けること。

第6章 排出ガス対策型建設機械

第6-1条 排出ガス対策型建設機械

本工事において、現場周辺の環境の保全を図るため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。
なお、当該建設機械を使用する場合は、施工計画書での記載及び「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。

第7章 建設発生土

第7-1条 建設発生土の処理

(自由処分)
本工事の建設発生土を処理する場合は、事前に施工計画書(処分場所・運搬経路・運搬方法等について)を監督員に提出すること。
なお、施工計画書には、「建設発生土受入承諾書」を添付すること。

第7-2条 場内処理場所の整理整頓

処理に際しては、場内処理とし必要に応じて監督員と協議し適正に整理整頓すること。

第7-3条 提出書類

建設発生土処理完了後、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に必要事項を記入の上、監督員に提出すること。

第8章 安全訓練等

第8-1条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により定期的に下記の項目を参考として安全・訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等、視覚資料による安全教育
- ②本工事内容等の周知徹底
- ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本工事における災害対策訓練
- ⑤本工事現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項

第8-2条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

第8-3条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真又は実施報告書に記録し、報告するものとする。

第9章 工事成績評価

第9-1条 工事における創意工夫等実施状況等

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。

第10章 施工条件

第10-1条 休日の確保

本工事は、週休2日工事の対象工事である。
実施にあたっては、「週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページから入手すること。
(福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術管理関連 > 公共工事の技術管理 > 週休2日工事)
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukanri/business/gijutukanribuHP/gijutukanri/gijutsukanri.html>)

第10-2条 油山市民の森および油山牧場内での施工について

両施設内での施工については、施設管理者へ事前説明を行い、了承を得ること。
土日など利用者が多いときは施設管理者と協議を行い、施工日の調整を行うこと。

第11章 その他

第11-1条 下請人、資材・製品の地場企業の活用について

- ・受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。
- ・受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。
- ・受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、事前にその理由を付した書面(地場企業下請不使用理由書:様式-1)を施工体制台帳に添付のうえ監督員に提出すること。
- ・受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面(使用資材一覧表:参考様式)を材料承諾願に添付のうえ監督員に提出すること。

第11-2条 気象条件

気象条件(台風、大雨、その他注意報)を常時把握し、それに応じた十分な安全対策を行うこと。また、その状況及び結果(現場対策・連絡体制等)については監督員に報告すること。
なお、気象に関する各警報が発令された際には、速やかに現地状況の確認を行い、確認後直ちに、監督員へ報告すること。
ただし、警報の発令が時間外または休日の場合の報告については、別途指示を仰ぐものとする。

第11-3条 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件明示

建設工事の適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- ・一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

第11-4条 舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

1. 受注者は、舗装切断時に発生する排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
2. 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。
3. 当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
4. 受注者は、当該排水の処理に関し、「福岡市土木工事施工管理の手引き」の撮影頻度に基づき、処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる写真管理を行うこと。
5. 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。

第11-5条 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し対策を取る）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）（二重ロックの備えがなくても容易にあかないことを製造者が説明出来るもの）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - (10) 鏡付きの洗面台
 - (11) 便座除菌シート等の衛生用品
- ##### 【推奨する仕様、付属品】
- (12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
 - (13) 擬音装置
 - (14) 着替え台（フィッティングボード等）
 - (15) フラッパー機能の多重化
 - (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - (17) 小物置き場等（トイレトーパーパー予備置き場）

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。

第11-6条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない

第11-7条 情報共有システム

本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。

活用にあたっては、「情報共有システム活用要領」に基づき行う。

第11-8条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、真夏日応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
2. 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和元年7月12日付け財政局技術監理課通知)」及び「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について(令和2年7月21日付け財政局技術監理課通知)」に基づき行うもの。
3. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和元年7月12日付け財政局技術監理課通知)」及び「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について(令和2年7月21日付け財政局技術監理課通知)」は、市ホームページに掲載している。
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/doboku-kijunrui/index.html>)

第11-9条 工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。

ただし、契約約款第34条の2において中間前払金を請求する場合や、部分払いの支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

第11-10条 現場施工の時期について

油山市民の森および油山牧場内での施工時期については、事前に監督員、両施設の施設管理者と協議を行うこと。

第11-11条 現場の安全管理及び迂回路の案内標示について

当現場は、供用中の施設内であり、油山市民の森と油山牧場の利用者が多く通行するため、工事期間中は、誤って侵入しないよう安全対策を十分行うこと。また、通行止めして作業する場合は、迂回路の案内標示を明確に行うこと。

安全管理及び迂回路の案内標示の方法については、事前に監督員、両施設の施設管理者と協議を行うこと。

第12章 舗装工

第1条 混合物の種類は下記のとおりとする。

種類	①粗粒度	②密粒度	③開粒度	①粗粒度	④密粒度G
用途	中間・基層	表層	歩道	中間・基層	表層
最大粒径	20mm	13,20mm	13mm	20mm	13mm
突固め回数		50			
アスファルトの針入度	60~80			I型 50以上 II型 40以上	
アスファルトの種類	ストレートアスファルト			改質アスファルト (I型及びII型)	
粗骨材の種類	砕			石	

第2条 混合物の締固め度は、下記のとおりとする。
歩道部及び路肩部の締固め度は、平均値が基準密度の92%以上とする。

第3条 プライムコート及びタックコートの材料及び散布量は、下記を標準とする。
プライムコート (PK-3) 1.2/m²
タックコート (PK-4) 0.4/m²

委託説明書（建築・設備設計）

1. 一般事項

- 管理技術者(建築又は設備)の資格は、一級建築士とすること。
- 担当技術者の資格は、以下いずれかにすること。
 - ・建築設備士
 - ・技術士(ただし、該当する部門)
 - ・一級建築士又は二級建築士(建築のみ)
 - ・一級又は二級管工事施工管理技士(機械のみ)
 - ・一級又は二級電気工事施工管理技士(電気のみ)
 - ・設備設計一級建築士
 - ・空気調和衛生工学会設備士(機械のみ)
 - ・第1種、第2種又は第3種電気主任技術士(電気のみ)
 - ・学校、学科種別ごとに必要な下表に定める実務経験年数を持つもの

学校種別	指定学科(※)	指定学科以外
大学	3年以上	4年6か月以上
短期大学、高等専門学校	5年以上	7年6か月以上
高等学校	9年以上	10年6か月以上
その他	14年以上	

- ※指定学科は、施工技術検定規則第2条の「電気工事施工管理」又は「管工事施工管理」による
- 受注者は、設計の工程毎もしくは段階毎に協議又は報告を文書にて行い、議事録としてまとめてその都度提出すること。(疑義を生じた場合も同様とする。)
- 設計業務に際しては、必ず現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置(安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等)、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、報告書を提出すること。
- 現場調査個所は写真を撮影し、打合せ時に報告書として提出すること。
- 仕様、材料については、事前に監督員と協議を行うこと。特に品質の確保に努めること。また、シックハウス対策に配慮した材料、仕様を選定し、設計を行うこと。
- 設計 CAD による作図とし、設計書に基づき図面データを印刷したもの、および図面データ(CAD のオリジナルデータ、SXF(sfc)形式データ及びPDFデータ)を保存したCD-R等を提出すること。
- CAD データは、Jw-cad にて適切に表示されることを確認した上で提出すること。
- 管理技術者は、設計業務の完了検査に必ず立ち会い、検査員への説明や質問への対応を行うこと。

2. 設計(計画通知等の手続きを含む)

- 設計にあたっては、関連部署と必要な協議を行うこと。
- 当該敷地における建築物等に関する規制等を確認の上で許可申請等の有無を判断し、許可申請等が必要な場合は、申請用関係書類の作成は受注者において行うこと。
- 関係法令に伴う許可申請等の手数料は市が負担するが、設計図書の不備等事業者の責による再申請等が必要になった場合の手数料については、受注者負担とする。
- 必要に応じて建築物省エネ法に係る計画図書の作成及び所管行政庁への手続きを行い、省エネ適合判定通知書の交付を受けること。
- 仮設計画は設計時に施設管理者及び監督員との協議によること。

3. 積算・内訳書

- 設計図面相互間、及び設計図と内訳明細書間の記載、又は数量等の食違いがないように充分精査すること。
- 積算業務については、「建築数量積算基準・同解説」(建築工事建築数量積算研究会制定)、「公共建築工事積算基準の解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「積算の手引き」(福岡市財政局技術管理部技術管理課)により作成すること。

4. 構造

- 規模により構造検討が必要になる場合があるため、必要に応じて構造および構造計算書を作成すること。
- 構造は「建築構造設計基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「建築構造設計の手引き」(福岡市建築局)により作成すること。
- 構造計算書は、「完成図書等作成要領」(財政局技術監理部技術監理課)により作成すること。

現場説明書（建築・設備工事）

1. 近隣への配慮等

- 近隣施設・近隣住民等に対し、あらかじめ工事に係る説明を行うこと。また、工事に係る意見等があった場合は誠実に対応し、結果を監督員に報告すること。
- 工事により、他者(建物や道路等を含む)に損害(騒音、粉じん等による損害含む)を与えた場合はただちに監督員に報告するとともに、賠償等について請負業者において措置すること。また、措置の経過及び結果を監督員に報告すること。
- 周辺建物や井戸水等に係る工事に起因する恐れのある損害に対するため、必要な事前調査を行い、記録・保管すること。
- 作業時間は、原則として日曜日を除く午前8時から午後5時までとし、特に騒音、振動を伴う作業は近隣を考慮した時間帯とすること。ただし、上記時間帯以外にやむを得ない工事を行う場合は監督員と協議し、事前に近隣に周知した上で行うこと。
- 施設利用者、近隣住民等向けの習慣作業予定看板等を設置すること。
- 騒音防止のため、外部足場に設ける養生シートは防音性能を持つものとする。

2. 安全対策等

- 供用中の施設における工事であることを踏まえ、施設利用者等に危険を及ぼさないように、必要な安全対策を講じること。なお、施工計画書にこれらの安全計画書を含むこと。
- 仮設計画書は監督員との協議によること。
- 供用中の施設における工事であることを踏まえ、必要に応じて交通安全誘導員を配置すること。
- 施工中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針(国土交通省)」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。
- 施工中の安全対策のための設備(AEDや風速計など)を設けること。
- 足場における事故防止のための措置(例:設置解体に置ける大組・大払い工法の採用、階段段鼻への蛍光テープの設置など)を行うこと。また、強風時等における倒壊事故等の防止措置を図ること。
- 高所作業の施工範囲の地上部分においても、落下事故防止のため安全措置を確実に講じること。
- 「職場における熱中症予防対策マニュアル(厚生労働省)」等を参考に、熱中症等の予防のための作業環境(例:現場詰所へのエアコン、冷水機、製氷機の設置など)を整えること。

3. 施工における留意点

- 関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠りなく許可、届出及び手続等を行うこと。
- 下請契約を締結した場合は、その金額に関わらずその都度施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- 国土交通省令に従って施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに

に、施工体制台帳に添付すること。本工事は、工事対象施設が点在しているため、掲載場所については、監督員及び施設管理者と事前に協議すること。

- 工事施工においては、低騒音型建設機械を使用すること。なお、使用する機械については、施行計画書に記載するとともに「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出すること。（機種及び規格は、低騒音型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日建設省告示第1536号）による。）
- 建設機械は、国土交通省が指定する「排出ガス対策型（2次基準）」以上の性能を満たした機械を使用すること。なお、使用する機械については、施行計画書に記載するとともに、施行計画書での記載及び工事写真の提出をすること。
- 不法無線局を設置した車両等は、工事現場に出入りさせないこと。
- 次の工事に着手する前に、監督員の指定する技能士届に資格を証明する資料を添付の上、監督員に提出し承諾を得ること。

1級とび技能士（仮設工事）、1級鉄筋施工技能士（鉄筋工事）、1級型枠施工技能士（コンクリート工事）、1級コンクリート圧送施工技能士（コンクリート工事）、1級防水施工技能士（防水工事）、1級タイル張り技能士（タイル工事）、1級建築大工技能士（木工事）、1級建築板金技能士（屋根及びとい工事）、1級左官技能士（左官工事）、1級サッシ施工技能士（建具工事）、1級ガラス施工技能士（建具工事）、1級塗装技能士（塗装工事）、1級内装仕上げ技能士（内装工事）
[但し、該当しない工事については除く]

- 室内空気汚染物質測定については、次のとおりとすること。

- 「福岡市化学物質の室内空気中の濃度測定要領」により、完成検査前に測定を行うこと（該当箇所や位置は監督員と協議）
- 基準値を超えた場合は、請負業者の責において原因調査及び対策（換気、消臭、マット等）を行い、基準値に収まるまで再度測定を行うこと。
- 測定器具及び分析費用は請負業者負担とする。

- 請負者は、公募時の技術提案内容を除き、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。
- 担保期間終了時には瑕疵について自主点検を行い、自主点検報告書を速やかに施設建設課長、設備課長に提出すること。

4. 建設リサイクル法及び廃棄物等

- 本工事は建設リサイクル法対象工事であるため、工事着工前に適切な手続き等を行うこと。また、完了後速やかに再資源化報告書を提出すること。
- 工事において発生するコンクリート、アスファルト及び木材等は、認定再資源化施設（中間処理施設）へ適切に搬出すること。
- 残土処分が500m³以上発生する場合、処分先は、別紙1記載の処分場のいずれかとする。

5. 建設業退職金共済

- 建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、必要な対応を行うこと。
- 業務着手後1か月以内に、報告書と掛金収納書を提出すること。
- 業務完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。
- 証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、必要枚数を購入すること。ただし、対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考にすること。

6. その他

- 本工事では、必要に応じて単品スライド(減額)を行う場合がある。なお、その際は部分払いを行う資材についても対象となす。
- 本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象となる可能性がある。なお、対象工事となった場合には、調査票を監督員から配布する。
- 設計・施工一括契約書第55条第2項から第7項に規定するスライド条項の運用については、下記福岡市ホームページを参照すること。なお、同ページにおける「建設工事請負契約書第25条第1項から第6項」は、「設計・施工一括契約書第55条第2項から第7項」と読み替える。

建設工事請負契約書第25条(スライド条項)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/suraidoj.html>

7. その他、特に注意すること

- 油山市民の森及び油山牧場は供用中の施設であるため、繁忙期(ゴールデンウィークや紅葉の時期など)の工事については、施設管理者と事前に協議すること。

※本工事は「現場説明会」を行いません。

※現場説明書を熟読のうえ、質疑がある場合のみ、受付期間内に質疑書を提出してください。

現 場 説 明 書		農林水産局総務農林部森林・林政課		
		課 長	係 長	係 員
【一般説明事項】				
①工 事 名 称				
②工 事 場 所	福岡市南区大字桧原、柏原、福岡市城南区大字東油山			
③工 期	契約締結の翌日から令和 年 月 日迄			
④工 事 概 要	公募要綱および仕様書による			
⑤作 業 時 間 帯	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間工事 ・夜間工事 ・一部 (昼間あり ・ 夜間あり) 作業については、油山市民の森および油山牧場の開園時間帯とする。 ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、監督員と協議すること。			
⑥関 連 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ・関連工事 (なし ・ あり) ○油山市民の森および油山牧場内で、市が別途発注するインフラ整備工事等 ○油山市民の森内で、市が別途発注する間伐業務等 			
⑦近 隣 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、監督職員と協議し、歩行者又は通行車両等に対して十分注意し施工すること。なお、必要に応じて通常の安全対策とは別に、監督員が指示する安全対策を講じること。また、土曜、日曜、祝日は、油山市民の森および油山牧場の利用者が多くなることから、注意し施工すること。 			
⑧残土・廃棄物処分	<ul style="list-style-type: none"> ・残土処分場について (指定 ・ 自由) ・産廃 (コンクリート殻) (なし ・ あり) 中間 最終 処理) ・産廃 (アスファルト殻) (なし あり) 中間 最終 処理) ・工事により発生するコンクリート・アスファルト及び木材等は、再資源化施設へ搬出し、リサイクル化に努めること。 			
⑨施 工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に先立ち設計図書に基づき「施工計画書」を契約締結の翌日より30日以内に提出し、監督員の承諾を得るものとする。 ・受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。 ・不法無線局を設置した車両等は、工事現場に出入りさせないこと。 ・施設利用者等の保全を図るため、低騒音型建設機械の使用に努める ・廃材や残土の搬出及び工事用資材の搬出入においては、過積載しないこと。 ・なお、当該建設機械を使用する場合は、施工計画書での記載及び「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。 			
⑩建 退 共 (建設業退職金共済)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、諸手続を行うこと。 ・契約締結後1ヶ月以内に報告書と掛金収納書を提出し、完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。なお、証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い必要枚数を購入すること。 ・対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考に購入すること。 			
⑪工事实績情報の登録 (CORINS)	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額 500万円以上の工事は、当該工事に関するデータを(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録(発注時、途中変更時、竣工時)し、登録済みの受領書の写しを監督員に提出すること。 			
⑫質 疑 応 答	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要綱による 			
⑬そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に記載しない事項は、公募要綱等および仕様書を充分留意の上、施行を行うこと。 ・関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠りなく許可、届出及び手続き等を行うこと。 			

※この現場説明書は契約書に添付しないこと。

【特別に説明を要する事項】

- ・油山市民の森および油山牧場内での施工時期については、事前に監督員、両施設の施設管理者と協議を行うこと。
- ・当現場は、油山市民の森および油山牧場の利用者が多く通行するため、工事期間中は、誤って進入しないよう安全対策を十分行うこと。
また、階段を通行止めして作業する場合は、迂回路の案内標示を明確に行うこと。安全管理及び迂回路の案内標示の方法については、事前に監督員、両施設の施設管理者と協議を行うこと。
- ・アスレチック遊具に使用する木材は福岡県産材（杉1等材）とする。
- ・サイン設置工に使用する木材は福岡県産材（エコアコルウッド(同等品以上) 杉1等材）とする。
また、塗装色については、ブラウン色系とし、材料承諾書提出の際、色見本等を提出し承諾を受けること。

※この現場説明書は契約書に添付しないこと。